年金積立金管理運用独立行政法人の 平成21年度の業務実績の評価結果 (案)

平成22年8月20日厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成21年度業務実績について

(1) 評価の視点

年金積立金管理運用独立行政法人(以下「管理運用法人」という。)は、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的として、平成18年4月1日に発足した独立行政法人である。

今年度の管理運用法人の業務実績の評価は、平成18年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標(平成18年度~平成21年度)の4年目(平成21年4月~平成22年3月)の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成20年度までの業務実績の評価において示した課題等、さらには、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた独立行政法人の業務実績に関する2次評価結果等や取組方針も踏まえ、評価を実施した。

管理運用法人は、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に年金積立金の運用を行うことにより、年金事業の運営の安定、ひいては国民生活の安定に貢献するという使命を負っている。このような使命を果たすため、中期目標において、効率的な業務運営体制を確立し、職員の専門性を高め業務運営能力の向上を図ること、年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを達成するために、基本ポートフォリオを定め、これに基づき管理を行うこと、受託者責任の徹底、情報公開への積極的取組等の業務の質の向上に関する事項、リスク管理の徹底等の積立金の管理運用に関し遵守すべき事項等が定められている。

したがって、管理運用法人の評価に当たっては、その使命を果たすために行われた具体的な取組、又はその取組における創意工夫を評価の基本とし、その上で、中期目標等に定める事項が適切に行われたかについて総合的な評価を実施することとしている。

平成21年度においては中期目標期間の最終年度として、昨年度までに評価委員会において指摘した事項を踏まえ、これまで改善が図られてきた業務運営体制が円滑に機能し、適切な業務運営がされているか、といった点に重点を置き、評価を実施することとした。

なお、年金積立金の運用は、前述のとおり、長期的な観点から安全かつ効率的に

行うこととされていることから、管理運用法人における年金積立金の管理及び運用 の評価についても、単年度の運用実績のみをもって評価することは適切ではなく、 長期的な視点で評価することが重要である。

(2) 平成21年度業務実績全般の評価

ア 管理運営体制全般に関する事項

管理運用法人の使命は、前述のとおり、長期的な観点から安全かつ効率的な年金 積立金の管理・運用を行うことにより、年金事業の運営の安定に資することである。

平成21年度における業務運営の効率化と、それに伴う経費の節減効果に関しては、資産管理機関の集約化を完了するとともに、手数料の更なる引下げを図った結果、管理運用委託手数料額は前年度比で約47億円減少し、コスト節減の効果をあげたことは評価できる。

また、効率的な業務運営体制の確立のため、積極的な外部の専門的知見を有する人材の確保や、専門実務研修の実施、人事評価制度の実施等により、職員の勤労意欲や業務遂行能力の向上を図るなど、適切な対応を行っている。さらに、理事長直轄の経営管理会議等を活用し、事業運営の改善を図るなど、業務改善に積極的に取り組んでいる。また、業務の質の向上に関する事項についても、受託者責任の徹底や調査研究の充実など着実に取り組んでいる。

イ 年金積立金の管理及び運用全般に関する事項

平成21年度は、金融危機後の世界経済の回復期待を受けて内外株式が大幅に上昇した。

このような状況の下、平成21年度における運用結果としては、運用成果を測定する尺度の一つである修正総合収益率¹では、3年ぶりのプラスとなった。また、市場平均を示す指標であるベンチマーク²と比較した場合、国内株式及び外国債券についてはプラスの超過収益率、短期資産及び国内債券については概ねベンチマーク並みの収益率³、外国株式についてはマイナスの超過収益率となった。

管理運用法人においては、通常の運用受託機関との定期ミーティング、リスク管

^{1 「}修正総合収益率」とは運用の効率性を表す時価ベースの資産価値の変化を把握する指標。 具体的には、実現収益に、資産の時価評価による評価損益の増減及び未収収益の増減を加え、 さらに投下元本に時価の概念を導入して算定した収益率。

² 価格変動がある市場運用を行う限り、修正総合収益率がマイナスになる年度はあり得ることから、運用結果を評価する際には、修正総合収益率だけではなく、ベンチマーク収益率を確保できているかどうかにも着目する必要がある。

³ ベンチマークと収益率の差が、±0.1%未満のものについては概ねベンチマーク並みとしている。

理ミーティングに加え、年度当初に株価が大きく変動した際に緊急に随時ミーティングを通じて、リスク管理のための情報の収集、共有化に努めた。また、運用受託機関に対する定性評価及び定量評価を踏まえた総合評価を行い、20社を資金配分停止、1社を解約とするなど、ルールに則した厳格な対応を行っている。

ウ 年金積立金の運用実績が年金財政に与える影響の評価

管理運用法人で管理する積立金と年金特別会計で管理する積立金を合わせた、年金積立金全体の運用実績と財政再計算及び財政検証上の前提を比較すると、平成21年度単年度については、運用実績が財政再計算及び財政検証上の前提を10.67%上回っている。

平成13年度(年金積立金の自主運用の開始年度)からの9年間の実質的な運用利回りについては、運用実績が財政再計算及び財政検証上の前提を年平均1.67%、管理運用法人が設立された平成18年度からの4年間で0.50%、上回っている。

以上のことから、年金積立金の運用が年金財政にプラスの影響を与えていると評価することができる。なお、年金積立金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うこととされており、運用実績の年金財政に与える影響についても、長期的な観点から評価することが重要である。

エ 平成21年度業務実績全般の評価

以上を踏まえると、管理運用法人の管理運営体制については、業務運営体制の見直し及び改善の効果が発揮され、業務運営が適切に行われていると評価することができる。

また、年金積立金の管理及び運用に関する事項については、必要なリスク管理を 行い、全体としては管理運用法人の設立目的に沿って適切に業務を実施したと評価 できる。

年金積立金の運用については、長期的には年金財政の目標とされている実質的な 運用利回りは確保できており、単年度においてもベンチマークとの対比で見て、概 ねベンチマーク並みの収益率を確保できている。また、市場動向も踏まえつつ、キャッシュ・アウトやリバランスを行うことは引き続き課題となっており、機動的な 対応が求められている。今後も、長期的に年金積立金の安全かつ効率的な運用が実 施されていくことを大いに期待したい。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。 個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1)業務運営の効率化に関する措置について

平成21年度における業務運営の効率化と、それに伴う経費の節減効果としては、資産管理機関の集約化や運用委託手数料の引き下げによる経費節減効果の実現があげられる。平成19年度より資産管理機関の選定を行い、1つの資産の管理を1つの資産管理機関に集約することとし、平成21年度において資産移管を完了した。また、管理運用委託手数料の水準についても、既存の受託機関、新規の受託機関ともに引下げを図り、経費の節減を実現している。これらの取組により、平成21年度においては、管理運用委託手数料額について前年度比で約47億円の経費節減効果が認められ、評価することができる。

組織編成及び人員配置の見直し等の効率的な業務運営体制の確立に関する項目については、引き続き、着実な対応がなされている。特に、業務運営能力の向上のため、積極的に外部の専門的知見を有する運用経験者の確保に努めており、人件費の制約がある中、最大限の努力を行っていると評価できる。また、職員の専門性向上のための取組については、大学院への入学補助制度の活用等による専門実務研修の実施が図られており、着実に成果をあげている。さらに、人事評価制度の実施において、実績評価の結果の奨励手当への反映や、能力評価の結果に基づく職員へのフィードバック面談の実施及びその結果の昇級への反映など、職員の勤労意欲の向上や業務遂行能力の向上に資する取組が行われており、また、平成21年度においては、無駄削減等の取組を評価に反映するなどの工夫を行っていることは評価できる。今後も、効率的な業務運営体制の確立を図るとともに、業務運営能力の向上を図る観点から、証券アナリスト資格取得の支援措置の継続など、引き続き質の高い人材の確保及び育成を進めることが必要である。

業務管理の充実については、引き続き、理事長直轄の経営管理会議等を活用し、四半期ごとに中期計画・年度計画の進捗・達成状況を把握し、業務改善指示等を出すことにより、キャッシュ・アウトに係る資金移動のフローの見直しや、システム部門の体制強化等の業務改善につなげていると評価する。また、監事による監査に加え、内部監査の充実・強化により、適切な監査体制を整えるとともに、「コンプライアンス委員会」等の各種会議の開催、その内容の役職員への周知、研修の実施等により、内部統制体制の充実を図り、職員の意識改革や受託者責任の徹底に取り組んでいる点は評価できる。

また、平成21年度においては、新たに「情報システム室」を創設し、システム 部門の体制強化を図るとともに、資産統合管理システムの整備及び業務システムの 最適化について、平成18年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、平成21年度内に設計・開発を終えて稼働を開始し、平成22年度の業務切り替えに向けた準備を着実に行っている点は評価できる。今後は、新たに導入した情報システムが従前の機能を継承するに止まることなく、リスク管理等業務の質の向上に繋げていくことが必要である。

(2) 業務の質の向上に関する取組について

受託者責任の徹底への取組については、意思決定サポート体制の構築による責任体制の明確化、法令遵守等の徹底に向けたコンプライアンス委員会の開催や、コンプライアンス研修の実施など、引き続き適切な取組が行われている。また、運用受託機関等に対してもガイドラインを明示して関係法令遵守の徹底を図るとともに、定期ミーティング等において運用状況やリスク管理の状況の報告を求める際にも、遵守の状況を確認するなど、運用受託機関等に対する受託者責任の徹底についても適切に取り組んでいると評価できる。

また、調査研究については、管理運用手法の高度化等の観点から、基本ポートフォリオの検証や投資対象の拡大に関する研究など、時宜に即した適切なテーマについて積極的に取り組んでいると評価できる。

情報公開に係る取組については、平成21年度においては、年金積立金の管理及び運用について、より一層の国民の理解を得るために、年金運用に関するセミナーや講演会を通じて、年金積立金運用の基本的な考え方や運用状況について積極的に説明を行うとともに、業務概況書や運用委員会の議事要旨等の内容を充実させ、より分かりやすいものとなるような工夫を行っている点は評価できる。今後も、分かりやすい情報提供を推進し、年金積立金の長期的な観点からの運用について国民の十分な理解を得るため、広報活動の充実・強化を図るよう、一層の努力を期待したい。

(3)財務内容の改善等について

財務内容の改善に関する事項については、平成17年度と比較して、一般管理費は21.2%、業務経費は21.9%の節減を達成し、経費節減及び事業の効率化が行われていると評価できる。

(4) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

財務状況について

平成21年度においては、内外株式の大幅な回復により、平成20年度末の繰越

欠損金を上回る当期総利益を計上した結果、利益剰余金が生じている。この利益剰 余金については、法令の規定に従い、各勘定において積立金として整理されている。

② 保有資産の管理・運用等について

保有する宿舎について、全て売却することを決定した点は評価できる。第二期中期目標期間中に所要の手続を完了するよう努めることとされており、速やかに着手することを期待する。

③ 組織体制・人件費管理について

ラスパイレス指数については、地域・学歴勘案で99.8と国家公務員と比べ下回っているが、引き続き、平成21年度においても、人件費上昇の抑制等の取組を適切に進めている。また、そのような中で、引き続き質の高い人材の確保に向けた取組を継続していることは評価できる。また、国家公務員再就職者のポストの見直しについても、常勤監事について公募を行い、民間出身者が監事に任命されており、適切に行われている。

④ 事業費の冗費の点検について

各項目について、それぞれ適切に点検が行われている。また、人事評価制度において、無駄削減等の取組を評価に反映するなどの工夫や、新たに法人内に「経費節減委員会」を設置し、経費節減に向けた取組方針の設定を行うなどの取組を行っていることは評価できる。なお、平成17年度と比較して、一般管理費は21.2%、業務経費は21.9%の節減を達成し、経費節減及び事業の効率化が行われている。

⑤ 契約について

随意契約に関する管理運用法人の会計規程においては国の基準と同じ限度額を定めているが、真にやむを得ない契約以外は全て一般競争入札等に移行している。また外部の第三者からなる「契約監視委員会」を設置し、随意契約や一般競争入札等の契約方式の妥当性や、一者応札・一者応募の改善策について審査を行い、指摘事項について適切に改善策を講じている。今後も、一般競争入札及び企画競争の実施を継続し、経費節減を図るよう求めたい。

⑥ 内部統制について

内部統制について内部統制については、「コンプライアンス委員会」や「運営リスク管理委員会」、「情報セキュリティ委員会」、といった各種会議の開催、その内容の役職員への周知、研修の実施等により、内部統制体制の充実を図り、職員の

意識改革や受託者責任の徹底に取り組んでいる。また、コンプライアンスハンドブックの改定、全役職員対象のコンプライアンス研修の実施、役職員への周知・徹底を行うとともに、関係法令、法人の規程類及び同ハンドブックを法人LANへ掲載し、役職員がいつでも必要な情報にアクセスできる体制を構築する等、適切な対応がなされている。

(7) 事務事業の見直し等について

業務改善の取組については、「業務改善目安箱」や「経費節減委員会」を設置するとともに、人事評価の評価項目に無駄削減や業務効率化についての項目を設けるなど、様々な工夫を行っている。また、平成21年度は、第一期中期目標期間の最終年度であったことから、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」及び厚生労働省の「年金積立金管理運用独立行政法人の組織・業務全般の見直し案」に沿った厚生労働大臣からの第二期中期目標が示され、これを受けて、管理運用法人において第二期中期計画が策定され、厚生労働大臣の認可を受けている。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事監査計画に基づく監事の監査報告書の提出並びに監事の行った財務諸表等について検討した点及び業務運営について検討した点について説明を受け、これらも踏まえて評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成22年7月8日から8月6日までの間、 法人の業務実績報告書等に対する国民からの意見募集を行い、その寄せられた意見 も踏まえて評価を行った。

(5) 年金積立金の管理及び運用に関する事項

① 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

平成21年度においては、金融危機後の世界経済の回復期待を受けて内外株式が 大幅に上昇したことから、プラスの収益率となった。

各資産ごとに市場運用の結果を評価するための指標であるベンチマークとの対比で見ると、国内株式及び外国債券についてはプラスの超過収益率、短期資産についてはプラス 0.06%、国内債券についてはマイナス 0.05%と概ねベンチマーク並みの収益率となったが、外国株式についてはマイナスの超過収益率という結果となった。

管理運用法人においては、運用受託機関との定期ミーティング、リスク管理ミーティングを実施し、毎月1回、各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関との協議を通じ改善を促すなど、ベンチマーク収益率の確保のために必要な対応を行っている。

また、年度初めに株価が大きく変動したことを踏まえ、緊急に運用受託機関との随時ミーティングを実施し、外国株式アクティブ運用受託機関の投資行動及びリスク管理状況を把握するなど、リスク管理に向けた適切な情報収集を行った点は評価できる。加えて、運用受託機関の評価についても、定性評価及び定量評価を踏まえた総合評価の結果、20社について資金配分を停止、1社を解約とするなど、収益率向上に向けた適切な対応を行っている。

さらに、外国債券パッシブと外国株式パッシブ運用については、平成21年度に 運用受託機関の構成(マネージャーストラクチャー)の見直しに伴う選定を開始し ており、リスクに応じた適切な運用受託機関の選定を期待したい。

また、世界的にみても大規模なファンドであることに鑑み、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう慎重な投資行動を行っており、平成21年度においては、寄託金の償還、年金特別会計への納付、リバランスの実施にあたって、資産の売却・回収は必要最小限とし、財投債の満期償還金等の資金を活用して行うなど、市場への影響を極力抑える努力を行っていると評価する。また、キャッシュ・アウトに際しての資金移動フローを見直すとともに、新たに短資業者を選定し、短期資産の運用先の拡充を図っており、ニーズに即応した適切な対応を行っていると評価できる。

② 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成について 第一期中期目標期間が平成21年度で終了することから、第二期中期計画におけ る基本ポートフォリオの策定に向けて、運用委員の専門的な知見を十分に活かして、 幅広い観点から最新の知見も取り入れながら精力的な検討を行ったことは評価でき る。

なお、平成22年3月に厚生労働大臣から示された第二期中期目標においては、 運用目標は暫定的なものとして示され、「安全・効率的かつ確実を旨とした資産構成割合を定め、これに基づき管理を行うこと。その際、市場に急激な影響を与えないこと。」とされたことから、管理運用法人においては、これを踏まえ、最新のリスク・リターン情報を用いて、第一期中期計画における基本ポートフォリオが「安全・効率的かつ確実」であることの検証・確認を行い、第一期中期計画における基本ポートフォリオを、第二期中期計画における基本ポートフォリオとして策定している。平成21年度においては、これにより第一期中期計画に基づく基本ポートフ ォリオの検証を行ったものとしており、与えられた目標の中で適切に行われたと評価する。

③ 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

運用受託機関に対するリスク管理については、遵守すべきガイドラインを示すことや、各運用受託機関のリスク管理指標に係る目標値の遵守状況を逐一把握するなどの取組を引き続き行っており、また、平成21年度においては、年度初めに株価が大きく変動したことを踏まえ緊急に随時ミーティングを行うなど、リスク管理に向けた適切な情報収集活動を行っている。今後は、急激な市場の変化にも対応できるよう、さらなるリスク管理の充実に向けた検討を進めることを期待する。

管理運用法人は、運用の効率化や必要な流動性の確保の観点から、運用資産の一部(国内債券パッシブ運用の一部、引受財投債の全額及び短期資産)について、資産管理機関を利用しつつ、自ら管理及び運用を行っている。管理運用法人における自家運用については、運用部から独立したインハウス運用室において、運用部から提示されたガイドラインに従い、月次でリスク管理状況等の報告を行い、運用部においてリスク管理指標に係る目標値等の遵守状況の確認を行っており、適切な対応がなされていると評価する。

株主議決権の行使については、企業経営等に与える影響に配慮し、運用受託機関にガイドラインの策定及びその遵守を求め、改善が必要な事項については運用受託機関に改善を求めるなど、株主利益の最大化を目指して適切な対応を行っていると評価する。

3. 年金積立金の運用実績が年金財政に与える影響の評価

管理運用法人の総合評価においては、年金積立金の運用が年金財政に与える影響 についての検証報告の内容を考慮して、個別評価の分析結果と併せて、総合評価を 行うこととなっている。

公的年金の年金給付額は、長期的に見ると名目賃金上昇率に連動して増加することとなるため、運用収入のうち賃金上昇率を上回る分が、年金財政上の実質的な収益となる。このため、運用実績の評価は、名目運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いた「実質的な運用利回り」について、運用実績と財政再計算及び財政検証における前提とを比較して行う4。

⁴ 平成21年財政検証は、平成21年2月に厚生労働省から公表されているが、平成21年財政 検証は、平成20年度末積立金を基礎とし、平成21年が推計初年度となっていることから、 21年度については、平成21年財政検証における前提との比較を行っている。

年金積立金全体の運用実績と財政再計算及び財政検証上の前提を比較すると、平成21年度単年度については、運用実績が財政再計算及び財政検証上の前提を10.67%上回っている。

平成13年度(年金積立金の自主運用の開始年度)からの9年間の実質的な運用利回りについても、運用実績が財政再計算及び財政検証上の前提を年平均1.67%、管理運用法人が設立された平成18年度からの4年間で0.50%、上回っている。

以上のことから、年金積立金の運用が年金財政にプラスの影響を与えていると評価することができる。

別紙

平成21事業年度

年金積立金管理運用独立行政法人業務実績評価シート

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21事業年度業務実績
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を	第1 業務運営の効率化に関する目標を	
N = AWACH V MT IN CATA	達成するためとるべき措置	達成するためとるべき措置	
1. 効率的な業務運営体制の確立 組織編成及び人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。	達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 業務運営を効率的かつ効果的に実施 するため、組織編成及び人員配置を実情 に即して見直すとともに、職員の努力及 びその成果を適正に評価する人事評価 制度を実施する。	達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 (1) 事務処理の迅速化を図り、組織編成及び人員配置を業務の質量に応じて見直すとともに、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行う。	という。)設立時において、効率的かつ効果的な業務を遂行するために組織体制及 び人員配置についての組織編成を行ったところではあるが、平成20事業年度に

年金積立金管理運用独立行政法人 業務実績評価シート		
		i 情報システム委員会-情報化の推進及び情報システムの最適化等の推進 (詳細は、第1.4.(1)において記述。)
		ii 契約審査会及び契約監視委員会-契約手続の公正性の確保(詳細は第1. 5. (5) ③④において記述。)
		iii コンプライアンス委員会-法令遵守及び受託者責任等の徹底(詳細は、 第1.3.(1)③において記述。)
		iv 運営リスク管理委員会-管理運用法人の業務遂行上の様々なリスクの発生防止及び対応等(詳細は、第1.3.(1)③において記述。)
		v 情報セキュリティ委員会-情報セキュリティ対策の推進等(詳細は、第 1.3.(1)③において記述。)
		vi 経費節減委員会-経費節減に向けた取組の実施等(詳細は、第1.5.(4) において記述。)
		②
		イ 管理運用業務の専門性を組織的に向上させるため、平成21事業年度において民間における運用実務経験者である職員を新たに3名採用した。 これらの者の配置については、民間での運用実務経験等が活かせるよう考慮した上で、適切に配置した。
	(2)これまでの人事評価制度の実施状況等を検証し、同制度の適正な運用を図る。	(2) 職員の能力の向上、管理職の管理能力の強化及び職員の勤労意欲の向上を図ることを目的として、平成20事業年度に引き続き、人事評価制度を実施した。平成21事業年度においては、下期実績評価(10~3月)を4~5月に実施し、その結果を6月期の奨励手当(国家公務員の勤勉手当に相当するもの)に、上期実績評価(4~9月)を10~11月に実施し、その結果を12月期の奨励手当に反映させた。また、能力評価(1~12月)については、平成22年1~2月に実施し、3月に「フィードバック面談」を行い、被評価者に結果を通知した。併せて、その結果を平成22年4月の昇給等へ反映させた。その他、厚生労働省の要請を踏まえ、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加える等の見直しを行った。これらの取組により、能力の向上及び勤労意欲の向上等に係る職員の意識改革に努めた。

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目1 】	評定	A	
【評価項目1 効率的な業務運営体制の確立】	(理由及び特記事項)			(委員会として		
	人事評価制度を済	適切に実施し、乳	実績評価について6月期及び12月 期	月 人事評価制度	その実施において	、実績評価の結果の奨励手当への反映や
	の奨励手当に反映る	させるとともに	、能力評価について平成22年4月の	能力評価の結果	具に基づく職員~	へのフィードバック面談の実施及びその
	昇給等へ反映するこ	ことができた。		結果の昇級への	反映など、職員	の勤労意欲や業務遂行能力の向上に資す
				る取組が行われ	しており、また、	無駄削減等の取組を評価に反映するなど
【評価の視点】				の工夫を行って	いる。また、理	事長直轄の経営管理会議等を活用し、事
○中期目標期間中に、組織編成及び人員配置を業務の実情に即して見直	実績:○			業運営の改善を	:図るなど、業務は	改善に積極的に取り組んでいる。さらに、
したか。	【組織編成及び人員	員配置の見直し]	「情報システム	室」を創設し、	システム部門の体制強化を図るなど、効
	○ 事業年度中途~	であっても積極	的な見直しを心がけ、企画部からシス	率的な業務運営	は体制の確立に取	り組んでいる。
			「情報システム室」を創設したことに を図ることができた。	これらから、	中期計画を上回	っていると判断し、A 評価とした。
	(業務実績第1.]	1. (1) ②ア (P. 2) 参照)	(各委員の評定	至理由)	
				システム部門]を独立させ「情	報システム室」を創設するなどシステム
				部門の体制を強	郎し、計画どお	り平成22年度より新システムによる業
○中期目標期間中に人事評価制度を創設し、実施したか。	実績:○			務切替が実現し	た点は大いに評	価できる。
	【人事評価制度の過	運用】		・人事評価制度	についても着実	な推進が行われた。理事長の意思決定を
	○ 平成21事業年	年度においては	、平成20事業年度下期実績評価(1	サポートする体	x制について、目	常業務として円滑に機能するよう工夫が
	0~3月)を4~	~5月に実施し	、その結果を6月期の奨励手当に、」	こ なされた。		
	期実績評価(4~	~9月)を10~	~11月に実施し、その結果を12月	•組織上、情報	システム室の外	出し(独立を図る)等着実に体制の整備
	期の奨励手当に		Ÿ	が行われている	ŭ.	
			月)については、平成22年1~2月			価制度のさらなる整備が図られた。
	•		ック面談」を行い、被評価者に結果を		室の設置、人事	評価制度の創設など適切な対応が行われ
	- " '		成22年4月の昇給等へ反映させた	-		
			踏まえ、職員のコスト意識の向上及び			々開催回数も増え充実してきている。
			減し、業務を効率的に行う取組につ			テム室の設置等制度の運用及び組織編制
	いて評価項目に				可以上に進んでい	ると判断する。
			向上及び勤労意欲の向上等に係る職員			
	の意識改革に努め	9	,) , / , m)	(その他意見)	4.4.1.1	7 N 4 H 2 T N 0 H 1 0 5 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1
	(業務実績第1.]	1. (2) (P. 2	2) 麥煦)		_	るが、中期計画以上の特段のことは見ら
				, ,		であるかどうかについては、充分な検証
 ○組織編成及び人員配置の見直しや人事評価制度の実施等により、効率	実績:○			資料が得られて	· / / * / / ·	
的な業務運営体制を確立したか。	【業務運営体制の	整備】				
17.4大が足日中間を開立したが。			的な見直しを心がけ、新たに「情報シ			
			こより、システム部門の体制強化を図			
	ることができた。		ANT 3 - 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1			
		0	通年で適切に実施した。			
			び (2) (P. 2) 参照)			
	○ 経営管理会議》	及び企画会議の	運営により、理事長が事業の進捗状況	2		
	等を適時適切に	関係幹部と共有	するとともに理事長に対する必要な			
	判断材料の提供等	等を通じて迅速	・適確な意思決定に資することができ	;		
	た。					
	また、経営管理	理会議及び企画会	会議の運営を効率的な会議運営とする			
	ため、議事事項の					
	(業務実績第1.	1. (1) ①ア(P. 1) 参照)			
	1					

○法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評 | 実績:○ 価しているか。

(政・独委評価の視点)

【業務改善に係る取組状況】

- 業務改善のための役職員のイニシアティブについては、次のような 取組を行ってきている。
- 使命、運営理念、行動指針

管理運用法人設立時に、国民の皆様からお預かりした年金積立金を 適切に管理・運用するという、「使命」「運営理念」「行動指針」を定 め、ホームページに掲載・公表してきている。これらの内容は、コン プライアンスハンドブックにも掲載し、コンプライアンス研修におい て、役職員に周知している。

(業務実績第1.2.(2)①ア(P.5)及び業務実績第1.3.(1)③ ア (P.12)参照)

・組織改編における取組

業務ごとに主担当、副担当を置くとともに、その担当一覧を法人し ANに掲載することで、各職員の担当業務を明らかにしている。

このことにより、どのレベルの職務の者であっても(課員、室員で あっても)、主担当とすることなどにより、全職員が業務改善等のイ ニシアティブをとることができる体制となっている。

人事評価制度における取組

能力評価の評価項目《積極性》において、業務改善提案などの取組 を評価することを、人事評価制度実施規程(内部規程)に規定し、職 員に周知するとともに、規定どおりに評価している。

また、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削 減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加える規定改正を 行った。

(業務実績第1.1.(2)(P.2)参照)

ホームページの改善

法人業務に対する意見の書き込みを可能とするとともに、四半期ご との運用実績公表の際にも、国民に理解しやすい内容・表現とするよ う改善し、国民のニーズの把握に努めている。

(業務実績第2.3.(1)~(5)(P.44~P46)参照)

中期計画

達成するためとるべき措置

中期目標

第2 業務運営の効率化に関する事項

2. 業務運営能力の向上 2. 業務運営能力の向上 2. 業務運営能力の向上 2. 業務運営能力の向上 職員の採用に当たって、資質の高い人 職員の採用に当たっては、資質の高い (1)職員の採用に当たっては、運用経験 (1) 管理運用法人の業務運営能力の向上に寄与する資質の高い優秀な人材の採用に 材を広く求めるとともに、職員の資質の 人材をより広く求めるとともに、職員の 者を採用するなど、資質の高い人材を 努めた結果、多様な運用実務経験及び資格等を有する者を平成21年4月1日に 向上を図るため、研修の充実、資格取得 資質の向上を図る観点から、

資産運用等 より広く求める。 3名採用した。 の奨励、他の関係機関との人事交流等に の分野に係る専門的、実務的な研修を実 積極的に取り組むことにより、業務運営 施するほか、当該分野等の資格取得を積 (参考) 能力の向上を図ること。 極的に支援する。 ・平成21年4月1日付け採用3名 また、幅広い職務を経験させるため、 他の関係機関との人事交流に取り組む 18 年度 19 年度 20 年度 21 年度 ことにより、業務運営能力の向上を図 応募者総数 196 名 71 名 158 名 39 名 る。 採用者数 8名 7名 5名 3 名 (2)職員の資質の向上等を図るため、資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な (2)研修計画を策定し、職員の資質の向 上を図るため、資金運用等の分野に係 研修計画(第1期中期計画における研修体系を踏まえた各事業年度の計画)を策 る専門的かつ実務的な研修を実施する 定し、平成21事業年度の研修を次のとおり実施した。 ほか、当該分野等の資格取得を積極的 に支援する。 18 年度 19 年度 20 年度 21 年度 研修回数 62 回 85 回 86 回 89 回 参加延べ数 561名 522名 502名 549 名 ① 一般研修(職員の基礎的な資質の向上を図るための研修、福利厚生上の研修) ア コンプライアンス研修 法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、法令遵守についての職員 の意識向上を図った。 18 年度 19 年度 20 年度 21 年度 1 回 1 回 1回 1 回 研修回数 (3月) (11月) (2月) (11月) 参加人数 82 名 83 名 82 名 81 名 イ メンタルヘルス研修 職員の健康保持増進を図る観点から、職員個々の「こころの健康診断」を 実施し、メンタルヘルスについての意識向上を図った。 18 年度 19 年度 20 年度 21 年度 1 回 1 回 1 回 1 回 研修回数 (12月) (2月) (2月) (2月) 参加人数 78 名 82 名 73 名 76 名

平成21年度計画

達成するためとるべき措置

第1 業務運営の効率化に関する目標を 第1 業務運営の効率化に関する目標を 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

平成21事業年度業務実績

ウ 管理職研修

平成21事業年度は、メンタルヘルスについて重点的に取り組み、課長職以上を対象に行った。

さらに、長期病気療養者の職場復帰時の対処などの具体的な内容の外部 研修に人事担当職員を派遣した。

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
研修回数	2回 (3月)	2回 (12、1月)	2回 (10、3月)	2回 (6、12月)
参加延べ人数	11名	17名	24 名	15 名

エ 基礎研修

平成21事業年度に採用した職員の基礎知識の習得を図る観点から、管理 運用法人の組織、業務、遵守事項等について研修を実施した。

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
研修回数	5 回	3 回	2 回	3 回
71191130	(9~2月)	(4~3月)	(4~7月)	(4~1月)
参加人数	8名	8名	7名	6名

才 担当者研修

担当職員の資質の向上を図る観点から、外部で企画された研修等に参加させた。

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
研修回数	9 回	9 回	10 回	12 回
柳修凹数	(7~2月)	(5~3月)	(7~2月)	(7~2月)
参加人数	12名	11名	10名	16名

カ 英語力向上研修

業務で使用する高度な英語力の更なるレベルアップを図るため、専門学校を活用した研修を実施した。

なお、受講者は、一定程度以上の語学力を有する者から、選考した。 1名 6月間 ※平成21事業年度末現在受講中

② 業務研修(資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修)

ア 初級・中級業務研修

年金積立金の管理及び運用に係る業務に必要となる基礎知識の習得及び必要な知識のレベルアップを図るための研修メニューを設けているが、平成2 1事業年度は、対象者がいないことから実施を見送った。 年金積立金管理運用独立行政法人 業務実績評価シート

イ 外部有識者研修

月1回程度、外部有識者を講師として招き、研修を実施した。平成21事業年度は、資産運用や金融商品等のテーマに加え、第2期中期計画における基本ポートフォリオ策定に関連したテーマや、「最新の短期金融市場の動向」についてなど、時宜にかなった話題を取り上げた。

		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
	研修回数	6 回	5 回	7 回	15 回
	如修四数	(5~3月)	(5~3月)	(5~3月)	(4~3月)
Ī	参加延べ人数	193名	137名	131名	200名

ウ 情報セキュリティ研修

情報セキュリティポリシーの実施にあたり、事務取扱等について研修・教育を行った。

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
研修回数	1回 (3月)	1回 (1月)	1回 (2月)	1回 (4月)
参加人数	73 名	73 名	82 名	83 名

③ 外部セミナー等への参加

資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な知識を得るため、外部で企画されたセミナー等に参加させた。

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
セミナー数	34 セミナー	59 セミナー	56 セミナー	49 セミナー
参加延べ人数	69 名	104名	70名	65 名

④ 専門実務研修の一環として、金融等に関する基礎理論から実践までを視野に入れた総合的な専門性の向上を図ることを目的として平成18事業年度に創設した職員の大学院入学補助制度を活用し、平成21年4月から職員1名が入学し、現在受講中である。

受講年度	人数
19~20 年度(20 年度修了)	1名
21~22 年度(22 年度修了予定)	1名

⑤ 海外で開催される運用機関主催の研修に職員2名を派遣し、ボストン出張に際しては、併せて海外の年金基金等との打合せも実施した。終了後、報告会を開催し、年金運用の最新の動向に関する情報を役職員で共有した。

評価の視点等 自己評価 【 評価項目2 】 評定 Α Α 【評価項目2 業務運営能力の向上】 (理由及び特記事項) (委員会としての評定理由) 積極的に外部の専門的知見を有する運用経験者の確保に努めており、 独立行政法人に課せられる制約がある中で、実務経験及び専門性の高 い人材の獲得のための採用、管理運用法人の職員に対する専門性向上の 人件費の制約がある中、最大限の努力を行っている。また、職員の専門 ための計画的な研修及び資格取得の支援を積極的に推し進めた。 性向上のため、大学院の入学補助制度の活用等による専門実務研修の実 また、研修制度については、平成20事業年度に引き続き、体系的な研 施が図られ、着実に成果を上げている。 修体制のもと計画的に実施し、法人全体の更なる知識の向上に努めた。 これらから、中期計画を上回っていると判断し、A評価とした。 (各委員の評定理由) 【評価の視点】 ・運用経験者の採用や職員研修の実施などについて着実に推進し成果を ○運用経験者の採用など、資質の高い人材をより広く求める職員採用を 実績:○ あげた。 行ったか。 【運用経験者の採用】 ・アナリスト受験支援等今後も継続されたい。 ○ 管理運用法人の業務運営能力の向上に寄与する資質の高い優秀な ・若手の採用を図り高齢者と入れ替える等、構成員の能力アップが着実 に図られている。 人材の採用に努めた結果、多様な運用実務経験及び資格等を有する者 を平成21年4月1日に3名採用することができた。 ・概ね中期目標が達成された。資格等一部については目標を上回る。 (業務実績第1.2.(1)(P.5)参照) ・証券アナリスト資格者の増大、民間での経験者の採用など職員の専門 性向上が図られている。 ・外部からの人材の登用等経営の努力がよくみえる。 実績:○ ・研修、実務経験者の採用、アナリスト合格者の増加等の状況から業務 ○資質の高い人材を確保できるような処遇・評価体制を導入したか。 【処遇・評価体制の整備】 運営能力は計画以上に向上していると判断する ・アナリスト資格取得増加体制を構築している。 ○ 採用者の配置に当たっては、民間での経験及び能力等を評価し、専 門性が最大限活かせる部署に決定した。 また、処遇については、年齢及び学歴のみならず、保有資格、民間 での運用等の経験の内容及びその期間等を十分考慮した上で決定し なお、評価体制については、人事評価制度の導入、運用により、適 切に実施することができた。 (業務実績第1.1.(1)②イ及び第1.1.(2)(P.2)参照) ○職員の資質の向上を図るための研修計画を策定し、資金運用等の分野 | 実績:○ に係る専門的かつ実務的な研修を実施したか。 【職員研修の実施】 ○ 職員の資質の向上等を図るため、年間89回の研修を実施し、延 べ549名を受講させた。実施に当たっては、あらかじめ目的及び そのために必要なカリキュラム内容並びにふさわしい担当講師を検 討の上、多様なメニューにより構成される研修計画(研修体系を踏 まえた各事業年度単位の計画)を策定して計画的に実施した(具体 的には、職員の基礎的な資質向上及び福利厚生のための一般研修(コ ンプライアンス研修、メンタルヘルス研修、基礎研修及び担当者研 修、英語力向上研修)、資金の管理運用及び I Tの分野に係る専門的 及び実務的な研修(外部有識者研修、情報システム・セキュリティ 研修、外部セミナーへの参加及び海外研修への派遣))。これにより 日進月歩の金融工学等の成果を可能な限り吸収するとともに、コン プライアンスやITリテラシーの向上に寄与することができた。 (業務実績第1. 2. (2)① \sim ③ $(P.5 \sim 7)$ 参照)

○ また、職員の年金積立金の管理及び運用に関する資質の向上を図 るため、職員の大学院入学の補助制度を活用した専門実務研修の実 施(職員1名が平成21年4月に入学)並びに海外で開催される運 用機関主催の研修に職員2名を派遣した(専門実務研修)。その他、 国際機関主催の会議等に参加し、最新の海外事例の積極的な情報収 集に努めた。 (業務実績第1.2.(2)4~⑥(P.7~8)参照) ○資金運用等の分野に係る資格の取得を支援するための措置をとった | 実績:○ 【証券アナリスト資格取得の支援措置】 ○ 資金運用等の分野に係る資格の取得を推進するため、証券アナリス ト通信教育講座受講料の支援を行い、職員の専門性向上を図った。 (業務実績第1.2.(2)(7)(P.8)参照) ○資格を保有する職員数の増加など、研修や資格取得の支援や中途採用 実績:○ が成果をもたらしているか。 【証券アナリストの資格取得者の増加】 ○ 実務研修や資金運用等の分野に係る資格の取得の推進及び運用経 験者の採用により、証券アナリストの資格取得者(二次試験合格者 も含む)が、前期末16名から今期末23名に増加するなど、職員 の自己啓発に積極的に取り組む姿勢を導き出す環境をつくることが できた。 (業務実績第1.2.(2)⑦(P.8)参照) ○ 採用者については、実際の運用経験や高度な専門的知識を有する者 ならではの能力を早速発揮するとともに、他の職員への刺激・啓発効 果をもたらすなどの成果も上がっており、管理運用法人の業務運営能 力の向上に寄与している。 (業務実績第1.1.(1)②イ(P.2)及び第1.2.(1)(P.5) 参昭) 実績:△ ○中期目標期間中に他の関係機関との人事交流に取り組んだか。 【他の関係機関との人事交流】 ○ 他の関係機関との人事交流については、職員の能力、適性、専門性 の確保等に留意しつつ、交流先、対象者、労働条件、期間等について 平成20事業年度に引き続き検討を行った。 その結果、人事交流の一環として、平成20事業年度に引き続き、 全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)から研修生1名を受け 入れた。 (業務実績第1.2.(3)(P.8)参照)

中期目標 中期計画 平成21年度計画 平成21事業年度業務実績 第2 業務運営の効率化に関する事項 第1 業務運営の効率化に関する目標を 第1 業務運営の効率化に関する目標を 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 達成するためとるべき措置 達成するためとるべき措置 3. 業務管理の充実 3. 業務管理の充実 3. 業務管理の充実 3. 業務管理の充実 業務の遂行状況の組織的かつ定期的 中期計画及び年度計画の達成状況等 (1)中期計画及び年度計画の進捗・達成 (1)① あらかじめ年度計画を四半期ごとに分割して設定した目標に対する実績を、 な管理及び自己評価等を適切に行うと を組織的かつ定期的に把握し、内部評価 状況等については、四半期ごとに検証 ともに、職員の意識改革を図り、法令導 を実施することにより、業務の改善を図 を行い、内部評価を実施することによ 経営管理会議において各四半期終了後に把握した。その際、各個別の目標ごと り、円滑な業務運営に資するよう努め の評価を併せて行い、問題点や課題を抽出するとともにその解決策を見つける 守及び受託者責任の徹底を図る観点か り必要に応じて業務運営の改善を行う ら、内部統制を含めた業務管理の充実を る。 など、円滑な業務運営に努めるととも ように努め、事業運営の改善が図られるようにした。 行うこと。 また、職員の意識改革を図り、法令遵 に、その結果を職員一人一人に周知す また、経営管理会議における評価結果等の内容については、各職員に対して 守及び受託者責任の徹底を図る観点か ることにより、職員のさらなる意識改 個別に連絡して周知するとともに、それぞれの担当業務の目標設定、達成度合 ら、内部統制を含めた業務管理の充実を 革を図り、法令遵守及び受託者責任の いの把握とそれに対する評価を四半期ごとに繰り返すことを通じて、職員一人 徹底を図る観点から、内部統制を含め 一人が自己の業務遂行上の課題の把握及びその解決を図ることにより業務運 さらに、外部監査を毎年度実施するこ た業務管理の充実を行う。 営の改善を常に考えながら業務を行うよう努めた。 とに加え、内部監査の充実・強化を図る。 ② 主な業務改善への反映状況等は次のとおりである。 ア キャッシュアウトに際して、複数のファンドにまたがる資金移動フローを見 直すことにより、途中の資金滞留を解消して資金運用の効率性を向上させた。 併せて、キャッシュアウトに係る事務の確実な遂行のため、管理運用法人内 で所要の事務フローを構築するとともに、厚生労働省、管理運用法人内各部署 及び取引銀行との間で連携の強化を図った。 イ 企画部からシステム部門を独立させ、新たに「情報システム室」を創設した ことにより、システム部門の体制強化を図った。 ウ 新たに契約監視委員会を設置し、契約後における、真にやむを得ない随意契 約の妥当性、一般競争入札等の調達方法の妥当性及び一般競争入札等における 一者応札・一者応募案件の改善策等について審査を行った。 エ 平成20年度業務概況書については、新たに運用資産全体の収益率・収益額 等を追加するとともに、自主運用開始以来(平成13事業年度)の運用状況(収 益率、収益額、運用資産額等)の推移も記載する等、より長期的な観点から運 用実績を見られるよう内容の更なる充実と改善を図った。 また、平成21年事業度各四半期の運用状況資料については、平成20事業 年度末に第1期中期計画における基本ポートフォリオの達成したことを踏ま え、運用資産全体の運用状況を中心とし、管理運用法人が管理・運用している 運用資産全体の運用状況がより分かりやすくなるように内容の充実を図った。 オ 年金積立金の管理及び運用に関する基礎的な事項や多数照会のある事項に ついて一般国民向けに分りやすく説明をした「よくあるご質問」の内容を更新 した。

年金積立金管理運用独立行政法人 業務実績評価シー	<u> </u>	
		カー般競争入札及び企画競争の積極的実施に努めた。
		③ 職員の意識改革を図り、法令遵守及び受託者責任等の徹底を図る観点から、 内部統制を含めた業務管理を次のとおり行った。
		ア 法令遵守及び受託者責任等の徹底を図るとともに、コンプライアンスの推進を行うことを目的とした「コンプライアンス委員会」(幹部職員と法務に関する有識者である第三者で構成)を平成21年9月に開催した。また、コンプライアンス推進のための対応策として、役職員の服務規律の概要をまとめた「コンプライアンスハンドブック」を改訂(10月)した。 さらに、全役職員を対象としたコンプライアンス研修を平成21年11月に実施した。(第1.2.(2)①ア 再掲)
		18 年度 19 年度 20 年度 21 年度
		研修回数 1回 1回 1回 1回 (3月) (11月) (2月) (11月)
		参加人数 82 名 83 名 82 名 81 名
		イ 管理運用法人における運営リスク管理体制を確保するため、運営リスク管理に関する重要事項を審議する「運営リスク管理委員会」を平成21年6月に開催し、運営リスク及びその対応状況等の自己評価(リアセスメント)の取りまとめについて報告するとともに、役職員へ周知を図った。また、運用委員会において運営リスクへの対応状況についての報告を行った。 ウ 管理運用法人が行う情報セキュリティ対策等を審議するための「情報セキュリティ委員会」を開催し、情報セキュリティに関連する規程等の改正及び手順書の制定等について審議を行い、その結果を踏まえた改正規程等について、役職員へ周知を図った。また、情報セキュリティ対策に関する基準(以下「セキュリティポリシー」という。)を踏まえて、役職員においてセキュリティポリシーの対応状況についてのセルフチェック(自己点検)を実施した。
		エ 職員より業務改善に関する提案を受け付けるために法人LANを活用した 「業務改善目安箱」を設置した。
	(2)監事の監査のほか、公認 監査法人の監査は毎年度実 に加え、内部監査の充実・	施すること けで平成21年4月1日付
	19	

年金積立金管理運用独立行政法人 業務実績評価シート	
年念積立金管理運用独立行政法人 業務実績評価シート	ア 平成20年度決算監查 平成21年6月7日から6月11日まで決算監査を実施した。 4 平成20年度第監査報告 平成21年度業務監査 独立行政法人を担合理化計画(平成19年12月24日)において、「各施立行政法人を担合理化計画(平成19年12月24日)において、「各施立行政法人を担合理化分合めた入札・契約の状況。(特別所の状況というか、企画で成正にチェックする。」とされており、これを受けて、従来の重点事項(年金額で金の管理運用体制の状況)に加えて次のような敗組を行った。 1 契約に関する監査
	要に応じて関係部(室)と質疑を行った。

2) 監査	去人によ	る監査につ	ハては、	、平成 2	1事業年	度の期中	監査を実	尾施すると	
	ともに、	平成 2	0事業年度	決算に	ついて会	計監査を	実施した	(平成2	2 1 事業年	Ξ
	度決算は	こついて	の会計監査は	は、平原	戈22年	6月に実	施)。また	.、監査執	8告書にて)
	いては、	運用委	員会に報告	した。						

③ 平成21事業年度内部監査は、平成21事業年度監査実施計画に基づき、各部室の業務が、法令、諸規程、契約等を遵守しつつ執行されているかについて、事前調査、面談による監査及び執務現場での実地監査を実施し、監査結果を理事長へ報告するとともに、各部室に対し通知した。

また、情報セキュリティの確保のため、セキュリティポリシーに基づき、各部室に対し情報セキュリティ監査を実施し、監査結果を理事長へ報告するとともに、各部室に対し通知した。

年 月	所管部室 (課) 名	備 考
21. 6	インハウス運用室	通常監査
21.0	監査室	通常監査
	調査室	通常監査
	管理部経理課	通常監査
21.7	運用部	通常監査
	企画部	通常監査
21.8	管理部総務課	通常監査
21. 10	インハウス運用室	通常監査
21. 10	監査室	通常監査
	調査室	通常監査
	管理部経理課	フォロー監査 (20 事業年度監査結果通知に係 る措置状況) 通常監査
21. 11	運用部	フォロー監査 (20 事業年度監査結果通知に係る措置状況) 通常監査
	企画部 (情報システム室)	フォロー監査 (20 事業年度監査結果通知に係 る措置状況) 通常監査
21. 12	調査室	フォロー監査 (20 事業年度監査結果通知に係る措置状況) 通常監査
22. 2		情報セキュリティ監査
22. 3	管理部経理課	会計担当職の交代に伴う特別監査

年金積立金管理運用独立行政法人 業務実績評価	シート	
		④ 内部監査の充実・強化については、次の取組を実施した。 ア 監査の実施に当たっては、原則として、各部室ごとの担当者(2名:主担当、 副担当)に監査室室長代理を加えた3名体制で内部監査を実施した。
		イ 平成21事業年度の内部監査の実施に当たっては、各部室の業務を考慮の 上、事前調査及び実地監査に重点を置いて実施することにより、監査の効率化 を図った。
		ウ 平成21事業年度監査実施計画の策定及び監査の結果について、監事と意見 交換を行い、連携を図った。
		エ 平成21事業年度監査実施計画の策定時及び内部監査の終了後、監査対象部署との間で、監査事項等の認識の共有や今後の迅速な業務改善への反映を目的とした意見交換会を実施するとともに、昨年度の指摘事項の改善状況のチェックのためのフォロー監査を実施した。
		オ 情報セキュリティの確保のため、セキュリティポリシーに準拠した関係規程 が適切に策定され、「規程等の制定・改廃」、「組織体制の整備」及び「基準等 の運用」等について、その実効性が確保されているかを確認するため、情報セ キュリティ監査を実施した。

評価の視点等 自己評価 【評価項目3】 評定 Α Α 【評価項目3 業務管理の充実】 (理由及び特記事項) (委員会としての評定理由) 業務の進捗・達成状況等の把握及び管理のあり方について見直しを行 理事長直轄の経営管理会議等を活用し、四半期ごとに中期計画・年度 い、業務管理の強化に努めるとともに、事務の効率化も図った。 計画の進捗・達成状況を把握し、業務改善指示等を出すことにより、キ ャッシュ・アウトに係る資金移動のフローの見直しや、システム部門の また、政府統一基準に準拠したセキュリティポリシーを推進するため に、関連規程等の改正等について役職員に周知するとともに、セルフチ 体制強化等の業務改善につなげている。また、監事による監査に加え、 エックを行うなど、役職員の意識改革を図る取組を行うことができた。 内部監査の充実・強化により、適切な監査体制を整えるとともに、「コ ンプライアンス委員会」等の各種会議の開催、その内容の役職員への周 【評価の視点】 知、研修の実施等により、内部統制体制の充実を図り、職員の意識改革 ○中期計画及び年度計画の進捗・達成状況等について、組織的かつ定期 | 実績:○ や受託者責任の徹底に取り組んでいる。 的に把握しているか。 【中期計画及び年度計画の進捗・達成状況の把握】 これらから、中期計画を上回っていると判断し、A評価とした。 ○ 平成20事業年度に引き続き、四半期ごとに経営管理会議におい て、計画の進捗・達成状況を報告し、業務の遂行状況をきめ細かく、 (各委員の評定理由) ・リスク管理、コンプライアンスの徹底などの日常業務の強化に努めた。 確実に把握した。 (業務実績第1.3.(1)①(P.11)参照) ・キャッシュアウトの資金移動フローの見直しなど地味ではあるが信頼 できる体制を作った点は大いに評価できる。 ・内部統制についても着実に今後も進められたい。 実績:○ ・キャッシュアウトに備えた事務体制の整備等の必要な手当てが着実に ○内部評価を組織的かつ定期的に行っているか。 【内部評価の実施】 なされている。 ○ あらかじめ設定した四半期ごとの目標に対する進捗·達成状況を経 ・組織の改編が実施されたことにより、内部統制が向上した。 営管理会議において把握する際に5段階評価による内部評価を実施 ・業務概況書の充実化など業務管理の改善が行われている。 した。その際、問題点や課題の抽出とその解決策を見出すように努め、 ・定期的な監査が行われており、今後も引き続き監査体制の強化をお願 次期四半期以降において事業運営の改善が図られるようにした。 いしたい。 (業務実績第1.3.(1)①(P.11)参照) ・資金移動フローの確立がなされ、効率向上等がなされている。 ・外部監査、内部監査も充実化がはかられている。 ・経営管理会議を頂点とした経営サイクルを支える体制の整備により業 ○業務の遂行状況の組織的かつ定期的な管理及び自己評価の実施が業 | 実績:○ 務管理は充実したと評価する 務改善や円滑化に反映されているか。 【自己評価の業務改善や円滑化への反映】 ○ 内部評価については、その結果を踏まえて、役員によるトップダウ (その他意見) ンの指示が行われるとともに、各担当職員へのフィードバックの後に 内部管理体制は、ほぼ適切に構築しているが、中期計画以上の評価を ボトムアップの解決策の提案がなされるなど、業務改善・円滑化に反 するだけの資料は見られない。 映させることができた。 (業務実績第1.3.(1)①②(P.11~12)参照) ○業務改善の取組を適切に講じているか。 実績:○ ※業務改善の取組:国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国 【業務改善に係る取組状況】 民が懸念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提 ○ ホームページ上で、法人業務に対する意見の書き込みを可能として 案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評 おり、国民のニーズの把握に努めている。 価しているか等 また、職員より業務改善に関する提案を受け付けるために法人LA Nを活用した「業務改善目安箱」を設置した。 人事評価については、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図る ため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に 加える等の見直しを行った。 (業務実績第1.1.(2)(P.2)及び第1.3.(1)③エ(P.12) 参照)

○国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく | 実績:○ 継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果 に基づき、見直しを図っているか。

【事務・事業等の見直し】

○ 平成21事業年度は、第1期中期目標期間の最終年度であることか ら、総務省の「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」に 沿った厚生労働省からの第2期中期目標が指示され、管理運用法人で は当該中期目標に基づく第2期中期計画を作成し、厚生労働大臣の認 可を受けた。

○中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全 | 実績:○ 般にわたる見直しを前提にした評価が行われているか。(政・独委評価 の視点)

【中期目標期間終了時の評価】

○前述の「事務・事業等の見直し」のとおり。

○内部統制を含めた業務管理の充実のための措置をとり、職員の意識改│実績:○ 革を図ったか。

【業務管理の充実】

○ 内部統制を含めた業務管理の充実を図るため、法令遵守の推進のた めの「コンプライアンス委員会」、管理運用法人の運営リスク管理体 制を確保するための「運営リスク管理委員会」、情報セキュリティ対 策を審議するための「情報セキュリティ委員会」の開催を行うととも に、これらの審議結果を役職員に周知することで、役職員の意識改革 が図られた。

また、セキュリティポリシーの対応状況を測るため役職員によるセ ルフチェックを実施し、指導等を行った。

(業務実績第1.3.(1)③(P.12)参照)

○ 各業務の目標設定、達成度合いの把握とそれに対する評価を四半期 ごとに繰り返すとともに、経営管理会議における四半期ごとの目標の 達成状況及び内部評価結果を個別事項ごとに周知することを通じて、 職員一人一人が自己の業務遂行上の課題の把握及び解決を通じた業 務運営の改善を視野に置いて業務を行うよう図った。

(業務実績第1.3.(1)①②(P.11~12)参照)

○内部統制(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に 関わる法令等の遵守等)に係る取組についての評価が行われているか。 (政・独委評価の視点)

実績:○

【内部統制に係る取組状況】

- 内部統制については、次のような取組を行ってきている。
- ・人事評価制度の導入・運用

業務遂行への取組及び法人の業績への貢献度を評価する「実績評 価」、職務遂行能力を評価する「能力評価」を行う人事評価制度を、 平成20年1月より導入したところであり、平成21事業年度におい ても、実績評価及び能力評価を適宜実施し、評価結果を賞与、昇給等 に反映させている。

(業務実績第1.1.(2)(P.2)参照)

年金積立金管理運用独立行政法人 業務実績評価シート

・内部統制推進のための各種委員会等の設置・運営 コンプライアンス委員会(幹部職員と外部委員)

運営リスク管理委員会(幹部職員)

情報セキュリティ委員会(幹部職員)

各委員会において、内部統制の推進策等を審議し、推進策を実施す る体制を整備し、取り組んでいる。

また、法人内外に通報窓口を設けた内部通報制度を導入している。 (業務実績第1.3.(1)③ (P.12)参照)

・役職員の意識向上

全役職員を対象とした法人内の研修を定期的に行っている。 なお、管理職(役員及び課長職以上の職員)を対象に、監査法人を 講師とした内部統制研修を平成21年4月に実施した。

・職員の勤務条件の公表

就業規則の勤務時間、休暇などの勤務条件部分を法人のホームペー ジに掲載することで公表している。

○法令遵守及び受託者責任の徹底を含め、内部監査の充実・強化を図っ | 実績:○ たか。

【内部監査の充実・強化】

- 次のとおり、内部監査の充実・強化を図った。
- ・平成21事業年度監査実施計画の策定及び監査実施方法の充実 内部監査の基本的考え方(平成18事業年度策定)に基づき、平 成21事業年度監査実施計画を策定し、事前調査及び実地監査を重 点的に実施することによる法令遵守状況の監査の充実を図るとと もに、監査結果を業務に的確に反映させ、受託者責任の徹底を図る ための各部室との意見交換会を実施した。
- ・監査の実施

平成21 事業年度監査実施計画及び内部監査実施手順書に基づ き、各部室の業務が、法令、諸規程、契約等を遵守しつつ執行され ているかについて、内部監査を実施し、監査結果については、内部 監査報告書を理事長に提出するとともに、各部室に対し結果報告を 行った。

また、情報セキュリティの確保のため、セキュリティポリシーに 基づき、各部室に対し情報セキュリティ監査を実施し、監査結果に ついては、内部監査報告書を理事長へ提出するとともに、各部室に 対し結果報告を行った。

監事との連携

監事に対して、平成21事業年度監査実施計画の説明及び監査結 果に係る意見交換を行い、監事が行う監査との連携を図った。

内部監査実施手順書の見直し

平成21年度内部監査実施結果を踏まえ、内部監査の充実・強化 を図る観点から、次年度に向けて、内部監査実施手順書の見直しを 行った。

(業務実績第1.3.(2) (P.12~15) 参照)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21事業年度業務実績
第2業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を		第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
No American Income	達成するためとるべき措置	達成するためとるべき措置	WI WWELLOW LINE CONTROL CHE
4. 事務の効率的な処理 (1)運用資産の管理等に関するシステムの整備を行うこと等により、厚生年金保険及び国民年金における積立金(以下「年金積立金」という。)の管理及び運用を適切かつ効率的に行うこと。	4. 事務の効率的な処理	4. 事務の効率的な処理 (1)運用資産の管理等に関するシステムの整備を行うこと等により、厚生年金保険及び国民年金における積立金(以下「年金積立金」という。)の管理及び運用を適切かつ効率的に行う。	行った。
			② 分析ツール等の利用に係る調達については、企画競争を実施するとともに、 企画競争説明会や参加要件の緩和等を行った。
			③ 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、平成21事業年度 においては、次のとおり情報化の推進等に係る体制を強化した。
			ア 新システムである「年金積立金データ管理(GPDR)システム」開発の 「受入テスト」に係る法人側体制を強化するため、システム担当者を1名増 員した(9月)。
			イ 新システムの適切な構築及び整備を図るため、室長以下6名で構成する専 門担当部署として、情報システム室を創設した(1月)。
			ウ 業務の効率的な実施を図るための「情報システム委員会」を、平成21事業年度においては、7回開催した。
			19 年度 20 年度 21 年度 情報システム委員会 12 回 10 回 7 回
(2)業務及びシステムの最適化を図るため、業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに業務及びシステムに関する最適化計画の策定及び公表を行い、その後速やかに当該計画を実施すること。	(2)システム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコストの削減、業務運営の合理化及びシステム調達における透明性の確保等を図る。このため、業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに業務及びシステムに関する最適化計画の策定及び公表を行い、その後速やかに当該計画を実施する。	(2) 業務・システムの最適化計画に基づき、次期システムの開発・テスト等を 進め、当該計画を実施する。	(2)「業務・システム最適化計画」については、実施に向け、以下の取組を行った。 ① 新システムである、「年金積立金データ管理(GPDR)システム」について、開発の推進、テストを経て、平成21事業年度内に稼働を開始し、平成22事業年度からの業務切替に向けた準備を行った。 ② 「年金積立金データ標準化(MRKサービス)」について、MRKサービス受託者と資産管理機関によるデータ授受に関するテストを行うとともに業務内容規定書及びサービスレベル合意書(SLA)を確定し、平成21年6月からのサービス提供を実現した。

			③ 業務・システム最適化計画に基づく新システムの平成22事業年度からの運営にあたり、「年金積立金データ管理(GPDR)システム保守業務」、「年金積立金データ管理(GPDR)システム運用業務」及び「年金積立金データ標準化(MRKサービス)業務」について、一般競争入札(総合評価落札方式)により落札者を決定した。
(3)電子化・ペーパーレス化等により、事務の効率的かつ迅速な処理を推進すること。	(3)事務処理の電子化・ペーパーレス化を行い、事務の効率的かつ迅速な処理を推進する。	(3)管理運用法人 LAN を有効に利用し、各種文書の電子化・ペーパーレス化を図り、事務処理の迅速化・効率化を行う。	(3) 平成20事業年度に引き続き、管理運用法人LANを活用して、役職員が共有して使用する文書の閲覧及びメールによる連絡文書の周知を行い、文書の電子化、ペーパーレス化を図った。 【平成21事業年度にLANを活用した主な文書等】 ① 文書管理台帳 ② 例規集 ③ 管理運用法人内共有情報(会議資料、申請・届出文書等) ④ 管理運用法人内の連絡・通知・回付文書 ⑤ 資料作成における調整作業 また、事務処理の迅速化・効率化という観点から、平成21事業年度には次の取組を行った。 ・ 会計事務の効率化を図るため、会計規程等の改正を実施した。
(注) 年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号) 附則第8条の規定に基づき管理及び運用を行う資産を含む。		(注) 年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号) 附則第8条の規定に基づき管理及び運用を行う資産を含む。	

評価の視点等	自己評価	A		【 評価項目 4	1]	 評定	A				
【評価項目4 事務の効率的な処理】	(理由及び特記事項	1		F FI Ima 2 VE				_			
【評価の視点】 ○中期目標期間中に運用資産の管理等に関するシステムの整備等を行	システム関連の調達は、引き続き競争性及び透明性の確保に留意して実施し、「業務・システム最適化計画」については、当初計画どおり平成21事業年度の稼動を実現した。 実績:○ 【システムの整備】 ○ 旧システムである資産統合管理システムについては改修を凍結するとともに、業務・システム最適化計画に基づく新システムへの業務切替に向け、計画的なシステム整備を行い、年金積立金の管理及び運用の効率的な実施を確保した。 (業務実績第1.4.(1)及び(2)(P.19~20)参照)					とともに、資産統合管理システムの整備及び業務システムの最適化にいて、中期目標等の要請を一年前倒しして、平成18年度に策定した。務・システム最適化計画に基づき、平成21年度内に設計・開発を終って稼働を開始し、平成22年度の業務切り替えに向けた準備を着実につていることから、中期計画を上回っていると判断し、A評価とした。今後は、新たに導入した情報システムが従前の機能を継承するだけ、止まることなく、リスク管理の向上にも繋がるようにしていくことが、要である。					
業務運営の合理化、システム調達における透明性の確保等を図ったか。						・新しいシステムを構築した点は評価できる。 (その他意見) ・システム稼働は成果であるが、データシステムとして不十分な点がる。システムの開発スピードが遅く、目標が必ずしも明確でない。 ・新システムは稼働したものの、従前の機能の継承の範囲内にとどまる。					
○業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに、業務及びシステムに関する最適化計画を策定・公表し、その後速やかにその計画を実施したか。	【業務・システート 情報化統括 の適切な助言 理 (GPDR) 働を開始した。また、平成	責任者(C I O) ・指導により、新 ・システム」の関	補佐官及びフ 新システムであ 開発が完了し、 らの業務切替に	ロジェクトマネージ。 る「年金積立金デー。 平成21事業年度内に に向け準備を行った。 参照)	タ管						
○事務処理の電子化・ペーパーレス化を行い、事務の効率的かつ迅速な 処理を推進したか。	【事務処理の電 ○ 役職員が共 について、管理 パーレス化を また、業務の 等により、事	理運用法人LAI 推進することが	の閲覧、内部の Nを積極的に活 できた。 O把握方法の見 等に取り組むご	月知連絡、文書の回信用するなど、文書の一直し及び会計規程の同じとができた。	~~-						

中期目標

中期計画

平成21年度計画

平成21事業年度業務実績

第2 業務運営の効率化に関する事項

5. 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費(独立行政法人移行経費、 退職手当、事務所移転経費を除く。)に ついては、中期目標期間の最終年度にお いて、特殊法人時の最終年度(平成17 年度)における資金運用業務に係る当該 経費と比べて12%以上節減すること。

このうち人件費については、「行政改 革の重要方針」(平成17年12月24 日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以 降の5年間において、国家公務員に準じ た人件費削減の取組を行うこと。これを 実現するため、中期目標期間の最終年度 までの間においても、必要な取組を行う こと。

併せて、国家公務員の給与構造改革を 踏まえ、給与体系の見直しを進めるこ

また、業務経費(システム開発費、管 理運用委託手数料を除く。) については、 中期目標期間の最終年度において、特殊 法人時の最終年度(平成17年度)にお ける資金運用業務に係る当該経費と比 べて4%以上節減すること。

なお、管理運用委託手数料について は、運用手法に応じ、効率的かつ合理的 な水準とすること。

第1 業務運営の効率化に関する目標を 第1 業務運営の効率化に関する目標を 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 達成するためとるべき措置

5. 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費(独立行政法人移行経費、 退職手当、事務所移転経費を除く。)に ついては、効率的な執行に努め、中期目 標期間の最終年度において、特殊法人時 の最終年度(平成17年度)における資 金運用業務に係る当該経費と比べて1 2%以上の節減を行う。

このうち人件費(退職手当及び福利厚 生費(法定福利費及び法定外福利費)を 除く。) については、「行政改革の重要方 針」(平成17年12月24日閣議決定) を踏まえ、平成18年度以降の5年間に おいて5%以上の削減を行う。これを実 現するため、中期目標期間の最終年度ま での間において、平成17年度を基準と して4%以上の削減を行う。

併せて、国家公務員の給与構造改革を 踏まえて、役職員の給与について必要な 見直しを進める。

また、業務経費(システム開発費、管 理運用委託手数料を除く。) については、 中期目標期間の最終年度において、特殊 法人時の最終年度(平成17年度)にお ける資金運用業務に係る当該経費と比 べて4%以上の節減を行う。

なお、管理運用委託手数料について は、運用手法に応じ、効率的かつ合理的 な水準を実現する。

5. 業務運営の効率化に伴う経費節減

達成するためとるべき措置

一般管理費(独立行政法人移行経費、 退職手当、事務所移転経費を除く。)に ついては、効率的な執行に努め、平成1 7年度における資金運用業務に係る当 該経費と比べて12%以上の節減を行

このうち人件費については、「行政改 革の重要方針」を踏まえ、平成17年度 を基準として4%以上の削減を行う。

また、業務経費(システム開発費、管 理運用委託手数料を除く。) については、 平成17年度における資金運用業務に 係る当該経費と比べて4%以上の節減 を行う。

なお、管理運用委託手数料について は、運用受託機関の選定を行う際には、 運用手法等に応じた効率的かつ合理的 な水準を実現する。

5. 業務運営の効率化に伴う経費節減

(1) 一般管理費については、中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成する ため、平成17事業年度と比較して、経費のうち12%を節減した予算(退職手 当を除く。)を作成し、その執行に当たり、一般競争入札及び企画競争・公募の実 施並びに消耗品費等の節約により、引き続き業務の効率化に努めた結果、平成1 7事業年度との比較で21.2%減の執行に抑えることができた。

(単位:百万円)

	17 年度 基準年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
節減対象経費 (予算額)	1, 351	1,308	1, 267	1, 227	1, 189
対 17 年度節減率		-3.2%	-6.2%	-9.2%	-12%
執行額		1, 164	1, 105	1, 137	1,064
対 17 年度比		-13.8%	-18.2%	-15.8%	-21.2%
対前年度比	_	_	-5.1%	2.9%	-6.4%

(2) 人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定) を踏まえた予算を作成し、その執行結果として、予算額に対して94.8%の執 行に抑えることができた。

なお、平成21事業年度においては、平成20事業年度に比べ人件費が減少し

また、「行政改革の重要方針」を踏まえた経費削減目標を達成するため、平成2 1事業年度においては、次の取組を行った。

- ① 人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠し、賞与について役員は0. 25か月、職員は0.35か月引き下げるとともに、役職員の月例給の引下げ、 持家の住居手当の廃止を行った。
- ② 平成19事業年度に実施した役職員の給与改定(役員給与の引下げ、職員給 与の年功序列的給与上昇カーブのフラット化、役職手当の定額化等)により、 給与の上昇を抑制した。

(単位:百万円)

				•	
	17 年度 基準年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
予算額	804	761	747	733	718
対 17 年度削減率	_	-5.4%	-7.1%	-8.9%	-10.7%
執行額		713	714	703	681
対 17 年度比		-11.3%	-11.2%	-12.6%	-15.3%
対 17 年度比 (補正値)		-11.3%	-11.9%	-13.3%	-13.6%
執行割合		93. 7%	95.6%	96.0%	94.8%

年金積立金管理運用独立行政法人 業務実績評価	シート								
		(給与水準の適切性等) 年齢のみで比較した対国家公務員指数は、平成21事業年度119.5% 9.5ポイント上回っているが、学歴・勤務地域も加味した指数では、99 8と国とほぼ同水準であり、適正なものであると考えている。 なお、資産運用についてのさらなる専門性の向上を図るための職員採用に たっては、内定者が管理運用法人の給与水準が低いことを理由に採用を辞述 るなど、給与水準が隘路になっていることに変化はない。							
		(3) 業務経費については、 め、平成17事業年度と 発費、管理運用委託手数 直し等による節減や一般 き業務の効率化に努めた に抑えることができた。	比較して、 対料を除く。 対競争入札及	経費のう) を作成 ひで企画競	ち4%を貸 し、その報 登争・公募の	前減した予 執行に当た D拡大を行 比較で21	算(システム開 り業務計画の見 うなど、引き網		
			17 年度						
			基準年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度		
		節減対象経費(予算額)	1,050	1,040	1,029	1, 019	1,008		
		対 17 年度節減率	_	-1.0%	-2.0%	-3.0%	-4.0%		
		執行額	_	927	804	752	820		
		対 17 年度比	_	-11.7%	-23.4%	-28.4%	-21.9%		
		対前年度比	_	_	-13.3%	-6.5%	9.0%		
		(4)経費節減委員会の開催 独立行政法人の冗費の 第7号)等を踏まえ、管理 年3月に第1回の委員会を	理運用法人	内に「経動	費節減委員	員会」を設	置し、平成22		
		(5) 調達手続きについて、「まえ、次の取組を実施したまえ、次の取組を実施した① 契約の見直し「独立行政法人整理をえ、平成19年12月に基づき、真にやむをを企画競争・公募)に移行	た。 合理化計画 こ策定した 得ない契約	」(平成1 「随意契約 以外はすっ	9年12月 見直し計 でて一般競	月 2 4 日閣 画」(平成 2 竞争入札等	議決定)を踏ま 20年7月改訂) (一般競争及び		

一定金額以上の契約について、ホームページに公表を行った。

年金積立金管理運用独立行政法人 業務実績評価	シート	
年金積立金管理運用独立行政法人業務実績評価		(6) 平成21事業年度における管理運用委託手数料の設定及び改定については、次のとおり実施した。 ① 資産管理機関 平成20事業年度から、資産管理機関の集約のための資産移管の事務リスクを最小限に抑えること等を考慮し、分散して実施してきたところである。平成21事業年度において、資産移管が未実施であった国内債券5ファンドについて資産移管を実施した。この結果全てのファンドについて、平成20事業年度に引下げた管理委託手数料率が適用されることとなった。 ② 既存の運用受託機関 ア 資産管理機関の集約に併せ、既に投資一任契約を締結していた1ファンドを除き、新たに単独運用指定信託契約から投資一任契約に変更する際に、運用委託手数料率改定のための協議を平成20事業年度に資産移管時に引下げ後の運用委託手数料率が適用された。対象となった運用受託機関の評細は次のとおりである。 i 国内債券バッシブ運用 2社2ファンド ii 国内債券アクティブ運用 2社2ファンド イ 運用受託機関の経営統合に伴い、運用委託手数料率改定のための交渉を行い、1社1ファンドの引下げを実現した。

評価の視点等

【評価項目5 業務運営の効率化に伴う経費節減】

【数値目標】

- 一般管理費(独立行政法人移行経費、退職手当、事務所移転経費 を除く。)については、中期目標期間の最終年度において、特殊法 人時の最終年度(平成17年度)における資金運用業務に係る当該 経費と比べて12%以上節減する。
- ・ 一般管理費のうち人件費(退職手当及び福利厚生費(法定福利費 実績:○ 及び法定外福利費)を除く。)については、「行政改革の重要方針」 (平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降 の5年間において5%以上の削減を行う。これを実現するため、中 期目標期間の最終年度までの間において、平成17年度を基準とし て4%以上の削減を行う。
- 業務経費(システム開発費、管理運用委託手数料を除く。) につ 実績: いては、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度 (平成17年度)における資金運用業務に係る当該経費と比べて 4%以上節減する。

【評価の視点】

○一般管理費について、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時 | 実績:○ の最終年度(平成17年度)における資金運用業務に係る当該経費と比 べて12%以上削減したか。

自己評価

(理由及び特記事項)

管理運用委託手数料については、平成19事業年度から進めてきた資 産管理機関の集約化の効果が平年度化したことから、平成20事業年度 と比べ約45.8億円もの低減を図ることができた。

S

また、様々な経費節減に努めてきており、継続的に業務の効率化に努 めた結果、一般管理費をはじめ人件費及び業務経費について、中期目標 を上回る経費節減結果を得ることができた。

さらに、調達手続きについては、契約する際の事前の契約審査会や事 後の契約監視委員会において契約の妥当性、透明性、競争性の確保等の 審議を行うことにより、一者応札・一者応募の改善策を取り決める等、 積極的な取組に努めた。

【数値目標】

実績:○

【一般管理費の削減】

○ 平成17事業年度との比較で21.2%節減した。 (業務実績第1.5.(1)(P.22)参照)

【人件費の削減】

○ 人件費については、予算額に対して94.8%の執行に抑えること ができた。また、具体的な人件費抑制策として、人事院勧告に基づく 国家公務員の給与改正に準じて、給与の引き下げを行った。

なお、平成17事業年度を基準として、15.3%の削減となった。 (業務実績第1.5.(2) (P.22~23) 参照)

【業務経費の節減】

○ 平成17事業年度との比較で21.9%節減した。 (業務実績第1.5.(3)(P.23)参照)

【一般管理費の削減】

○ 一般管理費については、一般競争入札の拡大や消耗品費等の節約に 努めたこと等により、平成17年度との比較で21.2%節減した。 (一般競争入札の平均落札率は、73.8%)

(業務実績第1.5.(1)(P.22)参照)

評定 (委員会としての評定理由)

Α

【評価項目5】

平成19年度より資産管理機関の選定を行い、1つの資産の管理を1 つの資産管理機関に集約することとし、平成21年度において資産移管 を完了した。また、運用受託機関に対する手数料の水準についても、既 存の受託機関、新規の受託機関ともに引下げを図り、経費の節減を実現 している。これらの取り組みにより、平成21年度において、管理運用 委託手数料が前年度比で約47億円筋減となっており、経費筋減効果の 実現が認められることから、中期計画を上回っていると判断しA評価と

(各委員の評定理由)

- ・資産管理機関の集約化については、すでに昨年度の評価に織り込み済 である(19年度の活動の部分も多い)。ただし、中期計画全体の中で は大いに評価できる活動であり、特筆に値するものと言えよう。
- ・既存の運用受託機関の運用委託手数料の引下げについては大いに評価 できる。今後とも尽力いただきたい。
- ・高度な知識を持つ人材の確保が求められる状況の中で、人件費を含め た経費節減が達成されていることは高く評価できる。管理運用委託手数 料に関しては、手数料率で見れば前年度とほぼ同水準ではあるものの、 更なる手数料引き下げの試みが継続的に行われていることは評価でき る。
- ・中期目標を大きく上まわる実績。
- ・資産管理機関の集約による経費節減等は計画を上回っていると評価す
- 手数料率の引き下げ努力を行っていることは評価される。但し、管理 委託料は20年度成果の平年度化であると考えられる。

(その他意見)

- ・削減の金額は大きいが、コストカットが運用効率に与える影響の分析 がなされていない。全体的分析が必要ではないか。またデータシステム の効果分析もない。
- ・中期目標を上回る経費の節減が実現されたものの、19年度以降の複 数年の成果であるため、21年度に大きく目標を上回ったとは考えられ ない。

○一般管理費のうち人件費について、「行政改革の重要方針」(平成17 | 実績:○ 年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間におい て5%以上の削減を行うため、中期目標の最終年度までの間において、 平成17年度を基準として4%以上の削減を行ったか。

○前述の「人件費の削減」のとおり。

(業務実績第1.5.(2) (P.22~23) 参照)

○国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見 直しを進めたか。

実績:○

【役職員の給与改定】

○ 平成19事業年度に行った、役員給与の引下げ、職員給与の年功序 列的給与上昇カーブのフラット化、役職手当の定額化等により、人件 費上昇の抑制に寄与した。

(業務実績第1.5.(2) (P.22~23) 参照

- ○国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点 | 実績:○ から厳格なチェックが行われているか。
- 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を 含む) についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるもの となっているか。
- 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっている か。(政・独委評価の視点)

○取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、 法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減 目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。(政・独委評 価の視点)

○給与水準が適正に設定されているか(特に、給与水準が対国家公務員 | 実績:○ 指数 100 を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定 しているか)。

○総人件費改革は進んでいるか。

○国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。

【給与水準】

○ 平成21年度の給与水準は次のとおりである。

対国家公務員指数119.5

地域・学歴勘案99.8

地域勘案103.1、学歷勘案115.5

<給与水準が高くなっている定量的な理由>

管理運用法人は、①職員の勤務地が全員東京都勤務となっている こと(国家公務員は相当数の職員が地方勤務)、②職員の大卒者の 割合(84.5%)が国家公務員行政職俸給表(一)の適用を受け る職員の大卒者の占める割合(50.0%)よりも高いこと(「平 成21年度国家公務員給与実態調査」)から、国家公務員の給与水 準(年額)より高くなっているが、地域・学歴勘案で見た場合、9 9.8と国家公務員を下回っているところである。

(業務実績第1.5.(2)(P.23)参照)

【給与水準】

○ 前述の「給与水準」のとおり。

実績:○

【総人件費改革】

○ 前述の「人件費の削減」のとおり。

実績:○

【法人独自の諸手当】

○ 諸手当については、国に準拠している。

○法定外福利費の支出は、適切であるか。 実績:○ 【法定外福利費】 ○ 従来、社員食堂がないことの代替措置として支給してきた食事券(1 人当たり月額3,500円)については、社会情勢や民間企業の動向など を踏まえて見直しを行い、平成21年9月分をもって廃止した。 なお、法定外福利費の支出項目は、労働安全衛生法に基づく健康診 断費等であり、レクリエーション経費については、管理運用法人設立 時から経費を計上していない。 実績:○ ○事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。 【冗費の点検】 ○ 管理運用法人内に「経費節減委員会」を設置し、経費節減に向けた 取組事項の設定を行う等、冗費の点検及び節減を図った。 (業務実績第1.5.(4)(P.23)参照) ○業務経費について、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の | 実績:○ 最終年度(平成17年度)における資金運用業務に係る当該経費と比べ 【業務経費の削減】 て4%以上節減したか。 ○ 業務計画の見直し等による節減や一般競争入札、企画競争・公募の 拡大に努めたこと等により、平成17事業年度との比較で21.9% 縮減した。 (一般競争入札の平均落札率は、86.1%) (企画競争契約の対予定価格平均落札率は、65.8%) (業務実績第1.5.(3)(P.23)参照) ○管理運用委託手数料について、対象資産、パッシブ運用又はアクティ 実績:○ ブ運用等の運用手法に応じ、効率的かつ合理的な水準を実現したか。 【管理運用委託手数料の水準】 ○ 管理運用委託手数料について、引き続きパッシブ運用又はアクティ ブ運用等の運用手法に応じ、効率的かつ合理的な水準を実現した。さ らに資産管理機関の集約により効率的かつ合理的な水準を実現した。 資産管理機関については、資産管理機関の集約効果が平年度化し、 平成20事業年度と比べ約45.8億円の集約効果があった。 ・ 運用受託機関については、資産管理機関の集約化に併せ、単独運 用指定信託契約を解除し、新たに投資一任契約を締結する際に運用 委託手数料の引下げ交渉を行ったこと等により、変更前と比べ約 1. 0億円の節減が図られた。 (業務実績第1.5.(6)(P.25)参照) 実績:○ ○契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。 【契約の締結】 ○ 契約締結前において契約審査会を開催し、真にやむを得ない随意契 約の妥当性、一般競争入札等における透明性、競争性等が確保されて いるかについて審議を行った。 (業務実績第1.5.(5)③ (P.24)参照)

○契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォ ローアップを含む。)。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進 んでいるか。

【契約監視委員会での見直し・点検】

○ 真にやむを得ない随意契約の妥当性、一般競争入札等の調達方法の 妥当性及び一般競争入札等における一者応札・一者応募案件の改善策 等について見直し・点検を行った。

(業務実績第1.5.(5)④(P.24)参照)

○随意契約により実施している業務について、国における取組(「公共 | 実績:○ 調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計2017号)) 等を踏まえ、一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情 報公開等についての取組みを進めているか。

【契約の見直し】

- 一般競争入札等による調達の実施
- 一般競争入札及び企画競争(公募を含む)の拡大に勤めたことによ り一般競争入札、企画競争等による調達契約件数がともに平成18年 度の実績を上回った。
- ・一般競争入札による調達契約件数の拡大 平成18事業年度2件から7件に拡大
- ・企画競争等による調達契約件数の拡大 平成18事業年度6件から14件に拡大

(業務実績第1.5 (5) ① (P.23~24) 参照)

○ 契約の見直し

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決 定)を踏まえ、平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」 (平成20年7月改訂)に基づき、真にやむを得ない契約以外はすべ て一般競争入札等(一般競争及び企画競争・公募)に移行した。

(業務実績第1.5.(5)①(P.23~24)参照)

- ○関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図って | 実績: -いるか。
- ※ 独立行政法人会計基準上の関連公益法人に限らず、すでに批判を されていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等に ついて、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自ら行わず他 者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契 約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図ってい るか等
- ○契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、 必要な評価が行われているか。

(政・独委評価の視点)

【関連公益法人について】

○関連公益法人はない。

実績:○

【契約に係る規程類、体制の整備状況】

○ 契約方式等に係る規程類については、「独立行政法人における契約 の適正化 において講ずることとされている項目について措置を行っ ている。

また、契約事務の一連のプロセスについてはマニュアルを整備し、 マニュアルに沿った事務手続を行っている。

(業務実績第1.5.(5)②(P.24)参照)

○契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適 | 実績:○ 切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点) 【契約手続きにかかる執行体制、審査体制】 ○ 契約審査会の実施 審査体制については、契約審査会において、真にやむを得ない随意 契約の妥当性、一般競争入札等の調達方法の妥当性等について契約前 に審議を行っている。 また、審査委員には契約事務に関係しない第三者を加え相互牽制を 図っている。 (業務実績第1.5.(5)③(P.24)参照) ○ 契約監視委員会の実施 外部有識者と監事で構成された契約監視委員会を新たに設置し、今 後の契約に資するため、契約後における真にやむを得ない随意契約の 妥当性、一般競争入札等の調達方法の妥当性及び一般競争入札等にお ける一者応札・一者応募案件の改善策等について点検・指摘を受けた。 (業務実績第1.5.(5)④(P.24)参照) ○ 再委託状況の把握 第三者への再委託については承認事項とし、適宜再委託の状況につ いて報告を求める等状況把握に努めている。 ○「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的 | 実績:○ 取組状況について、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視 【「随意契約見直し計画」の実施状況等】 ○「随意契約見直し計画」は、平成19年8月に見直し作業に着手し、 同年12月に公表を行い、平成20年7月に改訂したところである。 平成21年度は「随意契約見直し計画」に概ね沿ったものとなった。 (業務実績第1.5.(5)(1)(P.23~24)参照) ○ 一者応札・一者応募となっている事例があることから競争性や透明 性等の確保の観点から改善策を取り決め、公表した。 ①公告期間を10営業日以上確保する ②過度の実績を求めない ③複数年契約の導入 他 (業務実績第1.5.(5)(D.24)参照) ○ 契約に係る情報については、一定金額以上の契約について、ホーム ページに公表を行った。 (業務実績第1.5.(5)⑥(P.24)参照)

○個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・ 評価が行われているか。(政・独委評価の視点)	実績:○ 【個々の契約】 ○ 個々の契約について、契約前における契約審査会及び契約後における契約監視委員会において契約手続きの妥当性等について審査を行っている。 (業務実績第1.5.(5)③④(P.24)参照)	
○法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の 効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われている か。(政・独委評価の視点)		

中期目標 中期計画 平成21年度計画 平成21事業年度業務実績 第3 業務の質の向上に関する事項 第2 業務の質の向上に関する目標を達|第2 業務の質の向上に関する目標を達|第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 成するためとるべき措置 成するためとるべき措置 1. 受託者責任の徹底 1. 受託者責任の徹底 1. 受託者責任の徹底 1. 受託者責任の徹底 年金積立金の管理及び運用に当たっ 年金積立金の管理及び運用に当たっ 年金積立金の管理及び運用に当たっ (1) 平成21事業年度においては、受託者責任の徹底を図る観点から、次のとおり ては、責任体制の明確化を図るととも 管理運用法人において、責任体制の明確化、関係法令及び管理運用方針の遵守の ては、専門性の向上を図るとともに、責 ては、責任体制の明確化を図るととも 任体制の明確化を図り、年金積立金の運 に、受託者責任(慎重な専門家の注意義 に、受託者責任 (慎重な専門家の注意義 徹底等を行った。 用に関わるすべての者について、受託者 務及び忠実義務の遵守)を踏まえ、関係 務及び忠実義務の遵守)を踏まえ、関係 責任(慎重な専門家の注意義務及び忠実 法令、中期目標、中期計画及び第8の1 法令及び中期計画第8の1の(6)に定 ① 年金積立金の管理及び運用業務に係るすべての意思決定、進捗状況の把握等 義務の遵守)を徹底すること。 の(6)に定める管理運用方針の遵守の める管理運用方針の遵守の徹底、制裁規 については最高責任者である理事長が務めることとされている。その際、企画 徹底、制裁規程の制定及び周知並びに役 程等の周知及び役職員への研修の実施 会議及び経営管理会議を通じて理事長に対する必要な判断材料の提供及び関係 職員への研修の実施等を行う。また、運 等を行う。また、運用受託機関等に対し 幹部との状況・情報の共有を図り、理事長が意思決定、進捗状況の把握等を適 用受託機関等に対して、関係法令等の導 て、関係法令等の遵守を徹底するよう求 切・迅速に実施した。 守を徹底するよう求める。 める。 ② 平成20事業年度に引き続き、重要なもの以外の事務等の処理については、 効率的な業務実施のため、専決権者に行わせることとし、具体的な当該事務及 び対応する専決権者名を文書処理規程として文書化して定めている。また、各 部署の所掌事務に係る権限と責任の範囲も組織規程として細かく文書化するこ とにより、曖昧さを除去するように努め、その責任の所在及び範囲を明確にし ている。 ③ 関係法令及び管理運用方針の遵守徹底のため、これらを管理運用法人LAN に掲載するなどにより役職員へ周知を行うとともに、幹部職員及び法務に関す る有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、全役職員 を対象にコンプライアンス研修を実施した。 また、被保険者の利益を最優先すること(受託者責任)について国民から疑 念を受けないよう徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をまとめた 「コンプライアンスハンドブック」の改訂(21年10月)を行い、役職員の 意識の向上を図った。 (2) 運用受託機関及び資産管理機関(以下「運用受託機関等」という。) における関 係法令等の遵守の徹底を図るため、次の措置を行った。 ① 平成21年4月22日に開催した運用受託機関等説明会において、契約及びガ イドラインに定めた次の事項について、遵守の徹底を求めた。 ア 運用手法、運用体制等 イ 資産管理の方法 ウ 資産管理体制の変更についての事前連絡 エ 重大な変更についての事前協議 オ 法令遵守体制の確立 カ 外部監査の導入などのコンプライアンスの徹底 キ リスク管理指標の管理目標値に沿った運用 ク 売買執行等の事務処理におけるオペレーショナル・リスクへの配慮等のリ スク管理 ケ 株主利益の最大化を図るための株主議決権行使への取組 コ 資産管理上の留意点

あった ミーテ	ものについて、情報を収集し	法令違反等のため金融監督当局から処分 した上で必要に応じて取引停止とし、ま ご問題がないと判断された時点で取引を
随時	のミーティング等(平成21	年4月~平成22年3月末)3社6回
ついて として また 当する 策の適	は、情報を収集し、又は直接 いるが、該当する事例はなか 、リスク管理指標の管理目標	票値の遵守違反等運用ガイドライン違反に ティングを実施し、状況を確認して再発防
年月日	ガイドライン違反の内容等	管理運用法人の対応
21. 6. 8	平成20年12月11日、株式 先物の建玉残高が手元資金 を超過しオーバーヘッジと なった。	損失額を確定させ、覚書を締結した。
21. 10. 21		再発防止策について報告を受けた。
21. 12. 3		再発防止策の内容及び実施状況を運用受 託機関に赴いて確認し、コーポレート・ アクション処理の不備を指摘した。
		コーポレート・アクション処理に新たな
21. 12. 16		プロセスを導入し、更なるリスク管理強 化を行う報告を受領した。

イ B社(運用受託機関

年月日	ガイドライン違反の内容等	管理運用法人の対応
21. 4. 3	日本円ポジションがネッ トショートになった。	発生の経緯、対応を確認し、再発防止策 の報告を求めた。
21. 4. 16		再発防止策の内容及び実施状況を確認 した。
21. 4. 21		担当課長より再発防止策の適正な実施を求めるとともに口頭で厳重注意を行った (実損なし)。

ウ C社(運用受託機関)

年月日	ガイドライン違反の内容等	管理運用法人の対応
21. 6. 23	日本円ポジションがネッ トショートになった。	発生の経緯、対応を確認し、再発防止策 の報告を求めた。
21. 7. 15		再発防止策の内容及び実施状況を確認 した。
21. 7. 29		損失額を確定させ覚書を締結した。
21. 7. 31		担当課長より再発防止策の適正な実施 を求めるとともに口頭で厳重注意を行った。

エ D社(運用受託機関)

	年月日	ガイドライン違反の内容等	管理運用法人の対応			
	21. 10. 28	運用ガイドラインで定めている「自国通貨がベンチマーク採用通貨でない場合は、ベンチマーク構成銘柄に限り組入が可能である」に反して銘柄を購入した。	発生の経緯、対応を確認し、再発防止 策の報告を求めた。			
	21. 11. 5		再発防止策の内容及び実施状況を確認 した。			
•	21. 11. 9		担当課長より再発防止策の適正な実施を求めるとともに口頭で厳重注意を行った (実損なし)。			

キ G社 (債券の売買の取引先)

年月日	金融庁の処分等	管理運用法人の対応
21. 10. 16	証券取引等監視委員会から金融庁に対して勧告が 出る。	
21. 10. 19		詳細について同社よりヒアリングを 実施し、行政処分の可能性が高く、 管理運用法人の取引先として満たす べき要件「著しく不適当な行為をし ていない」に同社が抵触していない かを見極める必要があることから、 取引を一時停止。
21. 10. 23	金融庁による行政処分 (業務改善命令)。	
21. 12. 2	業務改善報告書を金融庁が受理した旨の報告内容を確認。	コーポレートガバナンス及びコンプライアンス機能強化が図られることがヒアリングにより確認できたことから、取引停止を解除。

ク H社(債券の売買の取引先)

年月日	金融庁の処分等	管理運用法人の対応
22. 1. 19	証券取引等監視委員会から金融庁に対して勧告が 出る。	詳細について同社よりヒアリングを 実施し、行政処分の可能性が高いこ とから取引を自粛。
22. 1. 26	金融庁による行政処分 (業務改善命令)。	
22. 1. 27		取引の一時停止。
22. 3. 3	業務改善報告書を金融庁 が受理した旨の報告内容 を確認。	コーポレートガバナンス及びコンプライアンス機能強化が図られることがヒアリングにより確認できたことから、取引停止を解除。

評価の視点等 自己評価 【評価項目6】 評定 Α Α 【評価項目6 受託者責任の徹底】 (理由及び特記事項) (委員会としての評定理由) 理事長の意思決定のための会議を開催することで、迅速な意思決定の 受託者責任の徹底への取組については、意思決定のサポート体制の構 確保及び進捗状況の把握ができ、関係幹部との情報共有を図ることがで 築による責任体制の明確化、法令遵守等の徹底に向けたコンプライアン きた。 ス委員会の開催や、法令遵守等の徹底に向けたコンプライアンス研修の また、各部署等の責任体制の明確化及び役職員の関係法令等の遵守を 実施など、引き続き適切な取組が行われている。また、運用受託機関等 図るため、規程等の整備や研修を実施し、遵守事項の周知、徹底を図る に対してもガイドラインを明示して関係法令遵守の徹底を図るととも とともに、運用受託機関等に対しても、関係法令等導守違反等の場合に に、定期ミーティング等において運用状況やリスク管理の状況の報告を は、資金配分停止等のペナルティを課すなどし、遵守の徹底と確認を行 求めることにより、運用受託機関等に対する受託者責任の徹底について った。 も適切に取り組んでいることから、中期計画を上回っていると判断し、 さらに、管理運用法人のガバナンス機能である運用委員会を積極的に A評価とした。 開催した。 (各委員の評定理由) ・責任体制の明確化に努めた他、委託先に対するガイドラインの明示化 【評価の視点】 とその実行の検証・確認を着実に実行し、受託者責任の徹底に努め成果 実績:○ ○年金積立金の管理及び運用に当たり、責任体制の明確化が図られてい をあげた。 るか。 【責任体制の明確化】 ・受託者責任の徹底を図るために体制の強化などが図られている。 ○ 重要な意思決定等について審議を行う際には、部長相当職以上で構 ガイドラインが示され、リスク管理もよくされている。 成する企画会議を行い、進捗状況の把握等を行うための経営管理会議 ・各種委員会などを活用し積極的に受託者責任の徹底を図っている体制 を開催した。これにより、理事長による適切・迅速な意思決定の確保 の運用は計画以上と評価する 及び進捗状況の把握等に資するために必要な判断材料の提供及び関 ・適切に対応しているものと見られる。 係幹部との状況・情報の共有を図ることができた。 また、各部署の所掌事務に係る権限と責任の範囲を細かく文書化す (その他意見) ・中期ポートをはじめとするGPIFの基本的方向性の議論がなされて ることにより、各担当ごとの責任の所在及び範囲を明確にしている。 (業務実績第2.1.(1)①②(P.32)参照) いるが、表面的、部分的な議論にとどまっており、不十分な点が残る。 例えばGPIFのあり方についても議論すべきではないか(この議論を もって制度に反映する努力も必要と考える)。 ○受託者責任を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び管理運用方 実績:○ ・中期計画に合致しているものの、上回る水準ではない。 針の遵守の徹底、制裁規程の制定及び周知並びに役職員への研修の実施 【受託者責任を踏まえた役職員への研修】 等を行ったか。 ○ 関係法令、中期目標、中期計画及び管理運用方針の遵守の徹底のた め、これらを各役職員にとってアクセスの容易な管理運用法人LAN への掲載、法令遵守の推進の体制整備としてのコンプライアンス委員 会の開催、役職員の服務規律の概要をまとめたコンプライアンスハン ドブックの改訂及びコンプライアンス研修の実施等、様々な手段や機 会を設けて遵守事項の周知を図ることができた。 また、平成21事業年度においては、「ハラスメント」抑制の観点 から、専門の有識者を招へいしてコンプライアンス研修を行い、役職 員の意識の向上を図った。 (業務実績第2.1.(1)③(P.32)参照) ○運用受託機関等に対し、契約等において、受託者責任(慎重な専門家 実績:○ の注意義務及び忠実義務の遵守)を踏まえ、関係法令等の遵守を徹底す 【運用受託機関等に対する関係法令等の遵守】 るよう求めたか。 ○ 運用受託機関等説明会、定期ミーティング、運用及びリスク管理の

状況の報告書提出時等、運用受託機関等と会する各般の機会を捉えて、

(業務実績第2.1.(2)及び(4) (P.32~37)参照)

関係法令等の遵守の徹底と確認を行った。

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21事業年度業務実績			
第3 業務の質の向上に関する事項	第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			
	2. 専門性の向上 職員の採用に際して、運用経験者を採用するなど、資質の高い人材の確保を図る。また、内外の経済動向を積極的に把握するとともに、先進的な事例等に関する情報収集に努める。さらに、管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を実施する。	採用するなど、資質の高い人材の確保 を図る。				
			18 年度 19 年度 20 年度 21 年度			
			応募者総数 196名 71名 158名 39名			
			採用者数 8名 7名 5名 3名			
			(第1.2.(1) 再掲)			
		(2) 内外の経済動向の把握や、管理運用 手法の高度化等を進める観点からの 調査研究を、専門調査機関も活用して 積極的に行う。	① 基本ポートフォリオの検証等に活用するため、内外の経済動向について、過			
		(3)専門調査機関等が主催するセミナー や研修などに参加して内外の情報収集 や意見交換を積極的に行う。	(3)職員の専門性の向上を図る観点から、外部の専門調査機関等が主催するセミナーや研修に積極的に参加するとともに、証券会社や運用機関等との意見交換等を行うことにより、先進的な事例等の収集に努めた。			

年金積立金管理運用独立行政法人 業務実績評価	シート				
			18 年度	19 年度 20 年度	21 年度
		ti	ミナー数 34 セミナー	59 セミナー 56 セミナー	
			延べ人数 69名	104名 70名	
		<u> </u>	I	l l	

評価の視点等	自己評価	A		【評価項目7】	評定	A	
【評価項目7 専門性の向上】	(理由及び特記事項)		_	- 2	(委員会として		
	人材の採用を行い	、更なる専門性 門調査研究機関	を効果的に活用するこ		人件費の制約が 性向上のため、	ぶある中、最大限の 大学院の入学補助	有する運用経験者の確保に努めており、 の努力を行っている。また、職員の専門 が制度の活用等による専門実務研修の実
【並供の担片】	連用手伝の局度化 	1を図ることがで	できた。				ている。また、調査研究については、管 ら、基本ポートフォリオの検証や投資対
【評価の視点】 ○運用経験者の採用など、資質の高い人材の確保を図ったか。(再掲)	 実績 : ○						ら、基本ホートノオリオの検証や投資的 宜に即した適切なテーマについて積極的
○建用柱線4の採用など、負負の同い人物の推床を図ったが。(丹物)	^{ズ順・} ○ 【運用経験者の採	2田】			に取り組んでい	•	
		· · -	ホームページによる週	5用経験者の募集		- 9	ていると判断し、、A評価とした。
	- , , , ,		において株式及び債券		_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	の実務経験や専	厚門的知識を有す	よる者等多様な人材を	平成21年4月	(各委員の評定	至理由)	
	1日付けで3名	採用した。			• 管理運用手法	の高度化、特に下	下落局面における最適化手法など先端的
	(業務実績第1.2	2. (1) (P.5)	再掲)		・高度な研究に	に尽力した。	
							本的にエマージング市場に投資をする上
○資質の高い人材を確保できるような処遇・評価体制を導入したか。(再							ラニングについて調査している。
掲)	【処遇・評価体制	·					すべき成果が一部出ている。
		はに当たっては、」 hかせる部署に決	民間での経験及び能力	7等を評価し、専		124114	投資対象の拡大に関する研究などが行わ
			たした。 齢及び学歴のみならす	ビ 促右姿故 民	=		将来の法人の組織形態のあり方につい 分野での専門知識を有する人材をどの
	· ·		『アンチ症ックパス 50 デスクリング 10 ディスティック 10 ディック 10 ディスティック 10 ディック 10				明的及び中長期的な法人の方針を明らか
) イ (P.2) 及び第		にして頂ければ	• • • • •	
	5) 再掲)	,,,,,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	. , .	・高度化への努	,	
					・経験者の採用	、調査研究活動等	等継続して専門性の向上を図っていると
○内外の経済動向を積極的に把握するとともに、先進的な事例等に関す	実績:○				評価する。		
る情報収集に努めたか。	【内外の経済動向	· · · -					り向上の進展は見られるが、評価に値す
	機関等が主催す		修に参加すること等		るだけの具体的 (その他意見)	D成果が出ている7	だけの資料が見当たらない。
			4 1 ~ 4 2)参照)		, - , - , - , - ,	的かつ技術的する	ぎており、マクロ的分析が不十分。特に
		2. (0) (1					動をもっとしっかり分析すべき。またこ
					, ,, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		作りと働きかけが必要。
○管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を実施したか。	実績:○						.,
	【管理運用手法の	高度化を図るた	ぬの調査研究】				
	〇 管理運用手法	の高度化を進め	る観点から、3つのラ	ーマについて企			
		調査研究を委託	ŭ				
			に複数のアプローチが				
			どが期待できる案件につ				
	安託元を選止す 得ることができ		視点の異なる充実した	調査研究結果を			
	1,7,0	0	により選定した運用=	ンサルタント及			
	, , , , .		により 医足 した 壁川 - 爰コンサルタントを引				
	調査研究を行っ			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	これらの研究	ご結果については	、第2期中期計画にお	おける基本ポート			
	フォリオの策定	Eにあたっての検	食討の基礎資料及び今	後の運用資産に			
	関する検討に活						
	(業務実績第2.	2. (2) ② (P	. 41)参照)				

中期目標	中 期 計 画	平成 21 年度計画	平成21事業年度業務実績
第3 業務の質の向上に関する事項	第2 業務の質の向上に関する目標を達	第2 業務の質の向上に関する目標を達	第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
	成するためとるべき措置	成するためとるべき措置	
2. 情報公開の徹底	3. 情報公開	3. 情報公開	3. 情報公開
年金積立金の管理及び運用の方針並	年金積立金の管理及び運用に関して、	年金積立金の管理及び運用に関して、	ホームページのアクセス件数は、対18年度比で2.6倍増、特に、国民に理解
びに運用結果等について、十分な情報公	国民のより一層の理解と協力を得るよ	国民のより一層の理解と協力を得るた	いただきたい、積立金全体の管理及び運用の仕組みについては、対18年度比で3.
開を行い、年金積立金の管理及び運用に	う、運用の趣旨や仕組みをホームページ に掲載するとともに、各年度の管理及び	め、ホームページ等を活用し、以下の情報のはまたのである。	3 倍増となっており、国民にとって年金積立金の管理運用業務に関する情報源として、重要な役割を担っているところである。
関する国民の理解と協力を得るよう努めること。	運用実績の状況(運用資産全体の状況、	報公開を積極的に行い、事業の公正かつ 透明な実施を確保する。	C、重要な役割を担つているとこつである。 また、ホームページに対する評価を行う日経BP社の「独立行政法人サイト・ユ
<i>の</i> ること。	運用資産ごとの状況及び各運用受託機	なお、情報公開に当たっては、市場へ	よた、ホームペーンに対する計画を行う口柱BF性の「独立行政仏代サイト・ユーーザビリティ調査」において、使いやすさ等が高く評価され、これまで全101独
	関等の状況を含む。)等について、毎年	の影響に留意するものとする。	法中、直近7位の評価を得ているところである。
	1回(各四半期の管理及び運用実績の状		この他、年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得し
	況(運用資産全体の状況及び運用資産ご		るため、ホームページの活用のみならず、運用関係の会議やセミナーにおける役員
	との状況を含む。) 等については四半期		等の講演及び意見交換を通じ、事業の公正かつ透明性を図った。
	ごとに)ホームページ等を活用して迅速		
	な情報公開を行う。		(参考)
	なお、情報公開に当たっては、市場への影響に到金される。		(ホームページ (原則トップページ) アクセス件数)
	の影響に留意するものとする。		10 / 5
			18 年度 19 年度 20 年度 21 年度
			件数 170 千件 209 千件 238 千件 442 千件
		(1)基本ポートフォリオ等の管理及び運	│ │ (1)年金積立金の管理及び運用に関して国民のより一層の理解と協力を得るため、│
		用の趣旨や仕組みをホームページ等で	年金運用に係るセミナー等の機会を捉えて関係機関に対しても年金積立金運用の
		説明する。	基本的な考え方及び運用状況等について積極的に説明を行った。
			平成20年度業務概況書においては、平成20事業年度末に基本ポートフォリ
			オを達成したことを踏まえ、ポートフォリオ管理と新規資金配分によるリスク管
			理に関する記載を行うとともに、自主運用開始以来の収益率、収益額等について
			の資料を新たに追加で記載し、ホームページに公表した。
			(講演等の具体例)
			・ 太平洋年金協会 (PPI) 主催のアジア年金基金円卓会議において、審議役が『リ
			スク管理と年金基金の経験』のセッションにおいてパネラーとして議論に参
			加するとともに、内外の公的年金基金等と意見交換を行った。
			・ 横浜国立大学大学院ビジネススクールの特別講義において、理事が『公的年
			金の資産運用』と題し、公的年金運用に関する講義を行った。
			・ インスティテューショナル・インベスター誌主催の円卓会議において、職員
			が『高齢化するアジア・中東と、年金基金における長期投資の必要性』のセ
			ッションにおいてパネラーとして議論に参加するとともに、内外の公的年金 基金等と意見交換を行った。
			<u> </u>

(ホームページ (積立金全体の管理及び運用の仕組みについて) アクセス件数)

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
件数	67 千件	134 千件	231 千件	219 千件

(2)管理運用に関する基本的な方針・遵 守事項等を規定した管理運用方針を ホームページにより公開する。

(2) 平成20事業年度に引き続き、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方 針を定めた管理運用方針について、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から見直しを行い、ホームページにおいて公表した。

(ホームページ (管理運用に関する基本的方針・遵守事項等について) アクセス件数)

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
件数	19 千件	49 千件	59 千件	31 千件

(3)各年度の管理及び運用実績の状況 (運用資産全体の状況、運用資産ごと の状況及び各運用受託機関の状況を 含む。)については7月に、四半期の 運用状況については9月、12月及び 3月にホームページ等により情報を 公開する。

(3) 年金積立金の管理及び運用実績の状況等に係る公表については、取りまとめ後速やかに厚生労働省内の記者クラブにおいて記者発表を行うとともに、記者発表時に合わせてその内容をホームページで公表するなど迅速かつ積極的な公表を行った。

また、平成20事業年度の運用実績については、インタビューに応じること等を通じて、マスコミ等にも丁寧かつ分かりやすく説明することを心掛け、国民に対しても正確な情報が伝わるよう努めた。

(ホームページ (積立金の管理及び運用実績等について) アクセス件数)

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
件数	194 千件	371 千件	440 千件	401 千件

- ① 平成20年度業務概況書については、次の主な改善を行い、より分かりやすいものとなるよう工夫を凝らした。
- ア 運用資産全体の収益率・収益額等の資料を新たに追加した。
- イ 新規資金配分とポートフォリオ管理に関する記述を加えた。
- ウ 自主運用開始以降の運用実績(収益率、収益額、損益額等)の推移を加えた。
- エ 表やグラフを多用するなど、分かりやすい表現とした。
- ② なお、平成21事業年度各四半期の管理及び運用に係る実績の状況の公表においては次の改善を行った。

年金積立金管理運用独立行政法人 業務実績評価シート 評価の視点等 自己評価 【評価項目8】 評定 Α 【評価項目8 情報公開】 (理由及び特記事項) (委員会としての評定理由) 1. ホームページのアクセス件数は、対18年度比では、全体で2.6 倍増となり、特に国民に理解いただきたい積立金全体の管理及び運用 の仕組みのページで3.3倍増と大幅に伸びており、国民にとって年 金積立金の管理運用業務に関する仕組みを理解しやすく情報公開で きていると考える。また、ホームページに対する評価(日経BP社) において、使いやすさ等からこれまで全101独法中、直近7位の高 と判断し、A評価とした。 い評価を得ているところである。 2. 平成20事業年度の運用実績は、平成19事業年度に引き続きマイ ナスとなる大変厳しい状況であったが、マスコミを含めた一般国民へ 化を図るよう、一層の努力を期待したい。 の丁寧かつ分かりやすい説明を徹底し、正確な情報が伝わるよう努め た。その一環として、業務概況書においても自主運用開始以来の運用 (各委員の評定理由) 実績の推移を加える等の改善を図り、内容の充実度合いを高めた。 3. 運用委員会の議事要旨について、第2期中期計画における基本ポー トフォリオの策定に関する審議事項を中心に質疑応答に係る部分を 充実させ、内容をより詳細なものとしてホームページ上で公表するこ とで、更なる透明性の向上を図ることができた。 価できるがS水準とは断定できない。 【評価の視点】 ○基本ポートフォリオの考え方や具体的な運用体制など管理運用の仕 | 実績:○ っている。 組みを理解しやすく情報公開しているか。 【管理運用法人のホームページ】 ○ 管理運用法人のホームページのアクセス件数は、対18年度比で 根拠とはならない。 2.6倍増、特に、国民に理解いただきたい、積立金全体の管理及び 運用の仕組みについては、対18年度比で3.3倍増と増加の結果が 得られた。また、管理運用法人のホームページに対する外部評価とし 価が妥当か否かは疑問が残る。 て高い評価を得ることができている。 透明性がHP等で向上している。 (業務実績第2.3.柱書き(P.44)参照) 実績:○ (その他意見) 【管理運用の仕組みの情報公開】 ○ 年金積立金の管理及び運用に関して国民のより一層の理解と協力 を得るため、年金積立金の管理及び運用の仕組みや業務の概要につい て、分かりやすくするために図を用いるとともに目に優しい色調とし はやや資料不足。 てホームページに掲載している。また、年金積立金の管理及び運用に 関する基礎的な事項や多数照会のある事項について、一般国民向けに 分かりやすく説明をした「よくあるご質問」の内容を更新した。 (業務実績第1.3.(1)オ (P.11)及び第2.3.(1)~(3)(P. 44~46)参照)

年金積立金の管理及び運用について、より一層の国民の理解を得るた めに、年金運用に関するセミナーや講演会を通じて、年金積立金運用の 基本的な考え方や運用状況について積極的に説明を行うとともに、業務 概況書や運用委員会の議事要旨等の内容を充実させ、よりわかりやすい ものとなるような工夫を行っていることから、中期計画を上回っている

今後も、分かりやすい情報提供を推進し、年金積立金の長期的な観点 からの運用について国民の十分な理解を得るため、広報活動の充実・強

- ・アクセス件数が増大したが、これについては、基本ポートフォリオの 見直しというタイミングも関係しているものと思われ、内容の改善の結 果かどうか不明、どういう項目を見ているのか詳細な分析が必要ではな いか(自己評価は感触を反映したものと言える)。努力の跡は大いに評
- ・情報開示をはじめ、外部から見えるための努力が着実になされている が、一般企業のものと比べて不十分な点(長期データが不十分等)が残
- ・サイトでの情報提供内容、アクセス数等は、「目標を大幅に上回る」
- ・業務概況書を含めて、情報のわかりやすさ、情報内容の充実化が図ら れている。内容は改善されているが、中期計画を大幅に上回るという評
- ・ホームページ上で「一般に解りやすい」を心がけた情報公開を評価し

HPへのアクセス件数は増加しているが、(選挙等の影響もあると思 われ)、本来の情報公開がどの程度進んでいるのか、やや不明。機関の 性格から情報公開に制約があることはやむを得ないが、Aに判断するに

(業務実績第2.3.(1)及び(3)① (P.44~45)参照)

う工夫を凝らし、ホームページに公表した。

○ 平成20年度業務概況書については、新たに運用資産全体の収益 率・収益額等を追加するとともに、自主運用開始以来(平成13事業 年度)の運用状況(収益率、収益額、運用資産額等)の推移を追加す るほか、表やグラフを多用するなど、より分かりやすいものとなるよ

○ 各四半期の管理及び運用実績等の公表資料については、運用資産全 体(市場運用分+財投債)の運用状況を中心とするとともに、資産構 成割合の状況について、基本ポートフォリオとの比較が可能となるよ う、基本ポートフォリオとの比較における資産構成割合の状況を追加 し、表を工夫するなど、より分かりやすくなるように内容の更なる充 実と改善を図った。

また、英語版の運用状況資料を作成し、日本語版と同じく内容の充 実を図った。

(業務実績第2.3.(3)(P.45~46)参照)

○各年度・各四半期の管理及び運用実績の状況等について、迅速な情報 | 実績:○ 公開を行ったか。

【管理及び運用実績の状況等の迅速な公表】

○ 年度の業務概況書及び各四半期の管理及び運用実績の状況等の公 表については、取りまとめ後、速やかに公表するよう努めた。

(業務実績第2.3.(3) (P.45~46) 参照)

○情報公開の際、市場への影響に留意しているか。

実績:○

【情報公開の際の市場への影響の留意】

○ 平成20事業年度に引き続き、管理運用法人の具体的な投資行動が 明らかとならないよう、また、市場に対して意図せざるメッセージを 与えないよう、保有銘柄については非公表とし、資金回収状況につい ては翌年度の業務概況書において公表とするなどの取扱いとした。 (業務実績第2.3.(3) (P.45~46) 参照)

○資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能 | 実績:○ 性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。(iiについ ては事前に明らかにされているか。)

i 資金運用の実績

ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意思決定主体、運 用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等)、資 産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」という。) (政・独委評価の視点)

【資金の運用】

- 管理運用法人の資金の運用は、時価及び為替相場の変動等の影響を 受けるものであるが、次の事項については、明らかにされている。
- i 資金運用の実績:各年度の業務概況書及び四半期ごとのディスク ローズ資料において、運用状況を詳細に公表している。
- ii 資金運用の基本的方針:「法律」、「中期目標」、「中期計画」、「管 理運用方針」等で明確にされている。

(業務実績第2.3.(2)及び(3) (P.45~46)参照)

○資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の | 実績:○ 責任について十分に分析しているか。(政・独委評価の視点)

○ 厚生労働大臣から示される中期目標において長期的に確保すべき 運用利回り等が定められており、管理運用法人は、受託者責任の下、 当該運用利回りを確保するために当該大臣の認可を受けた中期計画 において定める基本ポートフォリオに沿って管理運用を行うこと等 とされている。

(業務実績第8.1.(1)(P.53)及び第8.2.(1)(P.71) 参照)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21事業年度業務実績
第4 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する 事項」で定めた事項に配慮した中期計画 の予算を作成し、当該予算による運営を 行うこと。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第1 業務運営の効率化に関する 目標を達成するためとるべき措置」で定 めた事項に配慮した中期計画の予算を 作成し、当該予算による適正かつ効率的 な運営を行う。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第1 業務運営の効率化に関する 目標を達成するためとるべき措置」で定 めた事項に配慮した平成21年度の予 算を作成し、当該予算による適正かつ効 率的な運営を行う。	と比較して、一般管理費については12%、業務経費については4%を節減した
	 第4 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表1のとおり 2. 収支計画 別表2のとおり 3. 資金計画 別表3のとおり 	 第4 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表1のとおり 2. 収支計画 別表2のとおり 3. 資金計画 別表3のとおり 	#4 予算、収支計画及び資金計画 (1)予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 予算、収支計画及び資金計画の実績は、決算報告書及び財務諸表のとおりである。 (2)支出予算において、次の費目が当初の予定より増加したことにより、予算の増額を行った。 ・厚生年金勘定の「総合勘定へ繰入」
	第5 短期借入金の限度額 短期借入金の計画なし	第5 短期借入金の限度額 短期借入金の計画なし	第5 短期借入金の限度額 短期借入金の実績なし

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に 供しようとするときは、その計画 なし	を 第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に 供しようとするときはその計画 なし	第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 なし なお、独立行政法人整理合理化計画において「日野宿舎等(2件)の存廃について検討し、事務所移転時を目途に、結論を得る。」とされたことを踏まえ、検討を進めた結果、現在保有する全ての宿舎(日野宿舎(横浜市)及び行徳宿舎(市川市))を売却することについて結論を得た。 宿舎の売却については、第2期中期目標期間中において、所要の手続きを完了するよう努めることとした(第2期中期計画に記載)。
第7 剰余金の使途	第7 剰余金の使途	第7 剰余金の使途
なし	なし	なし

評価の視点等	自己評価 A	【 評価項目 9 】 評定 A
【評価項目 9 財務内容の改善に関する事項等】 【評価の視点】 ○「第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」	(理由及び特記事項) 契約方法等の見直し等による適正かつ効率的な業果、予算額に対して、一般管理費は89.5%の執行 節減を図ることができた。 実績:○	
で定めた事項に配慮した各年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行ったか。	【予算による適正かつ効率的な運営】 ○ 平成17事業年度と比較して、一般管理費につい 経費については4%を節減した予算を作成し、その の効率化等による節約等を行い、適切に執行した。 (業務実績第3. 柱書き(P.49)参照)	D執行に当たり業務 ・保有する全ての宿舎を売却することに決定し、手続き完了に努めてい
〇上記のほか、予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して 計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになってお り、合理的に説明できるものであるか。	実績:○ 【予算の増額】 ○ 支出予算において、次の費目が当初の予定よりり、予算の増額を行った。 ・ 年金特別会計厚生年金勘定寄託金が予定より、年金勘定において「総合勘定へ繰入」の増額を行った。 ・ 年金特別会計国民年金勘定寄託金が予定より増年金勘定において「総合勘定へ繰入」の増額を行った。 ・ 総合勘定において「総合勘定へ繰入」の増額を行った。 ・ 総合勘定において「厚生年金勘定より受入」、で受入」、「承継資金運用勘定より受入」及び総合甚り増加したため、「投資」の増額を行った。 ・ 総合勘定において「運用収入」が予定より増年金勘定へ分配金繰入」、「国民年金勘定へ分配金換入」、「国民年金勘定へ分配金換入」、「国民年金勘定へ分配金換入」の増額を行った。 (業務実績第4.(2)(P.49)参照)	・経費の節減が図られている。 ・業務経費、人件費等の予算未執行などから計画以上の改善が行われていると判断する。 増加したため、国民行った。 にめ、承継資金運用 た。 「国民年金勘定より 动定雑収入が予定よ 加したため、「厚生 ・経費の節減が図られている。 ・業務経費、人件費等の予算未執行などから計画以上の改善が行われていると判断する。 ・ 本と判断する。 ・ 本と判断する。 ・ 本との他意見) ・ 対 1 7年度では、2 1.9%の減少であるものの、対前年度では、9%の費用の増加となっており、中期目標の範囲内に過ぎない。 ・ 経費節減努力を行っていることは理解できるが、具体的に業務経費の何をどう節減しているかについては、判断するに足る資料が不足している。
○当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。(政・独委評価の視点)	実績:〇 【当期総利益】 〇 平成21事業年度の当期総利益は91,500年 これは、運用環境の回復により資産運用損益と同 円を計上したことが主な要因である。 年金積立金の運用は資金の性格上長期的な観点であることから、引き続き、長期的な観点に立ったし、適切なリスク管理を行いながら、年金積立金の管理及び運用に努めることとしている。	して91,850億 にから行われるもの た分散投資を基本と

○利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の | 実績:○ 公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人 の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われて いるか。(政・独委評価の視点)

【利益剰余金】

・ 平成21事業年度の法人全体の利益剰余金は12,773億円と なった。

なお、運用環境の回復により当期総利益91,500億円を計上 したことにより、昨年度繰越欠損金78,727億円は解消した。 平成21事業年度利益の発生要因は、内外株式の大幅な回復によ るものである。

・ 利益剰余金については、年金積立金管理運用独立行政法人法第2 5条4項及び年金積立金管理運用独立行政法人法施行令第9条によ り、厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、そ の残余の額を翌事業年度末までに国庫納付することとなっている。

○固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況 | 実績:○ 等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の 取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)

【固定資産の活用状況】

- 固定資産の活用状況については、次の**【資産処分の取組状況】**にお いてあわせて説明。
- 現在保有する全ての宿舎(日野宿舎(横浜市)及び行徳宿舎(市川 市))を第2期中期目標期間において廃止することとした。 (業務実績第6. (P.50) 参照)

○「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)で | 実績:○ 処分等することとされた資産についての処分等の取組状況が明らかに されているか。その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われ ているか。(政・独委評価の視点)

【資産処分の取組状況】

○ 独立行政法人整理合理化計画に基づき宿舎の存廃について検討を 進めた結果、現在保有する全ての宿舎を売却することについて結論を 得ることができた。

なお、結論を得るまでの過程において、入居者の生活面に与える影 響が大きいこと、職員採用時に宿舎の入居を要件にしていたこと、独 立行政法人の中でも先駆けて宿舎を廃止するといった点等はあった が、職員及び職員組合に対し、時間をかけて丁寧に説明をしてきた結 果、理解を得ることができた。

宿舎の売却については、第2期中期目標期間中において、所要の手 続きを完了するよう努めることとした(第2期中期計画に記載)。 (業務実績第6. (P.50) 参照)

(参考)

独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決 定)による講ずべき措置

【保有資産の見直し】

日野宿舎等(2件)の存廃について検討し、事務所移転時を目途 に、結論を得る。

中期目標

第5 その他業務運営に関する重要事項 第

1. 年金積立金の管理及び運用の基本的 な方針

(1) 運用の基本的考え方

年金積立金の運用は、年金積立金が 被保険者から徴収された保険料の一 部であり、かつ、将来の年金給付の貴 重な財源となるものであることに特 に留意し、専ら被保険者の利益のため に、長期的な観点から安全かつ効率的 に行うことにより、将来にわたって年 金事業の運営の安定に資することを 目的として行うこと。

(2) 運用の目標

①実質的な運用収益の確保

年金財政は、実質的な運用利回り (賃金上昇率を上回る運用利回り)が 確保される限り基本的には影響を受 けないことから、年金財政上の諸前提 (別添)における実質的な運用利回り を確保するよう、長期的に維持すべき 資産構成割合(以下「ポートフォリオ」 という。)を定め、これに基づき管理 を行うこと。

中期計画 第8 その他業務運営に関する重要事項

1. 年金積立金の管理及び運用の基本的 な方針

(1) 運用の基本的考え方

年金積立金の運用は、年金積立金が 被保険者から徴収された保険料の一 部であり、かつ、将来の年金給付の貴 重な財源となるものであることに特 に留意し、専ら被保険者の利益のため に長期的な観点から安全かつ効率的 に行うことにより、将来にわたって年 金事業の運営の安定に資することを 目的として行う。

このため、分散投資を基本として、 長期的に維持すべき資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。) を策定し、年金積立金の運用を行う。

(2) 運用の目標

年金財政上の諸前提(別添)における実質的な運用利回りを長期的に確保するよう、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。

また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いる。

平成21年度計画 第8 その他業務運営に関する重要事項

1. 年金積立金の管理及び運用の基本的 な方針

(1) 運用の基本的考え方

年金積立金の運用は、年金積立金が 被保険者から徴収された保険料の一 部であり、かつ、将来の年金給付の貴 重な財源となるものであることに特 に留意し、専ら被保険者の利益のため に長期的な観点から安全かつ効率的 に行うことにより、将来にわたって年 金事業の運営の安定に資することを 目的として行う。

このため、分散投資を基本として、 長期的に維持すべき資産構成割合(以 下「基本ポートフォリオ」という。) に基づき、年金積立金の運用を行う。

(2) 運用の目標

① 基本ポートフォリオに基づきリバランスを行い、これを適切に管理する。

第8 その他業務運営に関する重要事項

1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

(1) 運用の基本的考え方

平成20事業年度末に基本ポートフォリオを達成したことから、運用の基本的な考え方を踏まえ、年金積立金全体として長期的に維持すべき基本ポートフォリオに基づき運用を行った。

平成21事業年度業務実績

(2) 運用の目標

① 平成20事業年度末で預託金が全て満期償還され、年金積立金のほぼ全額が管理運用法人において管理及び運用されることとなったため、平成21事業年度は、年金積立金全体での資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許容幅内に収まるよう管理を行うこととし、資金の回収についても資産構成割合の乖離状況を勘案して決定した。

資産構成割合が基本ポートフォリオから大きくは乖離しなかったことから、 資産の回収及び再配分によるリバランスの必要は生じなかった。

●平成21事業年度における資金回収状況

(単位:%、億円)

						(半江, /0	、個問力
		第1四半期			第2四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	基本ポート	67. 00	67. 00	67.00	67. 00	67. 00	67.00
囯	1 乖離状況	2. 18	1. 28	0. 79	0.09	0.02	0. 25
Þ	凹状版	589	588	11, 407	589	588	11, 381
信	(四勿) (四分)	0	0	0	0	0	0
券	(財投債償還金·利 金)	589	588	11, 407	589	588	11, 381

合

計

回収額

586

585

11, 370

585

2, 385

14, 590

②市場平均収益率の確保

各年度において、各資産ごとに、 各々のベンチマーク収益率を確保す るよう努めるとともに、中期目標期間 において、各々のベンチマーク収益率 を確保すること。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いること。

② 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、 平成21年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努める。 ② 運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託するために必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施することとしている。

平成21事業年度においては、外国債券パッシブ運用及び外国株式パッシブ運用に係る運用受託機関構成の見直しのための選定を開始し、公募を実施した。

【運用受託機関の管理及び評価】

ア 運用受託機関の管理は、毎月1回、運用実績やリスクの状況について報告を 求め、適宜必要な措置を取ることにより行うこととしている。

選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保等のため、各運用受託機関ごと に運用方法等に係るガイドラインを提示し、その遵守が確保されているかを定 期ミーティング等において報告を受けるなどの方法により行っている。

平成21事業年度においては、定期ミーティング及びリスク管理ミーティングを実施したほか、毎月1回各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題点の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関と協議するなど適切に対応した。

このうち、リスク管理ミーティングについては、平成21事業年度の総合評価が一定水準以下の運用受託機関等について、運用状況、リスク管理状況等を確認した。

外国株式アクティブの運用受託機関について、年度初に株価が大きく変動した際に各社のとった投資行動及びリスク管理状況を確認するために緊急ミーティングを実施した。

イ 運用受託機関の評価については、定性評価(運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等)及び定量評価(パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ)に基づき総合評価を行った。

また、評価に当たっては、事前に運用実績や運用受託機関の管理状況等を取りまとめ、各運用受託機関の問題点を確認した上で実施した。

定期ミーティングを次のとおり実施した。

- i 外国債券アクティブ運用受託機関(7ファンド):6月25日~6月26日
- ii 国内債券アクティブ運用受託機関(11ファンド):6月26日~7月2日
- ※ ポッシブ運用受託機関(27ファンド):7月2日~7月8日
- iv 国内株式アクティブ運用受託機関 (20ファンド): 7月8日~7月17日
- v 外国株式アクティブ運用受託機関(14ファンド):7月17日~7月24 日

年金積立金管理運用独立行政法人 業務実績評価シート	
	ウ 総合評価結果により、以下の運用受託機関について資金配分停止とした。
	i 外国債券パッシブ運用受託機関 1社 ii 国内債券アクティブ運用受託機関9社 iii 国内株式アクティブ運用受託機関9社 iv 外国株式アクティブ運用受託機関1社
	また、総合評価結果を踏まえ検討の上、国内債券アクティブ運用受託機関 1 社の契約を解除した。
	エ 自家運用に係る取引先の評価については、債券の売買の取引先としての証券 会社並びに短期資産の運用先としての銀行及び証券会社に係る取引執行能力、 事務処理能力等について総合的な評価を行い、既存の取引先については継続す ることに問題がないことを確認した(自家運用に係る取引先の評価については、 第8.3(3)において詳述。)。
	自家運用に係る債券貸付運用先については、組織体制、事務処理能力及び収益率についての評価を実施し、貸付運用先として継続することに問題がないことを確認した。
	平成21年事業年度末時点・NOMURA-BPI「除くABS」型パッシブファンド 貸付運用資産:3兆4千億円 収益額 :16億円
	 NOMURA-BPI 国債型パッシブファンド 貸付運用資産:1兆5千億円 収益額:8億円
	【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】 平成21事業年度の市場運用分の資産ごとのベンチマークに対する超過収益率 は、次のとおりである。
	●平成21年4月~平成22年3月(年率)

(単位:%)

			(単位:70
	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率
国内債券	1. 98	2.03	-0.05
パッシブ	1.88		-0.16
アクティブ	2.49		0. 46
国内株式	29. 40	28. 47	0.93
パッシブ	28.60		0. 13
アクティブ	31.90		3. 43
外国債券	1.32	0.82	0.50
パッシブ	0.22	0.18	0.04
アクティブ	4.10	2. 42	1. 69
外国株式	46. 11	46. 52	-0.41
パッシブ	46. 43		-0.09
アクティブ	44.00		-2.51
短期資産	0.16	0.10	0.06

(注) 外国株式のベンチマークは、平成22事業年度からMSCI KOKUSAI (円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後) 指数を使用することとしているが、平成21 事業年度以前についても配当課税要因考慮後指数を使用することでより適切な評価を行うこととした(以下において同じ。)。

平成21事業年度においては、国内債券、短期資産については概ねベンチマーク並みの収益率となった。また、国内株式、外国債券(注)についてはプラスの超過収益率となったが、外国株式についてはマイナスの超過収益率となった。

なお、国内債券における自家運用の NOMURA-BPI「除く ABS」型パッシブファンドの債券貸付運用を含めた時間加重収益率は2.09%、債券貸付運用を除いた時間加重収益率は2.07%で、概ねベンチマーク(2.03%)並み、NOMURA-BPI「国債」型パッシブファンドの債券貸付運用を含めた時間加重収益率は1.48%、債券貸付運用を除いた時間加重収益率は1.46%で、概ねベンチマーク(1.45%)並みとなった。

- (注) 外国債券については、評価ベンチマークを世界国債インデックスと世界 BIG 債券インデックスの複合ベンチマークとしている。
- ●ベンチマークに対する超過収益率の要因分析は、次のとおりである。

国内株式 コン超な 債 小べの ぞ
国内株式 こと 超過 なっ で
ンド 超過なっ ア 債セ 外国債券 ハた ベンの超
外国債券
アクラ 行セクタ いたこと
外国株式 いたこと及びベンチ 外国株式 のセクターの時価構 いたこと等がマイナ は、概ねベンチマータ の超過収益率となっ
短期資産 概ねベンチマーク並み

	対 応
国内債券	アクティブ運用受託機関9社について総合評価の結果、資金配分 を停止した。
国内株式	アクティブ運用受託機関 9 社について総合評価の結果、資金配分 を停止した。
外国債券	パッシブ運用受託機関1社について総合評価の結果、資金配分を 停止した。
外国株式	アクティブ運用受託機関1社について総合評価の結果、資金配分 を停止した。

また、総合評価結果を踏まえ検討の上、国内債券アクティブ運用受託機関 1 社の契約を解除した。

《参考》

- 第1期中期目標期間(平成18事業年度~平成21事業年度)においては、次のとおり、いずれの資産も概ねベンチマーク並みの収益率を確保したところである。
- ●第1期中期目標期間(4年間:年率)

(単位:%)

	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率
国内債券	2. 20	2. 23	-0.02
国内株式	-11.86	-11.82	-0.04
外国債券	0. 93	0.84	0.09
外国株式	-5. 18	-5. 12	-0.06
短期資産	0.38	0.30	0.08

●平成17年4月~平成22年3月(5年間:年率)

(単位:%)

	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率
国内債券	1. 47	1.49	-0.02
国内株式	-1.95	-2.22	0. 27
外国債券	2. 25	2. 18	0.07
外国株式	0.71	0.78	-0.07
短期資産	0.31	0.24	0.07

③ 評価ベンチマーク(管理運用法人の各資産ごとの運用結果を評価する際に使用す るベンチマーク)については、以下のとおりとした。 国内債券 NOMURA-BPI「除くABS」 国内株式 TOPIX(配当込み) シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジ なし・円ベース。以下同じ。)及びシティグループ世界B IG債券インデックス(除く日本円、ヘッジなし・円ベー ス。以下同じ。) の複合インデックス (パッシブ運用部分 外国債券 については世界国債インデックス及びアクティブ運用部 分については世界BIG債券インデックスのそれぞれの 運用金額による構成比で加重平均したもの) MSCI KOKUSAI (円ベース、配当込み、GRO 外国株式 短期資産 TDB現先1ヶ月 (3)年金積立金の管理及び運用におけ (3) 年金積立金の管理及び運用におけ (3) 年金積立金の管理及び運用におけ (3) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 るリスク管理 るリスク管理 るリスク管理 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、 リターン・リスク等の特性が異なる 年金積立金については、分散投資に リターン・リスク等の特性が異なる 外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。 よる運用管理とともに、年金積立金の 複数の資産に分散投資することをリ 複数の資産に分散投資することをリス また、各資産ごとに、ベンチマークの相対リスクの推移等を把握・分析し、リ 管理及び運用に伴う各種リスクの管 スク管理の基本とし、年金積立金の管 ク管理の基本とし、年金積立金の管理 スク管理を行った。 理及び運用に伴う各種リスクの管理 及び運用に伴う各種リスクの管理を行 理を行うこと。 さらに、必要に応じ運用受託機関とのミーティング等を通じ問題点がないかを を適切に行う。 う。 確認し、適正な管理に努めた(資産全体、各資産等のリスク管理については、第 8.3(1)において記述。)。 国内株式については、評価ベンチマークと異なるベンチマークを一部の運用受 託機関に対し設定しており、このことが各資産のリスクに与える影響について注 視している。 具体的には、バリュー、グロース、スモールのスタイルベンチマークを一部の 運用受託機関に対し設定していることから運用スタイルに偏りが生じないよう に、モニタリングを実施した。

評価の視点等	自己評価	A		【 評価項目10 】	評定	Λ	
評価の税点等	(理由及び特記事項)				(委員会として	<u>A</u> の評定理由)	_
【前脚沒自10 建/10/盆本的为元分、建/10/2百保寺】			についてけ 毎日1	回運用実績やリスク)対比で見ると、国内株式及び外国債:
				また、定期ミーティ			短期資産及び国内債券については概
				変更等があった場合			ったが、外国株式についてはマイナス
			するなど、適切に管			う結果となった。	TO COLOR TO CIGATION
	CIA, KEN C	イマノ と 久 心)		生と天地した。			ーティング、リスク管理ミーティン
					,		機関の運用状況、リスク管理状況を
							必要に応じ運用受託機関との協議を
【数值目標】	【数値目標】				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		収益率の確保のために必要な対応を
○各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されるよう	実績:○					•	が大きく変動したことを踏まえ、緊
努める。	^^隠・○ 【各資産ごとのべ	ンチマーク収え	益率の確保】		-		ングを実施し、外国株式アクティブ
	_ ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	· · · · · · · · · · · · · · · ·	エージアEバー 分の資産ごとのベン	チマークに対する			で、ころには、「一」になった。
	超過収益率は次の		,, · · <u>Q</u> <u>L</u> <u>C</u> <u>C</u> · · ·) / (=/·(1 / @		情報収集を行った	
							- っていると判断し、A 評価とした。
	国内 概ねベン	チマーク並みの		0.5%) となっ	C40970 91	1 /yını 🖾 C 工口 🤊	
	債券 た。) ·		0 0 707 2 2	 (各委員の評定	理由)	
	国内				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	_ ' '	ーク収益率を確保できており、基本
		超過収益率(+	⊦0.93%)となっ	った。	., .,	- ,	いても適切に行われたものと認める。
	外国。二						評価も適切に行われており、迅速な
		超過収益率(+	⊦0.50%)となっ	った。	応サイクルが出		
	外国					- 9	(対応ができている)。
	マイナス(の超過収益率((-0.41%) と	なった。	• 運用受託機関	の選定、自家運用	について、運用管理が適切に行われ
		チマーク並みの		0.6%) とたつ	いる。		,
	資産を			0 0 707 2 7	・ポートフォリ	才に基づく適切運	運用されている。
		1 (2) ②【各資	 資産ごとの対ベンチ	」	各資産毎のリクタ	ターン実績がベン	チマーク収益率に比し概ねプラスで
	$(P.56 \sim 58)$		異座ことの方 マク		った点等から計	画以上と評価する	,) _o
	(1.00 00)	> ////			・リスク管理の	運用上は迅速性が	ぶ必要なのではないかと思われた
					・国内株式等は	20年度の落ち込	みをほぼ取り戻したが、外国株式等
【評価の視点】					はベンチマーク	に対してマイナス	、となっている。評価はBに近いAで
○基本ポートフォリオは実質的な運用利回りを長期的に確保するよう	 【評価項目14で				る。		
定められているか。[2. (1) において評価]	KHI IM XH I I V	HI IIII					
					(その他意見)		
					・運用機関の選	定・リスク管理に	ついて、中期計画を上回ると判断す
○ポートフォリオ管理は適切に行われているか。[3.(1)において評	 【評価項目16で	·評価】			に足る根拠が示	されていない。	
[価]		HI IIII			アクティブ運用	用に関して超過収	益が獲得可能であるとする合理的な
					明がなかった。		
					・急激な市場環	境の変化に対応可	J能な組織となっていない。
○運用受託機関の選定、管理及び評価は適切に行われているか。特に、	実績:○						
アクティブ運用については、投資方針、銘柄選択の方法等の運用手法及		選定、運用受討	託機関の管理及び評	価】			
び運用体制について、必要な評価指標を設け、定性評価が適切に行われ				ブ運用及び外国株式			
ているか。			機関構成の見直しの				
	し、公募を実施						
	(業務実績第8.	=	7.55)参照)				

○ また、運用受託機関の管理及び評価については、毎月1回、運用実 績やリスクの状況について報告を求め、定期ミーティング等において も遵守状況の説明を受けるなどの方法により、適切に実施した。 (業務実績第8.1.(2)②【運用受託機関の管理及び評価】(P.55 ~56)参照)

実績:○

【自家運用に係る債券貸付運用先の評価】

○ 自家運用に係る債券貸付運用先については、組織体制、事務処理能 力及び収益率についての評価を適切に実施した。

(業務実績第8.1.(2)②エ(P.56)及び第8.3.(3)⑤(P. 93)参照)

○中期目標期間において各資産ごとのベンチマーク収益率が確保され | 実績:○ ているか。

【中期目標期間におけるベンチマーク収益率の確保】

- 第1期中期目標期間(平成18事業年度~平成21事業年度)にお いては、次のとおり、いずれの資産も概ねベンチマーク並みの収益率 を確保したところである。
- ●第1期中期目標期間(4年間:年率)

(単位:%)

	時間加重 収益率	ベンチマーク 収益率	超過 収益率
国内債券	2. 20	2. 23	-0. 02
国内株式	-11.86	-11.82	-0.04
外国債券	0. 93	0.84	0.09
外国株式	-5. 18	-5. 12	-0.06
短期資産	0. 38	0.30	0.08

《参考:過去5年間 平成17年4月~平成22年3月(年率)》

(単位:%)

	時間加重 収益率	ベンチマーク 収益率	超過 収益率
国内債券	1. 47	1. 49	-0.02
国内株式	-1. 95	-2.22	0. 27
外国債券	2. 25	2. 18	0.07
外国株式	0.71	0.78	-0.07
短期資産	0.31	0. 24	0.07

(業務実績第8.1.(2)②【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】 《参考》 P. 5 9) 参照)

1 mg 1/2 mg 12 mg/2) is set m 1 a Sales a Sales Sales Mark 1 mg a	
○各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されるよう 努めているか。また、各年度における各資産の収益率とベンチマーク収 益率が乖離した場合には、当該乖離についての分析が行われ、必要な対 応がとられているか。	
	○ 外国株式がベンチマークに対して下回ったのは、ベンチマーク収益率を上回った銀行セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて低めになっていたこと及びベンチマーク収益率を下回った食品・生活必需品等のセクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めとなっていたこと等がマイナスに寄与した。 (業務実績第8.1.(2)②【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】(P.58)参照)
	○ リスク管理ミーティングについては、平成21事業年度の総合評価が一定水準以下の運用受託機関等について、運用状況、リスク管理状況等を確認した。 外国株式アクティブの運用受託機関について、年度初に株価が大きく変動した際に各社のとった投資行動及びリスク管理状況を確認するために緊急ミーティングを実施した。 (業務実績第8.1.(2)②【運用受託機関の管理及び評価】ア、イ、ウ(P.55~56)参照)
○ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等の条件を 満たす適切な市場指標を設定しているか。	実績:○ 【ベンチマークの設定】 ○ 平成21事業年度中は評価ベンチマーク(管理運用法人の各資産ごとの運用結果を評価する際に使用するベンチマーク)については、引き続き従来のベンチマークを使用することとした。 (業務実績第8.1.(2)③(P.60)参照)
○各資産のベンチマークとは異なるベンチマークを各運用受託機関に 設定する場合は、当該個々の運用受託機関の運用行動が各資産・資産全 体のリスクに与える影響について配慮した上でリスクを適切に管理し ているか。	
○年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理が適切に行われているか。[3.(1)において評価]	【評価項目16で評価】

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21事業年度業務実績
1 11 11 11 11	第8 その他業務運営に関する重要事項	第8 その他業務運営に関する重要事項	第8 その他業務運営に関する重要事項
1. 年金積立金の管理及び運用の基本的 1			1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針
(4) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮するとともに、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう配慮すること。また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう配慮すること。	(4) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮するとともに、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう配慮する。また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう配慮する。このため、運用受託機関ごと(自家運用を含む。)に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。	(4) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮するとともに、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう配慮する。 また、同一企業発行有価証券の保有状況について制限を設け、月1回運用受託機関からの月末の運用状況の報告書に併せて、遵守状況を確認する。	 ① ア 平成21事業年度は、年金特別会計への寄託金償還を本格的に実施する初年度となった。年金特別会計への寄託金償還及び財政融資資金債還額(利払いを含む。以下同じ。)の財源については、資産構成割合の乖離状況と市場の影響に配慮し、財投債満期償還金(利金を含む。以下同じ。)等を活用した。具体的には、平成21事業年度における年金特別会計への寄託金償還の見込み額、甲金特別会計への納付金見込み額、財政融資資金償還額、年金特別会計からの寄託金の見込み名額を勘案した上、平成21事業年度当初において年間の寄託金償還等見通しを策定し、これに基づき財投債満期償還金を短期資産として保有し、寄託金償選等に充当した。事業年度中途においては、年金特別会計への寄託金償還の見込み額が変更となり、また、年金特別会計への納付を実施しないこととなったことを受け、寄託金償還等見通しを変更した。なお、平成22事業年度の年金特別会計への寄託金償還等見通しを変更について、市場への影響を分散するために、平成21事業年度より市場からの資金の回収を開始し、回収した資金は短期資産とした。また、市場からの資金の回収に当たっては、資産クラスごとにそれぞれの市場規模を考慮した1日当たりの回収上限額をあらかじめ設け、それらの範囲内に収まるように回収した。 プ 運用受託機関の解約に伴い、当該資金を回収し再配分する際には、市場の価格形成等を考慮し、原則として現物移管により実施した。 プ 運用受託機関の解約に伴い、当該資金を回収し再配分する際には、市場の価格形成等を考慮し、原則として現物移管により実施した。 プ 運用受託機関の解約に伴い、当該資金を回収し再配分する際には、市場の価格形成会での影響には、市場の資産構成割合が基本ボートフォリオから大きなは乖離しなかった。資産構成割合が基本ボートフォリオから大きくは乖離しなかった。

評価の視点等	自己評価 A 【評価項目11】	評定 A
【評価項目11 市場及び民間の活動への影響に対する配慮】	(理由及び特記事項)	(委員会としての評定理由)
【評価の視点】	運用受託機関への資金配分や回収時等においては、前例のない巨額な 資産であることに鑑み、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよ う、できる限り慎重にかつ工夫して行った。また、民間企業経営に対し て影響を及ぼさないよう個別銘柄の選択や指図を行わないことや同一 企業有価証券の保有制限を設け管理を行うなど配慮した。	世界的にみても大規模なファンドであることに鑑み、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう慎重な投資行動を行っており、寄託金の償還、年金特別会計への納付、リバランスの実施にあたって、資産の売却・回収は必要最小限とし、財投債の満期償還金等の資金を活用して行うなど、市場への影響を極力抑える努力を行っている。また、キャッシュ・アウトに際しての資金移動フローを見直すとともに、新たに短資業者を選定し、短期資産の運用先の拡充を図っており、ニーズに即応し
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	宝績・○	た適切な対応を行っていることから、中期目標を上回っていると判断し
スのための資産の売却等による資金移動に際し、市場の価格形成や民間	【市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないような配慮】	A評価とした。
の投資行動を歪めないような配慮が適切になされているか。	○ 年金特別会計への寄託金償還等については、可能な限り、市場の価	12 H
	格形成や民間の投資行動を歪めないよう配慮し、管理運用法人として 次のように行った。	(各委員の評定理由) ・ニューマネーがなくなった関係から、キャッシュアウト等従来と異なる スオなしなったが、8.1 万円によっている場合は世間の第四の第四の第四の第四の第四の第四の第四の第四の第四の第四の第四の第四の第四の
	・ 平成21事業年度の年金特別会計への寄託金償還等については、 市場に影響を与えずに利用可能な財投債満期償還金等が十分にあ ったことから、この資金により対応した。	る流れとなったが、21年度については財投債満期償還の活用により特段の問題なく対応できた。 ・通常の対応にとどまっている(対応ができている)。売却金額はまだ大したことがない。 ・マーケット・インパクトへ配慮しつつ、適切な対応が行われている。
	・ 平成22事業年度の年金特別会計への寄託金償還等に必要な資金 について、市場の価格形成への影響を軽減するために回収時期を分 散する必要があることから、平成21事業年度より市場からの資金 の回収を開始し、回収した資金は短期資産とした。	・配慮が行き届き混乱を起こしていない。・日常の業務運用において市場への配慮は適切に行われていたと評価す
	・ 平成21事業年度のリバランスについては、寄託金償還等に向けた財投債満期償還金の回収等により、資産構成割合が基本ポートフォリオから大きくは乖離しなかったことから、資産の回収及び再配分による実施の必要は生じなかった。 (業務実績第8.1.(4)①ア及びウ(P.64)参照)	・キャッシュアウトが21年度に開始されたものの、21年度について
○民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、適切に配慮されているか。	実績:○ 【民間の企業経営に対して影響を及ぼさないような配慮】 ○ 株式運用については民間の運用受託機関に委託し、管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わないなど、民間企業の経営に与える影響に配慮した。 (業務実績第8. 1. (4) ③ (P.65) 参照)	
○運用受託機関(自家運用を含む。)に同一企業発行有価証券の保有について、適切な制限を設け、保有状況の確認が行われているか。	実績:○ 【同一企業発行有価証券の保有の制限及び保有状況の確認】 ○ 同一企業有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の5%以下とする制限を設け、運用ガイドラインにおいて示した。株式の全運用受託機関(49ファンド)の保有状況について把握し、いずれの運用受託機関もこの制限を遵守していることを確認した。(業務実績第8.1.(4)④(P.65)参照)	

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21事業年度業務実績
第5 その他業務運営に関する重要事項	第8 その他業務運営に関する重要事項	第8 その他業務運営に関する重要事項	第8 その他業務運営に関する重要事項
初り てい旧未伤埋呂に関りる里安事頃	加口 てツ胆未伤連合に関りる里安事項	オローてツ世未伤連合に関りる里安事項	対り てツ旭未効連合に関する里安学像
1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針
(5) 年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を 踏まえ、年金給付等に必要な流動性 (現金等)を確保すること。	(5) 年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を 踏まえ、年金給付等に必要な流動性 (現金等)を確保するとともに、効率 的な現金管理を行う。	(5) 年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を 踏まえ、年金給付等に必要な流動性 (現金等)を確保するとともに、効率 的な現金管理を行う。	① 平成21事業年度における年金特別会計への寄託金償還(4兆217億円) については、厚生労働大臣からの「年金積立金運用寄託金償還請求決定通知書」 に基づき実施したが、その償還には、財投債満期償還金等を充当した。
			(単位:億円)
			20 年度 21 年度
			年金特別会計への寄託金償還額 3,183 40,217
			 ② キャッシュアウトに際して、複数のファンドにまたがる資金移動フローを見直すことにより、途中の資金滯留を解消して資金運用の効率性を向上させた。併せて、キャッシュアウトに係る事務の確実な遂行のため、管理運用法人内で所要の事務フローを構築するとともに、厚生労働省、管理運用法人内各部署及び取引銀行との間で連携の強化を図った。 ③ 自家運用に係る短期資産の運用先については、キャッシュアウトに伴う短期資産運用に備えるため、新たに短資業者3社を選定し、短期資産の運用先の拡充を図った。 ④ 事務費(一般管理費及び業務経費)の支出については、総合勘定に設けた決済用普通預金口座において必要最小限度で資金を管理した。

評価の視点等 自己評価 【評価項目12】 評定 Α Α 【評価項目12 年金給付のための流動性の確保】 (理由及び特記事項) (委員会としての評定理由) 寄託金の償還、年金特別会計への納付、リバランスの実施にあたって、 年金特別会計への寄託金償還等のため、綿密な資金計画を作成し、キ 資産の売却・回収は必要最小限とし、財投債の満期償還金等の資金を活 ャシュフローを見極め、流動性を確保するよう努め、必要となる多額の 資金を確保した。 用して行うなど、市場への影響を極力抑える努力を行っている。また、 また、キャッシュアウトに係る資金移動フローの見直しや自家運用に キャッシュ・アウトに際しての資金移動フローを見直すとともに、新た 係る短期資産の運用先の拡充など、多額の寄託金償還等を見据えた効率 に短資業者を選定し、短期資産の運用先の拡充を図っており、新たなニ ーズに即応した適切な対応を行っていることから、中期目標を上回って 的な資金運用のための対応を図った。 いると判断しA評価とした。 【評価の視点】 (各委員の評定理由) ○年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性 | 実績:○ ・短資業者を新たな取引業者に加えるなど積極的な対応で流動性の確保 (現金等) が確保されているか。また、その際、運用の効率性をできる 【年金給付等に必要な流動性(現金等)の確保及び運用の効率性を損な と効率性の向上に努めており、評価できる。 限り損なわないように配慮しているか。 わない配慮】 ・通常の対応にとどまっている(対応ができている)。 ○ 平成21事業年度においては、年金特別会計への寄託金償還の要請 特に問題なし が厚生労働大臣からあった。その他の流動性を要する資金は、管理運 ・キャッシュアウトに対応し、新たに短資業者を選定するなど、新たな 用委託手数料等の事務費の支出分等であった。 必要性に対して適切な対応が行われている。 ・必要な額が確保されている。 年金特別会計への寄託金償還については、資産構成割合等を勘案し ・キャッシュアウトに際しての手続、資金移動時の業務の見直し及び資 つつ、財投債満期償還金等を財源として実施し、運用の効率性を損な 金の効率的活用などに配慮している点を評価する。 わないよう配慮した。 適切に行っている。 (業務実績第8.1.(5)①及び④(P.67)参照) ○ キャッシュアウトに際して、複数のファンドにまたがる資金移動フ ローを見直すことにより、途中の資金滞留を解消して資金運用の効率 性を向上させた。 併せて、キャッシュアウトに係る事務の確実な遂行のため、管理運 用法人内で所要の事務フローを構築するとともに、厚生労働省、管理 運用法人内各部署及び取引銀行との間で連携の強化を図った。 (業務実績第8.1.(5)② (P.67)参照) 管理運用委託手数料等の事務費の支出については、必要最小限度の 資金を決済用普通預金口座において管理した。 (業務実績第8.1.(5)④(P.67)参照)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21事業年度業務実績
第5 その他業務運営に関する重要事項	第8 その他業務運営に関する重要事項	第8 その他業務運営に関する重要事項	第8 その他業務運営に関する重要事項
1. 年金積立金の管理及び運用の基本的 な方針	1. 年金積立金の管理及び運用の基本的 な方針	1. 年金積立金の管理及び運用の基本的 な方針	1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針
(6)管理及び運用に関する具体的な方針の策定 年金積立金の管理及び運用について、具体的な方針を策定すること。	(6)管理及び運用に関する具体的な方針の策定及び定期的見直し年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。	(6)管理及び運用に関する具体的な方針の策定及び定期的見直し年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を公表するとともに、平成21年度中に少なくとも1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。	(6) 管理及び運用に関する具体的な方針の策定及び定期的見直し 平成18事業年度において策定した年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針(運用目標に関すること、資産構成並びに管理及び運用の手法に関すること、運用受託機関の管理及び運用の向上等の観点から、次の見直しを行い、運用委員会に報告後、平成21年10月6日付け、平成22年4月1日付けで改正を実施し、それぞれホームページにおいて公表した。 《主な改正事項》 (平成21年10月6日改正) 平成21事業年度以降、寄託金の償還等(キャッシュアウト)に伴い、短期資産で運用する資金規模が増加する見込みであることから、新たに短資業者を運用先として追加する旨の管理運用方針の変更を行った。 (平成22年4月1日改正) 第2期中期計画を受けた所要の変更を行うとともに、外国株式のベンチマークについて、配当課税の取扱いを「管理運用法人の配当課税要因考慮後」としたものに管理運用方針の変更を行った。

評価の視点等	自己評価 A		【 評価項目13 】	評定	A	
【評価項目13 管理及び運用に関する具体的な方針の策定及び定期	(理由及び特記事項)		-	(委員会として	の評定理由)	_
的見直し】	年金積立金の管理及び運 管理運用方針の改正に心掛 速やかに改正後の管理運用	け、必要に応じて2回	回の改正作業を実施し、	の実施を意識し キャッシュ・ア	て適切かつタイ。 ウトに際しての資	■及び運用のより効率的・効果的な業務 ムリーに見直しが行われている。また、 賃金移動フローを見直すともに、新たに ■用先の拡充を図っており、ニーズに即
【評価の視点】					応を行っている。	
○管理運用方針を策定し、公表を行ったか。	実績:〇 【管理運用方針の策定及び 〇 管理運用方針について ムページに公表したとこ また、管理運用方針を をホームページにて公妻 (業務実績第8.1.(6	は、平成18事業年度 ころである。 見直した際は速やかに 長した。	開始時に策定し、ホー改正後の管理運用方針	(各委員の評定 ・短資業者の追 機敏に対処した ・通常の対応に ・必要な改正事 ・見直しが効率	理由) 加など効率的・ダ 。 とどまっている 項に対して適切っ 的に行われている	
○管理運用方針について、少なくとも毎年1回検討を加え、必要に応じて見直しを行ったか。	実績:○ 【管理運用方針の見直し】 ○ 年金積立金の管理及び 明本で理及び運用業務を 実の運用環境に合ってい 施し、その内容をホーム (業務実績第8.1.(6)	実施する上で、新たな るか等の視点で見直し ページに公表した。	運用方針が必要か、現	上回るか否かの ・キャッシュ・ 体的成果は、今	判断は運用結果/アウトへの対応等	には適時に行われている。それが計画を から行った。 等への体制を構築しつつある。但し、具 これを待って評価したい。

中期目標

2. 年金積立金の管理及び運用における 長期的な観点からの資産の構成に関す る事項

(1) ポートフォリオの策定

ポートフォリオは、年金財政上の諸 前提(別添)と整合的なものとなるよ うに策定することとし、その際、以下 の点に留意すること。

- ・ 年金財政上の諸前提における実質 的な運用利回りを確保するような 資産構成とすること。
- 年金財政の安定化の視点から、変 動リスクを一定範囲に抑える資産 構成とすること。その際、株式のリ ターン・リスクについては、そのリ スク特性に配慮しつつ、慎重に推計 を行い、ポートフォリオ全体のリス クを最小限に抑制すること。

なお、財投債の引受けが平成19年 度まで、財政融資資金に預託された年 金積立金の償還が平成20年度まで 継続することを踏まえて、年金積立金 全体についてのポートフォリオを策 定すること。

2. 年金積立金の管理及び運用における 2. 年金積立金の管理及び運用における 2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 長期的な観点からの資産の構成に関す

中期計画

る事項

(1) 基本ポートフォリオの基本的考え 方

基本ポートフォリオは、年金財政上 の諸前提(別添)と整合的なものとな るように策定することとする。

その際、年金財政上の諸前提におけ る実質的な運用利回りを確保するよ うな資産構成とし、年金財政の安定化 の視点から変動リスクを一定範囲に 抑える。

併せて、株式のリターン・リスクに ついては、そのリスク特性に配慮しつ つ、慎重に推計を行い、基本ポートフ オリオ全体のリスクを最小限に抑制 する。

(2) 基本ポートフォリオ

基本ポートフォリオを構成する資 産区分については、国内債券、国内株 式、外国債券、外国株式及び短期資産 とする。

財政融資資金に預託された年金積 立金が全額償還される平成20年度 に実現することを目標として、基本ポ ートフォリオを次のとおり定める。ま た、各資産に固有の収益率の変動の大 きさ、基本ポートフォリオにおける組 入比率の大きさ、取引コスト等を総合 的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり 設定する。

国内	国内	外国	外国	短期
債券	株式	債券	株式	資産
67%	11%	8%	9%	5%

(目標収益率 3.37%、リスク (標準偏差) 5.55%)

				(70)
	国内	国内	外国	外国
	債券	株式	債券	株式
乖離許	±8	±6	±5	۲- ا
容幅	8	<u> </u>	±5	±5

平成21年度計画

長期的な観点からの資産の構成に関す る事項

(1) 基本ポートフォリオ

中期計画において定めた次の基本 ポートフォリオに基づき、年金積立金 の運用を行う。

国内債券	国内株式	外国 債券	外国 株式	短期資産
6 7%	1 1 %	8 %	9 %	5 %

(%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
乖離 許容 幅	± 8	± 6	± 5	± 5
資産 の 動 幅	59~ 67~ 75	5~ 11~ 17	3∼8 ∼13	4~9 ~14

平成21事業年度業務実績

(1) 基本ポートフォリオ

中期計画において定めた基本ポートフォリオおよび乖離許容幅に基づき年金積立 金の運用を行った。

【第2期中期計画における基本ポートフォリオの策定】

第2期中期計画における基本ポートフォリオの策定について、運用委員の専門的な 知見を十分生かしながら検討を行った。

平成22年3月に厚生労働大臣から示された第2期中期目標においては、「今後年金 制度の抜本的な見直しを予定しているとともに、年金積立金管理運用独立行政法人の 運営の在り方について検討を進めていることから、この運用目標は、暫定的なもので あることに留意し、安全・効率的かつ確実を旨とした資産構成割合を定め、これに基 づき管理を行うこと。その際、市場に急激な影響を与えないこと。」とされた。

そのため、この中期目標を踏まえ、第1期中期計画における基本ポートフォリオに ついて、更新したリスク・リターンデータを用い、引き続き安全・効率的かつ確実で あることを検証し、確認した上で当該基本ポートフォリオを第2期中期計画における 基本ポートフォリオとして策定した。

(主な検討内容)

- ・伝統的資産・オルタナティブ投資・インフレ対応・為替について
- ・ 外貨建て資産の制約条件
- ・長期金利と賃金上昇率、長期金利の上昇の影響
- ・国内株式・外国債券及び外国株式の具体的な期待収益率、リスク、相関、有効フ ロンティア、ポートフォリオの特定化
- ・第2期中期目標と基本ポートフォリオについて ほか

基本ポートフォリオの策定にあたり、海外年金基金における基本ポートフォリオ 構築の考え方を把握するため渡航し、現地の担当者と意見交換を行った。(再掲)

また、海外年金基金とビデオカンファレンスを実施し、基本ポートフォリオ構築 に係る意見交換を行った。

	$\begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$	$4 \sim 9$
	資産の 67 ~ ~17 ~13	~14
	変動幅 75	
	(3)移行ポートフォリオ	
	基本ポートフォリオを実現	現するこ
	とを目標にしている平成20	0年度ま
	での間を移行期間とし、移行期	
	ける各年度のポートフォリオ	
	「移行ポートフォリオ」とい	
	策定及び管理することにより。	
	の影響に配慮しつつ円滑に基 トフォリオの割合に移行させ	
	度の移行ポートフォリオは、前	
	(平成18年度の移行ポート	
	オについては、年金積立金管理	
	立行政法人設立時)に策定す	
	移行ポートフォリオは、当該	-
	通じて、各資産ごとに、前年月	度末(平
	成18年度の移行ポートフォ	ォリオに
	ついては、特殊法人時の最終	
	(平成17年度末))の資産権	
	の値と当該年度の移行ポート	
	オの資産構成割合の値を結ぶ	
	うように、乖離許容幅の下で、	
	割合で増加又は減少させるこり、当該年度末に達成される~	
	り、ヨ級午及木に達成される。	~5 BV
	∠ y ⊘₀	
i e		

評価の視点等 自己評価 【 評価項目14 】 評定 Α Α 【評価項目14 基本ポートフォリオ】 (理由及び特記事項) (委員会としての評定理由) 管理運用法人として、実質的に初めてとなる第2期中期計画における基 第一期中期目標期間が平成21年度で終了することから、第二期中期 本ポートフォリオの策定に向けて、運用委員会等での議論を含め、ポート 計画における基本ポートフォリオの策定に向けて、運用委員の専門的な フォリオ構築方法・オルタナティブ投資・インフレ対応・エマージング投 | 知見を十分に活かして、幅広い観点から最新の知見も取り入れながら精 資など、幅広い観点から積極的な検討を行った。 力的な検討を行っている。なお、平成22年3月に厚生労働大臣から示 しかしながら、平成22年3月に厚生労働大臣から示された第2期中期 された第二期中期目標においては、運用目標は暫定的なものとして示さ 目標においては、「今後年金制度の抜本的な見直しを予定しているととも れ、「安全・効率的かつ確実を旨とした資産構成割合を定め、これに基 に、年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方について検討を進め づき管理を行うこと。その際、市場に急激な影響を与えないこと。」と ていることから、この運用目標は、暫定的なものであることに留意し、安|されたことから、管理運用法人においては、これを踏まえ、最新のリス 全・効率的かつ確実を旨とした資産構成割合を定め、これに基づき管理を ク・リターン情報を用いて第一期中期計画における基本ポートフォリオ 行うこと。その際、市場に急激な影響を与えないこと。」とされた。 が「安全・効率的かつ確実」であることの検証・確認を行い、第一期中 管理運用法人としては、この中期目標を踏まえ、第1期中期計画におけ 期計画における基本ポートフォリオを、第二期中期計画における基本ポ る基本ポートフォリオについて、市場関連データを更新したリスク・リタ ートフォリオとして策定している。 ーンデータを用い、引き続き安全・効率的かつ確実であることを検証し、 これらから、中期計画を上回っていると判断し、A評価とした。 確認した上で、当該基本ポートフォリオを第2期中期計画における基本ポ ートフォリオとして策定した。 (各委員の評定理由) ・安全・効率的かつ確実なポートフォリオであることを検証し、基本ポ ートフォリオの基本的考え方をベースにしたレベルの高い検証を着実 【評価の視点】 に進めた。 ○基本ポートフォリオは、以下の点に留意しつつ、年金財政上の諸前 ・通常の対応にとどまっている(対応ができている)。 提と整合的なものとなるように適切に策定されているか。 ・第1期中期計画に従い、対応がなされた。 ・ 年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを確保するよ 基本ポートフォリオの検証が適切に行われている。 目標をよく達成されている。 うな資産構成となっているか。 年金財政の安定化の視点から変動リスクを一定範囲に抑える資 ・第二期中期計画が明確にならない下での策定は適時に適切に行われた と評価 産構成となっているか。 ・ 株式のリターン・リスクについて、そのリスク特性に配慮しつ ・適切に行っている。 つ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小 限に抑制するものとなっているか。 ○基本ポートフォリオを適切に維持、管理するためのリバランス方針 実績:○ が策定され、適切に運用されているか。(財政融資資金に預託された年 【リバランス方針の策定】 リバランスについては、資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許 金積立金が全額償還される平成20年度末以降について評価) 容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるよう資産構成 割合の変更を行うこととしているが、平成21事業年度において、個別 資産の構成割合が乖離許容幅に抵触することはなかった。

中期目標 中期計画 平成21年度計画 平成21事業年度業務実績 2. 年金積立金の管理及び運用における 2. 年金積立金の管理及び運用における 2. 年金積立金の管理及び運用における 2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 長期的な観点からの資産の構成に関す 長期的な観点からの資産の構成に関す 長期的な観点からの資産の構成に関す る事項 る事項 る事項 (2) ポートフォリオの見直し (4) 基本ポートフォリオの見直し (2) 基本ポートフォリオの見直し (2) 基本ポートフォリオの見直し ポートフォリオの策定時に想定し 基本ポートフォリオの策定時に想 厚生労働省における年金財政上の 第2期中期目標においては、「安全・効率的かつ確実を旨とした資産構成割合」 た運用環境が現実から乖離していな 定した運用環境が現実から乖離して 諸前提の見直しを踏まえて、次期基本 が要請されたことから、第1期中期計画における基本ポートフォリオを基準とし いないかなどについての検証を毎年 て第2期中期計画における基本ポートフォリオの検討を行うこととし、更新した いかなどについての検証を行い、必要 ポートフォリオ案の策定を行う。 に応じて随時見直すこと。 1回行うとともに、必要に応じて随時 この策定をもって、平成21年度に リスク・リターンデータを用いて、第1期中期計画における基本ポートフォリオ 見直す。 おける中期計画第8の2.(4)に基 が「安全・効率的かつ確実」であることを検証し、確認した。これにより第1期 づく検証とする。 中期計画に基づく基本ポートフォリオの検証を行ったものとした。

評価の視点等 自己評価 【評価項目15】 評定 Α 【評価項目15 基本ポートフォリオの見直し】 (委員会としての評定理由) (理由及び特記事項) 第2期中期目標において「安全・効率的かつ確実」を旨とした資産構 第一期中期目標期間が平成21年度で終了することから、第二期中期 成割合が要請され、第1期中期計画における基本ポートフォリオが「安 計画における基本ポートフォリオの策定に向けて、運用委員の専門的な 全・効率的かつ確実」であることを検証し、確認したことから、これに 知見を十分に活かして、幅広い観点から最新の知見も取り入れながら精 より第1期中期計画に基づく基本ポートフォリオの検証を行ったもの 力的な検討を行った。なお、平成22年3月に厚生労働大臣から示され とした。 た第二期中期目標においては、運用目標は暫定的なものとして示された ことから、管理運用法人においては、これを踏まえ、最新のリスク・リ ターン情報を用いて第一期中期計画における基本ポートフォリオが「安 全・効率的かつ確実」であることの検証・確認を行い、第一期中期計画 【評価の視点】 における基本ポートフォリオを、第二期中期計画における基本ポートフ ○基本ポートフォリオの検証が適切な分析方法によって、毎年1回行わ | 実績:○ ォリオとして策定している。平成21年度においては、これにより第一 れ、かつ、必要に応じて随時見直しが行われているか。 【基本ポートフォリオの検証】 期中期計画に基づく基本ポートフォリオの検証を行ったものとしてお 第2期中期目標において「安全・効率的かつ確実を旨とした資産構 り、与えられた目標の中で適切に行われている。これらから、中期計画 成割合」が要請されたことから、第1期中期計画における基本ポー を上回っていると判断し、A評価とした。 トフォリオが「安全・効率的かつ確実」であることを検証した。 (業務実績第8.2.(2)(P.74)参照) (各委員の評定理由) ・更新したリスク・リターンデータを用いて、基本ポートフォリオの検 証、確認を行った。この背景には種に先端的研究の蓄積があったものと 思料される。 ・活発な議論が行われたことは十分に認められる。 ・基本ポートフォリオの見直しについて、適切な対応が行われている。 ・数値の明示がないのが少しものたりない。 ・暫定的な運用目標の下での見直しは運用結果から判断して適切と評 ・充分検討中であることは理解できる。但し、成果は今後のこととなる。

(その他意見)

・第2期中期計画における基本ポートフォリオに対する十分な検討がな

されたとは言い難い。

中期目標 3.年金積立金の管理及び運用に関し導 3.年金積立金の管理及び運用に関し遵守 3.年金積立金の管理及び運用に関し遵 3.年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 守すべき事項 (1) リスク管理の徹底 ポートフォリオ管理を適切に行う とともに、資産全体、各資産、各運 用受託機関及び各資産管理機関のリ スク管理を行うこと。

中期計画

すべき事項

(1)基本ポートフォリオ又は移行ポート フォリオの管理その他のリスク管理

基本ポートフォリオ又は移行ポー トフォリオを適切に管理するため、資 産全体の資産構成割合と基本ポート フォリオ又は移行ポートフォリオと の乖離状況を少なくとも毎月1回把 握するとともに、必要な措置を講じ

厚生労働大臣から寄託された年金 積立金について、運用受託機関及び資 産管理機関への委託並びに自家運用 により管理及び運用を行うとともに、 運用受託機関及び資産管理機関から の報告等に基づき、資産全体、各資産、 各運用受託機関及び各資産管理機関 並びに自家運用について、以下の方法 によりリスク管理を行う。

平成21年度計画

守すべき事項

(1) 基本ポートフォリオの管理その他 のリスク管理

- ① 基本ポートフォリオを適切に管理 するため、年金積立金の資産構成割 合と基本ポートフォリオとの乖離状 況を少なくとも毎月1回把握すると ともに、必要な措置を講じる。
- ② 資産全体(年金積立金から財投債 及び短期預託を除いたものをいう。 以下同じ。)及び各資産のリスク管理 状況を取りまとめて、少なくとも月 1回、リスク管理状況を把握し、点 検する。

各運用受託機関及び各資産管理機 関からの月末の資金管理及び運用状 況の報告に基づき、月1回各運用受 託機関及び各資産管理機関並びに自 家運用のリスク状況について分析を 行う。

平成21事業年度業務実績

(1) 基本ポートフォリオの管理その他のリスク管理

【乖離状況の把握等】

平成21事業年度は、年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握 した。この結果、乖離状況は毎月あらかじめ定めた乖離許容幅内に収まっており問 題がないことを確認した。

また、基本ポートフォリオの市場運用部分についても、参照値との乖離状況を毎 月モニタリングした。

●回収額

(単位:億円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
国内債券	589	588	11, 407	589	588	11, 381
(市場運用分)	0	0	0	0	0	0
(財投債償還金・利金)	589	588	11, 407	589	588	11, 381
国内株式	0	0	0	0	0	0
外国債券	0	0	0	0	0	0
外国株式	0	0	0	0	0	0
合計	589	588	11, 407	589	588	11, 381

	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月
国内債券	586	585	11, 370	585	2, 385	14, 590
(市場運用分)	0	0	0	0	1,800	5, 400
(財投債償還金・利金)	586	585	11, 370	585	585	9, 190
国内株式	0	0	0	0	0	0
外国債券	0	0	0	0	0	0
外国株式	0	0	0	0	0	0
合計	586	585	11, 370	585	2, 385	14, 590

日内候参 67.00 67.	年金積立金管理運用独立行政法人 業務実績評価	シート							
(単位:									
(上段: 基本ボートフォリオ 下段: 耶糖) (平位: 1 日内信券 17月 5月 6月 7月 5月 8月 8月 18日内信券 11.00 10.00									
日内検学 10月 11月 12月 1月 2月 3月 1月 日内検学 67.00						`			
日内健康 1.0 1			1段:基本ホートノス	オリオ ト	`段:非雛)			
国内債券 67.00				1				(単	位:%)
国内検式 11.00 10.00 10.0				4 月	5 月	6月	7月	8月	9 月
11.00 11.			园山	67. 00	67.00	67. 00	67. 00	67. 00	67. 00
国内株式			国门恒芬 ————————————————————————————————————		!				0. 25
外国債券 8.00 8.00 8.00 8.00 8.00 8.00 8.00 8.00 8.00 9.00			国内株式						11. 00 -0. 34
10月 11月 12月 1月 2月 3. 国内債券 67.00			从国债光		1				8. 00
大国株式			/ 四頃芬						-0. 17
短期資産 5.00 5.00 5.00 5.00 5.00 5.00 5.00 5.0			外国株式						9. 00 0. 26
日内債券			年期資産		1	5.00			5. 00
国内債券 67.00									0.00
国内債券 67.00			合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
国内債券 67.00									
国内債券 67.00				10 目	11 🗏	19 日	1 日	9 目	3 月
国内様式 0.24 1.01 -0.68 0.06 0.25 -1. 国内株式 11.00 11.00 11.00 11.00 11.00 11.00 11.00 中国传养 8.00 8.00 8.00 8.00 8.00 8.00 8.00 8.00 外国传养 9.00 -0.19 0.02 -0.15 -0.31 -0. 外国株式 9.00 9.00 9.00 9.00 9.00 9.00 0.24 0.25 1.06 0.44 0.43 1.3 短期資産 5.00 5.00 5.00 5.00 5.00 5.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00									
国内株式 11.00			国内債券						67. 00 -1. 92
外国債券 8.00 9.00			司内州士						11. 00
外国株式 0.00 -0.19 0.02 -0.15 -0.31 -0. 外国株式 9.00			国内休式						0. 57
外国株式 9.00			外国債券						8. 00 -0. 04
知資産 0.24 0.25 1.06 0.44 0.43 1.3 短期資産 5.00 <td< td=""><td></td><th></th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>9.00</td></td<>									9.00
短期貧産 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00			外国株式						1.39
			短期資産						5. 00
			∆∍L						
			口頂	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

・資産全体

資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、必要な措置を講じる。

・資産全体

資産全体のリスクを毎月把握し、 リスク負担の程度について分析及 び評価を行うとともに、問題がある 場合には適切な措置を講じる。

【資産全体のリスク管理】

リスク管理においては、資産配分に係るリスク及びトラッキングエラーの値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断している。

①資産全体のリスク管理

主に、次のようなリスク管理数値により、資産全体のリスク管理を行っている。

ア 財投債を含めた運用資産全体のリスク

参照ポートフォリオ の推定総リスク	基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産を除いた参照ポートフォリオのウェイトで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量。
実績ポートフォリオ の推定総リスク	基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産を除いた部分の実際の保有ウェイトで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量。
推定相対リスク	参照ポートフォリオと実際のポートフォリオのウェイトの差から生じるリスク量。

イ 市場運用資産全体のリスク

参照ポートフォリオ の推定総リスク	基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産と財投債を除いた市場運用資産の参照ポートフォリオのウェイトで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量。
実績ポートフォリオ の推定総リスク	基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産と財投債を除いた部分の実際の保有ウェイトで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量(アクティブリスク(トラッキングエラー)の推定リスク量を含む)。
推定相対リスク	市場運用資産の参照ポートフォリオと実際のポートフォリオのウェイトの差から生じるリスク量(アクティブリスク(トラッキングエラー)の推定リスク量を含む)。

・各資産

市場リスク、流動性リスク、信用 リスク等を管理する。また、金融・ 資本市場のグローバル化、緊密化の 進展を踏まえ、ソブリン・リスク(外 国政府の債務に投資するリスク)に ついても注視する。

・各資産

各資産における管理すべき市場 リスク、流動性リスク、信用リスク 等を把握し、適切に管理する。また、 ソブリンリスクについても注視す る。 資産全体のリスクを分析した結果、「実績ポートフォリオの推定総リスク」の変化は、実績ポートフォリオにおける各資産の構成割合の変化により生じていた。また、推定相対リスクの変化は、参照値と実績ポートフォリオの構成割合の乖離から生じていることを確認した。

このほか、管理運用法人が年金積立金の管理及び運用を行うに当たって管理すべきリスク項目については、月次で「リスク管理状況等の報告」資料としてまとめているところであるが、運用委員会における適切な助言、審議に寄与するよう、平成21事業年度においては、当該資料について適宜見直しを行った。

【各資産のリスク管理】

毎月、国内株式及び外国株式については、トラッキングエラーやベータ値により、 国内債券及び外国債券については、トラッキングエラーやデュレーションにより、 それぞれリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認するとともに、問 題発生の有無や対応措置の必要についても確認している。その結果、平成21事業 年度においては問題のないことを確認した。

●推定トラッキングエラー(モデルを用いて推定した超過収益率の標準偏差)

(単位:%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
4月	0.08	0.34	0. 21	0.36
5 月	0.09	0.32	0. 18	0. 26
6月	0.09	0.29	0. 23	0. 25
7月	0.09	0.29	0. 26	0. 22
8月	0.10	0.28	0. 19	0. 20
9月	0.09	0. 27	0. 17	0. 20
10 月	0.09	0.29	0. 22	0. 21
11月	0.09	0. 29	0. 18	0. 23
12 月	0.08	0. 26	0. 20	0. 18
1月	0.08	0.26	0. 21	0. 19
2月	0.09	0.26	0. 19	0. 18
3月	0.06	0.26	0. 18	0. 19

●デュレーション(金和	の変動に対する債券価格の変化率)
-------------	------------------

	国内債券修正デュレーショ			外国債券実効デュレーション			
	ホ゜ートフォリオ	ベンチマーク	乖離	ホ゜ートフォリオ	ベンチマーク	乖離	
4 月	6. 29	6. 22	0.07	5. 85	5. 75	0. 10	
5 月	6. 29	6. 17	0. 12	5. 79	5. 73	0.07	
6月	6.36	6. 28	0.08	5.85	5. 75	0. 10	
7月	6.31	6. 23	0.07	5. 89	5. 78	0. 11	
8月	6.35	6. 22	0. 12	5. 93	5. 85	0.08	
9月	6. 43	6. 35	0.08	5.87	5. 81	0.06	
10 月	6. 37	6. 29	0.08	5.85	5. 77	0.08	
11 月	6. 44	6. 31	0.13	5.80	5. 74	0.06	
12 月	6. 43	6. 38	0.05	5. 75	5. 71	0.04	
1月	6. 45	6. 35	0.10	5. 78	5. 68	0.09	
2 月	6. 43	6. 34	0.09	5. 75	5. 70	0.05	
3月	6.48	6. 47	0.01	5. 77	5. 73	0.04	

流動性リスクについては、ベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価 総額ウェイトの状況を、また、信用リスクについては、資産を管理する機関や与信 の対象となる機関の格付状況及び内外債券に係る格付基準が定められている銘柄 の格付状況をそれぞれ毎月把握するとともに、ソブリンリスクについて注視し、問 題のないことを確認した。

また、国別等の債券スプレッドの推移等、クレジットリスクに係るモニタリング を新たに開始した。

【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】

市場運用分に係る時間加重収益率と複合ベンチマーク収益率(各資産のベンチマーク収益率を管理運用法人の基本ポートフォリオを基に計算して得られた資産構成割合で加重したもの)との差である超過収益率について、①資産配分要因、②個別資産要因及び③複合要因(誤差を含む)の3つの要因に分解すると、次のとおりである。

(単位:%)

	資産配分要因	個別資産 要因 ②	複合要因 (誤差を含む) ③	1)+2)+3)
国内債券	-0. 23	-0.03	0.00	-0. 26
国内株式	-0. 31	0. 11	-0.01	-0.21
外国債券	-0.01	0.05	0.00	0.04
外国株式	-0. 29	-0.04	0.01	-0.32
短期資産	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	-0.83	0.09	-0.08	-0.81

21 年度

9.58%

10.39%

-0.81%

② 個別資産要因:+0.09%

③ 複合要因(誤差を含む):-0.08%

個別資産要因は、国内債券及び外国株式でそれぞれ0.03%、0.04%のマ イナス寄与となったが、国内株式及び外国債券でそれぞれ0.11%、0.05% のプラス寄与となったことから、全体では0.09%のプラス寄与となった。

複合要因に計算上の誤差を加えた要因は0.08%のマイナス寄与となった。

評価の視点等 自己評価 【評価項目16】 評定 【評価項目16 基本ポートフォリオの管理その他リスク管理】 (理由及び特記事項) (委員会としての評定理由) 運用受託機関との定期ミーティング、リスク管理ミーティングを実施 平成21事業年度は、年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離 状況を把握し、乖離許容幅内に収まるよう適切に管理を行った。 し、毎月1回、各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまと また、資産全体、各資産の多角的なリスク管理及び運用受託機関に対 め、問題の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関との協議を通じ改善 するきめ細かなリスク管理や評価などを平成20事業年度に引き続き を促すなど、ベンチマーク収益率の確保のために必要な対応を行ってい **積極的に行った。** る。また、年度初めに株価が大きく変動したことを踏まえ、緊急に運用 受託機関との随時ミーティングを実施し、外国株式アクティブ運用受託 機関の投資行動及びリスク管理状況を把握するなど、リスク管理に向け 【評価の視点】 た適切な情報収集を行った。 ○資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を少なくと | 実績:○ これらから、中期計画を上回っていると判断し、A評価とした。 も毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。 【乖離状況の把握等】 ○ 平成21事業年度は、年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖 (各委員の評定理由) 離状況を把握することとした。この乖離状況は、毎月あらかじめ定め 超過収益率の要因分析、各資産のトラッキングエラー、株式β、債券 た乖離許容幅内に収まっており問題がないことを確認した。 デュレーションなど様々なリスク指標にもとづき、詳細なリスク管理を また、基本ポートフォリオの市場運用部分についても、参照値との 実施している。 乖離状況を毎月モニタリングした。 ・運用受託機関に対するリスク管理についても木目細かい実施してお (業務実績第8.3.(1) 【乖離状況の把握等】(P.75~77) 参 り、信頼できる体制を構築できている。 ・通常の対応にとどまっている(対応ができている)。 ・基本ポートフォリオ比率の維持がなされたという意味では概ね適切。 ・基本ポートフォリオに関する各種のリスク指標のウォッチ、運用受託 ○基本ポートフォリオ移行後、毎年度、各資産の収益率とベンチマーク 機関、資産管理について、適切な対応が行われている。 収益率、資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率を比較し、その乖 【各資産及び資産全体の収益率とベンチマーク収益率の乖離要因】 リスク管理もよくなされている。 離要因を分析し、必要な措置が講じられているか。 ・ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理は適切であった。 ○ 平成21事業年度を通じて、各資産の収益率とベンチマーク収益率 ほぼ計画通り行っている。 の乖離要因について、分析ツールを用いて分析を行った結果、概ね次 のとおり把握できた。 要因分析 概ねベンチマーク並みの -0.05%の超過収益 国内債券 率となった。 アクティブ運用については、ベンチマーク収益率 を下回った空運業、銀行業、電気ガス業の構成割合 がベンチマークに比べて低めとなっていたこと、ま た銘柄選択も幅広い業種で好調であったことがプラ 国内株式 スに寄与した。また、パッシブ運用については、フ アンドとベンチマークの未収配当金の計上方法の違 いからプラスの超過収益率となり、国内株式全体で は 0.93%の超過収益率となった。 アクティブ運用については、ベンチマーク収益率 を上回った社債セクターの時価構成割合がベンチマ ークに比べて高めとなっていたこと等がプラスに寄

外国债券

の超過収益率となった。

与した。パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国債券全体では0.50%

外国株式	アクティブ運用については、ベンチマーク収益率を上回った銀行セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて低めになっていたこと及びベンチマーク収益率を下回った食品・生活必需品等のセクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めとなっていたこと等がマイナスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率であり、全体では一0.41%の超過収益率となった。
短期資産	概ねベンチマーク並みの0.06%の超過収益率となった。

(業務実績第8.1.(2)②【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】 (P.57~58)参照)

【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】

- 市場運用部分の資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率の主 な乖離要因は、資産配分要因によるものであることが確認できた。 (業務実績第8.3.(1)(P.81~83)参照)
- 前事業年度末で預託金が全て満期償還され、年金積立金のほぼ全額が管理運用法人において管理及び運用されることとなったため、平成21事業年度は、年金積立金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許容幅内に収まるようポートフォリオ管理を行った。

具体的には、平成21事業年度の年金特別会計への寄託金償還等に おいて、国内債券の資産構成割合が概ね上方に乖離していたことや売 却による市場の価格形成への影響に配慮し、財投債満期償還金等を償 還に充当した。

(業務実績第8.3.(1) 【乖離状況の把握等】(P.75~77)参照)

○資産全体のリスクの確認、分析及び評価を適切な体制及び方法により 行っているか。また、問題がある場合、必要な措置を講じたか。

実績:○

【資産全体のリスク管理】

○ 資産全体のリスク管理については、複数のリスク管理数値を毎月1 回把握し、これらのリスク値の変動要因を分析した上で特に問題がないことを確認した。

また、「リスク管理状況等の報告」資料について、運用委員会における適切な助言、審議に寄与するよう適宜見直しを行った。

(業務実績第8.3.(1) 【資産全体のリスク管理】(P.78~79) 参照)

○各資産ごとに管理すべきリスクを明確にし、定期的に確認し、問題がある場合、必要な措置をとっているか。	実績:○ 【各資産のリスク管理】 ○ 基本となるアクティブリスクとして、国内株式及び外国株式については、トラッキングエラーやベータ値により、国内債券及び外国債券については、トラッキングエラーやデュレーションにより、それぞれ毎月、ベンチマークとの乖離状況をモニタリングした。その結果、平成21事業年度中は問題は生じなかった。 また、国別等の債券スプレッド等の推移等、クレジットリスクに係るモニタリングを新たに開始した。 (業務実績第8.3.(1)【各資産のリスク管理】(P.79~81)参照)
○運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示しているか。運用スタイルの異なる運用受託機関を適切に組み合わせるとともに、各運用受託機関に期待する運用スタイルに対応した適切なベンチマークを示しているか。また、各社の運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に把握・分析し、問題がある場合、必要な措置をとったか。	実績:○ 【運用スタイルに応じたベンチマーク等】 ○ 運用受託機関に対し、遵守すべき運用ガイドラインを提示している。その際、各運用受託機関の運用スタイルやファンド特性を考慮して適切なベンチマークを示している。 (業務実績第8.3.(1)【各運用受託機関及び各資産管理機関】①(P.83)参照)
	○ 各運用受託機関のリスク管理指標にかかる目標値の遵守状況について、月次報告、定期ミーティング等の機会に確認した。その結果、4ファンドについて一時的な要因等により、管理目標値を超えたものを確認した。これらのファンドについては、再発防止策の適正な実施を求めるとともに口頭で厳重注意等を行うなど、運用状況及びリスク状況について適切な措置を講じた。 (業務実績第8.3.(1)【各運用受託機関及び各資産管理機関】①(P.83)及び第2.1.(4)(P.34~37)参照)
○運用と併せて資産管理を行う運用受託機関の信用リスクを管理しているか。	実績:○ 【運用受託機関の信用リスクの管理】 ○ 運用と併せて資産管理を行う運用受託機関の信用リスクについては、月1回格付状況を確認し、問題のないことを確認した。 (業務実績第8.3.(1)【各運用受託機関及び各資産管理機関】①(P.83)参照)
○資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示しているか。また、 各社の資産管理状況を把握し、問題がある場合、必要な措置をとったか。	実績:○ 【資産管理状況の把握等】 ○ 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを提示している。各社の資産管理状況については毎月資産管理状況に係るデータの提出を求めるとともに、定期ミーティング等においても状況を確認した。(業務実績第8.3.(1)【各運用受託機関及び各資産管理機関】②(P.84)参照)

変更について、注意しているか。 し、問題のないことを確認した。 また、資産管理機関の資産管理体制の変更に当たっては、提示した ガイドラインに基づき迅速な報告がなされている。 内容についても、人事異動等であったが、資産管理に関しての重大 な変更に該当するものはなく、変更後の資産管理体制について、問題 のないことを確認した。 (業務実績第8.3.(1)【各運用受託機関及び各資産管理機関】② (P.84)参照) 実績:○ 【自家運用において、運用ガイドラインを定めているか。また、運用状 況及びリスク負担の状況について、定期的に確認し、問題がある場合、 ○ 自家運用に係る運用ガイドラインについては運用部より提示して	○資産管理機関に信用リスクを管理しているか。また、資産管理体制の変更に出たっては、提示した 変更について、注意しているか。 ② 資産管理機関の資産管理体制の変更に出たっては、提示した ガイドラインに基づき迅速な報告がなされている。 内容についても、人事異動等であったが、資産管理体制について、問題 のないことを確認した。 (業務実績第8 3 (1) 【各運用受託機関及び各資産管理機関】② (P.84)参照) ② 自家運用において、運用ガイドラインを定めているか。また、運用状 況及びリスク負担の状況について、定期的に確認し、問題がある場合、必要な対応を行ったか。 ② 首家運用の運用状況等の確認】 ② 自家運用に係る運用ガイドラインについては運用部より提示して いる。これに基づき、必要な資料の提出を求め、その遵守状況につい で運用部において月次で管理し、問題のないことを確認した。 また、インハウス運用室では、運用ガイドライン等の遵守状況の確認を定期的に行い、問題のないことを確認した。 運用ガイドライン等の遵守状況の確認を定期的に行い、問題のないことを確認した。
○自家運用において、運用ガイドラインを定めているか。また、運用状 況及びリスク負担の状況について、定期的に確認し、問題がある場合、 必要な対応を行ったか。 【自家運用の運用状況等の確認】 ○ 自家運用に係る運用ガイドラインについては運用部より提示している。これに基づき、必要な資料の提出を求め、その遵守状況について で運用部において月次で管理し、問題のないことを確認した。 また、インハウス運用室では、運用ガイドライン等の遵守状況の確認では、運用ガイドラインのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	 ○自家運用において、運用ガイドラインを定めているか。また、運用状況等の確認】 ○ 自家運用の運用状況等の確認】 ○ 自家運用に係る運用ガイドラインについては運用部より提示している。これに基づき、必要な資料の提出を求め、その遵守状況について運用部において月次で管理し、問題のないことを確認した。また、インハウス運用室では、運用ガイドライン等の遵守状況の確認では、運用ガイドラインのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21事業年度業務実績
3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵	3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵	3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵	3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項
守すべき事項	守すべき事項	守すべき事項	
(2) 運用手法 長期保有を前提としたインデック ス運用等のパッシブ運用を中心とし、 例外は確たる根拠がある場合に限る ものとすること。	(2) 運用手法 年金積立金は巨額であり、市場への 影響に配慮する必要があること、長期 的には市場は概ね効率的であると考 えられること等から、各資産ともパッ シブ運用を中心とする。また、アクティブ運用は、運用手法として広く認め られていることを前提とし、運用受託 機関の選定に際して運用の手法、実績 及び体制等を精査し超過収益確保の	(2) 運用手法 各資産ともパッシブ運用を中心とする。 また、アクティブ運用は、運用手法として広く認められていることを前提とし、運用受託機関選定に際して運用の手法、実績及び体制等を精査し超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限り行うものとする。	シブ・アクティブの割合は、次のとおり資産の約7~9割がパッシブ運用となっている。 (詳細は、第8.3.(3)②ウにおいて記述。)
	可能性が高いと判断される場合等に		
	限り行うものとする。		パッシブ 83.09 75.26 70.93 85.59 79.67
			アクティブ 16.91 24.74 29.07 14.41 20.33
		(3) 運用受託機関及び資産管理機関の管理 ① 平成21年度中に運用受託機関等に対して、管理運用方針の改正点や重点事項等について周知を図る。	
		② 運用受託機関に対して月末の資金管理及び運用状況について月1 回報告を求め、資産全体の資産構成 割合を管理するとともに、定期的に 各運用受託機関とミーティングを 行い、適切な評価を行う。 また、業務・システム最適化計画 との連携を確保しつつ、平成20年 度から実施している資産管理機関 の集約化のための資産移管を完了	ア 各運用受託機関から月末の資産管理及び運用状況について月1回報告を求めた。

年金積立金管理運用独立行政法人 業務実績評価	у I [.]	+7								
		する。								
			<u> </u>	 占場運用資産	会体の次章	(井出宝)				
				口场理用頁性	生体の 貫性	(特) (八) (1)			(出	位:%)
					,	第1四半期	I		第2四半期	
				推出到人	4月	5月	6月	7月	8月	9月
			国内债券	構成割合	65. 55	64. 44	63. 57	62. 73	63. 20	63. 18
				参照値	62.64	62. 74	62. 55	62. 61	63. 17	62. 86
			国内株式	構成割合 参照値	13. 11 14. 65	13. 85	14. 03	14. 19 14. 23	14. 42 14. 32	13. 64 14. 07
				構成割合		14. 59 10. 48	14. 28 10. 39	10. 34	14. 32	10. 02
			外国 債券	参照値	10. 60	10. 48	10. 39	10. 34	10. 23	10. 02
			外国	構成割合	10. 68		10. 38	10. 55	10. 42	11. 85
			株式	参照値	11. 99	11. 11 11. 94	11. 68	11. 65	11. 76	11. 52
			短期	構成割合	0. 07	0. 12	1. 11	1. 16	0.37	1. 31
			資産	参照値	0.07	0. 12	1. 11	1. 16	0. 37	1.31
			- 只生	構成割合	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
			合計	参照値	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
				参照順	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
					<u></u>	第3四半期		/	第4四半期	
				-		11月	12 月	1月	2月	3 月
			国内	構成割合	63. 12	64. 04	62. 58	63. 39	64. 11	61. 01
			債券	参照値	62. 81	62. 74	63. 44	63. 31	63. 79	63. 40
			国内	構成割合	13. 46	12. 70	13. 41	13. 50	13. 58	14. 42
			株式	参照値	14. 07	14. 08	13. 92	13. 94	14. 06	13. 71
			外国	構成割合	10. 24	10.00	10. 15	9. 94	9.83	9. 92
			債券	参照値	10. 23	10. 24	10. 12	10. 14	10. 22	9. 97
			外国	構成割合	11. 82	11.84	12. 73	11. 96	12. 05	12.96
			株式	参照値	11. 51	11. 52	11. 39	11. 40	11. 50	11. 22
			短期	構成割合	1. 37	1. 42	1. 13	1.20	0. 43	1.69
			資産	参照値	1. 37	1. 42	1. 13	1.20	0. 43	1.69
			A =1	構成割合	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
			合計	参照値	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
							18.2 1/4 -))) o a ada (
				合評価を目的						
			ii	ト国債券アク 国内債券アク	ティブ運用	受託機関	(1177	ンド):6	月26日~	
				ペッシブ運用						
				国内株式アク						
			v Ś	 ト国株式アク	ティブ運用	受託機関	(14ファ	ンド):7	月17日~	7月24日

年金積立金管理運用独立行政法人 業務実績評価シート		
中並慎立並自在使用領立行政体入 未伤天順計画之一下		オ イからエまでに係る報告内容については月次単位で整理し、分析を行った カ 上半期の運用状況及びリスク管理の遵守状況等の確認を目的とした定期 ーティングを平成21年11月下旬から12月中旬に次に該当する運用受診機関に対して実施した。 i 平成21事業年度の総合評価において評価が一定水準以下の運用受託相関 ・国内債券アクティブ 5社5ファンド ・国内株式アクティブ 4社4ファンド ・外国債券パッシブ 1社1ファンド ・外国株式アクティブ 1社1ファンド ・外国株式アクティブ 1社1ファンド
	④ 資産管理機関ごとに資産管理の 目標、管理手法及び体制等に関する	機関 ・外国株式パッシブ 1社1ファンド ii 上半期でパフォーマンスが不芳な運用受託機関 ・国内株式アクティブ 3社3ファンド ・外国債券アクティブ 2社2ファンド ・外国株式アクティブ 5社6ファンド なお、本ミーティングを実施しないファンドについても、同一の様式により報告書を求め、運用状況及びリスク管理状況を確認した。 ④ ア 資産管理機関ごとに資産管理の目標、管理手法及び体制等について規定し
	資産管理ガイドラインを示し、定期的にミーティングを行うとともに随時必要な資料の提出を求め、その遵守状況を管理する。 また、信用リスクについては、随時管理するとともに、資産管理体制の変更等については、その都度報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点の有無を確認する。	た資産管理ガイドラインを提示している。また、自家運用における資産管理機関に対しても、資産管理ガイドラインを提示している。 イ 資産管理機関ごとに提示したガイドラインにおける資産管理の目標、管理法及び体制等について随時必要な資料を求め、内容を確認した(4社)。なお、組織改正を伴うものについては、必要に応じてミーティングを実施した(4社25件)。 ウ 信用リスクについては、月1回格付状況に問題のないことを確認した。 なお、自家運用における資産管理機関については、日々、格付状況に問題がないことを確認するとともに、資産管理業務について、取引の翌営業日に資産管理機関より情報開示される銘柄別取引明細書と約定日に送付した指置書記載の取引内容を突合し、適切に管理されていることを確認した。
		エ 総合評価を目的とした定期ミーティングについては、平成21年12月 全資産管理機関に対して現地において実施した。

評価の視点等 【評価項目 1 7 運用手法、運用受託機関及び資産管理機関の管理】	約8割がパッシブラ また、運用受託権 示し、定期ミーティ 題点等の有無の確認 た。 さらに、外国債券 受託機関構成の見 成21事業年度以	シブ運用を中心 運用となって 幾関及びのほか イングのほか 調切な 調切な で で で で で が が が が が が が が で が で が で が	る。 理機関の管理で 要に応じてミー を講じるなど、 及び外国株式パ 定を開始し、公 ュアウトに備える	ティングを実施し、問きめ細かな対応を行っ	(委員会と 選用受託を 表記を 表記を 表記を 表記を 表記を を を を を を を を を を	に対するリスク管、各運用受託機関するなどの取組を、年度初めに株価グを行うなど、運用受託総合評価の結えた総合評価の結るなど、収益率にないシュアウにな	管理については、遵守すべきガイドライのリスク管理指標に係る目標値の遵守を引き続き行っており、また、平成21が大きく変動したことを踏まえ緊急にスク管理に向けた適切な情報収集活動を機関の評価についても、定性評価及び結果、20社について資金配分を停止、同上に向けた適切な対応を行っている。に備え、新たに短資業者を選定し、短期なっていると判断し、A評価とした。
【評価の視点】○運用手法は、各資産ともパッシブ運用が中心となっているか。	合は、国内債券 8 24.74%、タ	年度末のパッシ 8 3. 0 9 %: 外国債券 7 0. 4 1 %、全体 7 用中心となって	ブ運用及びアク 16.91%、国 93%:29.(9.67%:2	ティブ運用の構成割 内株式75.26%:) 7%、外国株式85. 0.33%となってお	全・効率的で確 ・通常の対応さ ・適切に対応さ ・ミーティング ・安全確実を目 の管理は適切に ・運用受託機関	クティブ比率は7 実な運用を実践し できている。 れている。 等を実施し適切に 標とする第二期中 行わたと判断。	工管理されている。 P期目標に即した運用手法、及び各機関 C対しては、一応適切に行っている。イ
○アクティブ運用の運用受託機関の選定に際しては、運用の実績並びに 運用体制及び投資方針、銘柄選択の方法論等の運用手法を精査し、選定 の可否の判断が適切に行われているか。[運用受託機関の管理について は、1.(2)で評価]	【パッシブ運用受 〇 平成21事業	年度においては 係る運用受託 した。	幾関構成の見直	シブ運用及び外国株式 しのための選定を開始	(その他意見・月次でのリス)ク管理では不十分) 。
		、新たに短資業	者3社を選定し	ウトに伴う短期資産運 、短期資産の運用先の			

中期目標 中期計画 平成21年度計画 平成21事業年度業務実績 3.年金積立金の管理及び運用に関し導 3.年金積立金の管理及び運用に関し遵守 3.年金積立金の管理及び運用に関し遵 3.年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 守すべき事項 すべき事項 守すべき事項 (3) その他 (3) その他 (4) その他 (4) その他 ・ 運用額の規模を考慮し、自ら過 ・ 運用額の規模を考慮し、自ら過大 年金積立金の運用に当たっては、 ① 運用受託機関に対する資金の配分及び回収については、市場への影響に配慮 大なマーケットインパクトを蒙る なマーケットインパクトを蒙るこ 市場の価格形成等への影響に配慮し し、資産クラスごとにそれぞれの市場規模を考慮した1日当たりの配分額及び回 とがないよう努めるとともに、市場 ことがないよう努めるとともに、 て、資金の投入及び回収に当たって、 収額の上限を設定し、それに基づき資金回収を実施した。 市場の価格形成等への影響に配慮 の価格形成等への影響に配慮し、特 特定の時期への集中を回避するとと また、平成22事業年度の年金特別会計への寄託金償還等に必要な資金につい し、特に、資金の投入及び回収に に、資金の投入及び回収に当たっ もに企業経営等に与える影響を考慮 て、市場への影響を分散するために、平成21事業年度より市場からの資金の回 当たって、特定の時期への集中を て、特定の時期への集中を回避する し、株式運用において個別銘柄の選 収を開始した。 回避するよう努めること。 択は行わない。 よう努める。 また、コーポレートガバナンスの 企業経営等に与える影響を考慮 企業経営等に与える影響を考慮 重要性を認識し、議決権行使の目的 ② 民間企業の経営に与える影響を考慮し、株式運用については民間の運用受託機 し、株式運用において個別銘柄の し、株式運用において個別銘柄の選 が長期的な株主利益の最大化を目指 関に委託し管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個 すものであることを示すとともに、 別銘柄指図も行わなかった。(第8.1.(4)③ 再掲)。 選択は行わないこと。 択は行わない。 運用受託機関から議決権行使に係る 企業経営等に与える影響を考慮 ・ 企業経営に直接影響を与えるとの ガイドラインの提出を求める。議決 しつつ、長期的な株主等の利益の 権行使状況については年2回報告を ③ 民間企業の経営に影響を及ぼさないよう配慮し、株主総会における個々の議案 懸念を生じさせないよう株主議決 最大化を目指す観点から、株主議 権の行使は直接行わず、運用を委託 求め、必要に応じてミーティングを に対する判断を管理運用法人として行わないこととし、運用受託機関等説明会に 決権の行使などの適切な対応を行 した民間運用機関の判断に委ねる。 実施し、議決権行使の取組み状況に おいて、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的 うこと。 ただし、運用受託機関への委託に際 ついて評価する。 な株主利益の最大化を目指すものであることを示し、その目的に沿った株主議決 権行使を求めた。また、管理運用法人から提示している運用ガイドラインにおい し、コーポレートガバナンスの重要 性を認識し、議決権行使の目的が長 て、「コーポレートガバナンスの重要性を認識し、長期的な株主利益の最大化を 期的な株主利益の最大化を目指す 目的とする」としていることを踏まえ、株主議決権行使に係る方針を定めるよう ものであることを示すとともに、運 明記している。 用受託機関における議決権行使の 方針や行使状況等について報告を ④ 運用受託機関に対して、株主議決権行使に係る方針の提出を求めた。また、提 求める。 出されていた議決権行使に係る方針について変更があった延べ28社について は、変更後の方針の提出を受けた。 ⑤ 平成21事業年度における株主議決権行使状況については、概ね良好な結果で あり、改善が見られた。改善の必要性が見受けられた一部の運用受託機関に対し てはその対応策を求めた。国内株式及び外国株式の運用受託機関32社から報告 を求め、全社が議決権行使を実施していることを確認した。平成21事業年度に おける行使状況は次のとおりである。 (国内株式) ア 運用受託機関の対応状況 株主議決権を行使した運用受託機関数:15社(28ファンド)

株主議決権を行使しなかった運用受託機関数:0社

イ 行使内容

●国内株式

(単位:延べ議案数)

	7	平成21年度	Ť	(参考) 平成20年度				
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	会社提案	株主提案	総議案数		
賛 成	180, 464 (91. 0%)	44 (3.0%)	_	143, 125 (89. 8%)	37 (3. 4%)	_		
反 対	17, 769 (9. 0%)	1, 416 (97. 0%)	_	16, 278 (10. 2%)	1, 037 (96. 6%)	_		
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	_	0 (0.0%)	0 (0.0%)	_		
棄権	0 (0.0%)	0 (0.0%)	_	0 (0.0%)	0 (0.0%)	_		
合 計	198, 233 (100. 0%)	1, 460 (100. 0%)	199, 693	159, 403 (100. 0%)	1, 074 (100. 0%)	160, 477		

(外国株式)

ア 運用受託機関の対応状況

株主議決権を行使した運用受託機関数:17社(21ファンド) 株主議決権を行使しなかった運用受託機関数:0社

イ 行使内容

●外国株式

(単位:延べ議案数)

	3	平成21年度	₩	(参考) 平成20年度			
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	会社提案	株主提案	総議案数	
賛 成	138, 054 (92. 2%)	3, 173 (40. 4%)		122, 226 (93. 5%)	2, 026 (29. 1%)	_	
反 対	9, 889 (6. 6%)	4, 500 (57. 3%)	_	6, 962 (5. 3%)	4, 852 (69. 6%)	_	
白紙委任	65 (0.0%)	0 (0.0%)		15 (0.0%)	0 (0.0%)	_	
棄権	1, 781 (1. 2%)	175 (2. 2%)	1	1, 558 (1. 2%)	92 (1. 3%)	_	
合 計	149, 789 (100. 0%)	7, 848 (100. 0%)	157, 637	130, 761 (100. 0%)	6, 970 (100. 0%)	137, 731	

評価の視点等 【評価項目18 その他】 【評価の視点】 ○過大なマーケットインパクトや市場の価格形成等への影響を回避す るよう努めたか。 ○資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中が回避されてい るか。 ○株式運用において個別銘柄の選択を行っていないか。 ○運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議 決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであること を示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等 について報告を求めているか。

自己評価

(理由及び特記事項)

【評価項目18】

(委員会としての評定理由)

評定

運用受託機関への資金配分や回収時等においては、前例のない巨額な 資産であることに鑑み、市場価格形成や民間の投資行動を歪めないよ う、できる限り慎重にかつ工夫をして行った。

また、個別銘柄の選択や指図を行わず、株主議決権行使については、 民間企業の経営に影響を及ぼさないよう、管理運用法人が直接議決権行 使をしないなかで、運用受託機関に対しコーポレートガバナンスの重要 性を示し、各社の行使状況を綿密に確認するなど長期的な株主利益の最

大化を目指すためのきめ細かな対応を行った。

実績:○

【市場に対する影響への配慮】

○ 運用受託機関に対する資金の配分及び回収については、市場への影 響に配慮し、1日当たりの配分額及び回収額の上限を設定し、それに 基づき資金回収を実施した。

また、平成22事業年度の年金特別会計への寄託金償還等に必要な 資金について、平成21事業年度より市場からの資金の回収を開始 し、市場の価格形成等への影響を回避するよう努めた。

(業務実績第8.3.(4)①(P.95)参照)

実績:○

【個別銘柄の選択】

○ 株式運用においては、各運用受託機関に運用を委ねていることか ら、個別銘柄の選択は行わなかった。

(業務実績第8.3.(4)②(P.95)参照)

実績:○

【株主議決権行使状況】

○ 民間企業の経営に影響を及ぼさないよう配慮し、個々の議案に対す る判断を管理運用法人として行わないこととしているが、運用受託機 関に対してコーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の 目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを運用ガ イドラインにおいて示し、具体的な議決権行使の方針を作成するよう 求めるとともに、運用受託機関等説明会においても示した。

また平成20事業年度における株主議決権行使状況については、国 内株式及び外国株式の運用受託機関38社から、平成21年4月から 6月までの株主議決権行使状況については、国内株式及び外国株式の 運用受託機関33社から、それぞれすべて報告を受けた。

平成20事業年度に改善を求めた運用受託機関が、平成21事業 年度に改善を図ってきたこともあり、平成21事業年度における議 決権行使の取組は概ね良好であった。なお、一部の改善の必要性が 認められる運用受託機関については、改善を求めた。

この評価結果は平成22事業年度の総合評価の定性評価に反映さ せることとしている。

(各委員の評定理由)

断し、A評価とした。

・議決権行使については民間企業の経営に影響を及ばさないよう配慮 し、個々の議案に対する判断はGPIFとしては行っていないというス タンスは継続している。

株主議決権の行使については、企業経営等に与える影響に配慮し、運

用受託機関にガイドラインの策定及びその遵守を求め、改善が必要な事

項については運用受託機関に改善を求めるなど、株主利益の最大化を目 指して適切な対応を行っていることから、中期計画を上回っていると判

- ・議決権行使についてきちんとした対応ができている。
- ・議決権行使については、事実上運用機関に一任する形となっており、 中期計画を上回る明確な理由は見当たらない。
- ・今後もガバナンス体制のあり方について、継続的にご検討頂きたい。
- ・議決権の行使においてガイドラインに基づいて改善されている。
- ・個別銘柄の選定基準、議決権行使など適切に行われている。
- ・株主議決権行使は慎重かつ適切に行っている。

中期計画 中期目標 平成21年度計画 平成21事業年度業務実績 4. その他 4. その他 4. その他 4. その他 (1) 財投債の引受け (1) 財投債の管理及び運用 (1) 財投債の管理及び運用 (1) 財投債の管理及び運用 平成19年度まで、厚生労働大臣か 平成19年度まで、厚生労働大臣か 自家運用において、引き受けた財投 ら寄託された年金積立金の一部を財 ら寄託された年金積立金の一部を財 債(満期保有目的)の管理及び運用を ① 第1四半期末、第2四半期末及び第3四半期末の各時点の償却原価法による 投債の引受けに充て、その管理及び運 評価額と併せて時価法による評価額について各四半期の管理及び運用実績の 投債の引受けに充て、償還時期の構成 行う。また、資産の評価にあたっては、 用を行うこと。 並びに満期保有とする財投債及び満 償却原価法に併せ、時価による評価も 状況等の一環として公表した(平成21事業年度末時点の評価額については業 期保有としない財投債の額及び種類 行い、開示する。 務概況書にて公表。)。 に従い、管理及び運用を行う。ただし、 満期保有とする財投債についても、年 金積立金の適正な管理に資するため、 ② 資産管理機関から月末の資産管理状況について月次及び四半期で報告を求 時価による評価も併せて行い、開示す め、適切に管理されていることを確認した。 ることとする。 平成21事業年度における管理及び運用状況は次のとおりである。 なお、満期保有とする財投債につい ては、第8の1の(2)に定めるベン チマーク収益率に係る規定を適用し ●償還額(額面) ない。 (単位:億円) 計 2 年債 5 年債 4月 584 584 5月 583 583 6月 583 10,038 10,621 7月 584 584 8月 584 584 9月 583 10,038 10,621 10 月 583 583 11月 583 583 12 月 10,046 10,629 583 1月 583 583 2月 584 584 3月 582 7,886 8,468 年度計 6,999 38,008 45,007

年金積立金管理運用独立行政法人 業務実績評価シート						
		●資産残	表高			
					(単位:億円)	
				簿価 (償却原価法)	時価	
			4月末	250, 551	255, 619	
			5月末	250, 222	254, 960	
			6月末	239, 065	244, 911	
			7月末	238, 728	244, 470	
			8月末	238, 390	244, 826	
			9月末	227, 243	233, 810	
			10 月末	226, 902	232, 630	
			11月末	226, 552	233, 151	
			12月末	215, 422	222, 380	
			1月末	215, 075	221, 776	
			2月末	214, 704	221, 332	
			3月末	205, 756	211, 926	
評価の視点等		【評価項目19】	 評定	В		
【評価項目19 財投債の管理及び運用】	(理由及び特記事項)					

評価の視点等	目己評価	В	【評価埧	₹目19 】	評定	В	
【評価項目19 財投債の管理及び運用】	(理由及び特記事項)				(委員会として	(の評定理由)	_
	財投債の管理及び	ド運用は、資産管	管理機関から月末の資産管理	理状況につ	財投債の管理・	運用については、	中期計画通りに適切に行われたと認
	いて月次及び四半期	別で報告を求め、	適切に資産の管理がされて	ていること	られることから	、B評価とした。	
	の確認を行った。						
	資産の評価に当た	こっては、償却原	京価法に併せ、時価による 詞	評価も実施	(各委員の評定	(理由)	
	し、各四半期の管理	異及び運用実績の	の状況等において公表した	.0	単なる管理の	部分ではあるが着	う 実に行われている。
	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,			通常の対応が		
						び妥当なものと判断	行する。
【評価の視点】						が行われている。	, , , ,
○財投債の管理及び運用は、適切に行われているか。	実績:○				適切に管理さ		
	【財投債の管理及び	『運用】				適切に管理運用さ	られている
	- - . -	· — · · · •	管理状況について月次及び	が四半期で	, , , , , ,		
	報告を求め、適均	刃に資産の管理	がされていることの確認を P.99~100)参照)		2711-17		
○満期保有とする財投債について、時価による評価も併せて行い、開示しているか。	実績:○						
	【満期保有とする則						
		., ., ,	としているが、資産の評価に	•			
			よる評価も実施し、平成2(0年度業務			
	概況書及び各四半	半期の運用状況	等において公表した。				
	(業務実績第8.4	1. (1) (P. 9	9~100)参照)				
		-	100				

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21事業年度業務実績
4. その他	4. その他	4. その他	4. その他
(2) 主たる事務所の移転に伴う関係機 関との連携確保 主たる事務所の神奈川県への移転 により業務の円滑かつ効率的な実施 に支障が生じることがないよう、関係 行政機関及び関係金融機関等との緊 密な連携の確保に努めること。	(2) 主たる事務所の移転に伴う関係機 関との連携確保 主たる事務所の移転に当たっては、 関係行政機関及び運用受託機関等と の連携を十分に図るための体制を整 備し、業務に支障が生じないような措 置を講じる。		
	(3)施設及び設備に関する計画	(2) 施設及び設備に関する計画 なし	(2)施設及び設備に関する計画
	なし	.60	なし
			なお、独立行政法人整理合理化計画において「日野宿舎等(2件)の存廃について検討し、事務所移転時を目途に、結論を得る。」とされたことを踏まえ、検討を進めた結果、現在保有する全ての宿舎(日野宿舎(横浜市)及び行徳宿舎(市川市))を売却することについて結論を得た。宿舎の売却については、第2期中期目標期間中において、所要の手続きを完了するよう努めることとした(第2期中期計画に記載)。
	(4)職員の人事に関する計画	(3) 職員の人事に関する計画	(3)職員の人事に関する計画
	①方針 ア. 業務運営を効率的かつ効果的に 実施するため、組織編成及び人員 配置を実情に即して見直す。	①方針 ア. 業務運営を効率的かつ効果的 に実施するため、組織編成及び 人員配置を実情に即して見直 す。	①方針 ア 平成18年4月の管理運用法人設立時に新たな組織編制を行ったところではあるが、より効率的かつ効果的な業務を遂行するため、組織体制の見直しを行った。 また、平成21事業年度中においても、より一層の組織の効率化等を図るための体制整備等を行った。 (第1.1.(1) 再掲)
	イ. 職員の努力及びその成果を適正 に評価する人事評価制度を実施 する。	イ. 職員の努力及びその成果を適 正に評価する人事評価制度を実 施する。	イ 職員の能力の向上、管理職の管理能力の強化及び職員の勤労意欲の向上を図ることを目的として、平成20事業年度に引き続き、人事評価制度を実施した。 平成21事業年度においては、下期実績評価(20年10~3月)を4~5月に実施し、その結果を6月期の奨励手当(国家公務員の勤勉手当に相当するもの)に、上期実績評価(平成21年4~9月)を10~11月に実施し、その結果を12月期の奨励手当にそれぞれ反映させた。また、能力評価(4~12月)については、平成22年1~2月に実施し、3月に「フィードバック面談」を行い、被評価者に結果を通知した。併せて、その結果を平成22年4月の昇給等に反映させた。その他、厚生労働省の要請を踏まえ、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加える規程改正を行った。

これらの取組により、能力の向上及び勤労意欲の向上等に係る職員の意 識改革に努めた。 (第1.1.(2) 再掲) ウ. 職員の採用に当たっては、資質 ウ. 職員の採用に当たっては、資 ウ 管理運用法人の業務運営能力の向上に寄与する資質の高い優秀な人材の 採用に努めた結果、多様な運用実務経験及び資格等を有する者を平成21 の高い人材をより広く求める。 質の高い人材をより広く求め 年4月1日に3名採用した。 (第1.2.(1) 再掲) エ. 職員の資質の向上を図る観点か エ. 職員の資質の向上を図る観点か エ 職員の資質の向上等を図るため、資金運用等の分野に係る専門的かつ実 ら、資産運用等の分野に係る専門 ら、資産運用等の分野に係る専門 務的な研修計画を策定し、平成21事業年度の研修を次のとおり実施した。 的、実務的な研修を実施するほ 的、実務的な研修を実施するほ (合計89回、延べ549名参加) か、当該分野等の資格取得を積極 か、当該分野等の資格取得を積極 的に支援する。 的に支援する。 i 一般研修(職員の基礎的な資質の向上を図るための研修、福利厚生上の • コンプライアンス研修 法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、法令遵守につい ての職員の意識向上を図った。 11月開催(参加人数 81名) メンタルヘルス研修 職員の健康保持増進を図る観点から、職員個々に「こころの健康 診断」を実施し、メンタルヘルスについての意識向上を図った。 2月開催(参加人数 76名) • 管理職研修 平成21事業年度は、メンタルヘルスについて重点的に取り組み、 課長職以上を対象に行った。 その中で、長期病気療養者の職場復帰時の対処などの具体的な内 容の外部研修に人事担当職員を派遣した。 6月開催(課長以上14名) 12月開催(課長職1名) • 基礎研修 平成21事業年度に採用した職員の基礎知識の習得を図る観点か ら、管理運用法人の組織、業務、遵守事項等について研修を実施し 4月~1月開催:3回 (参加人数6名)

年金積立金管理運用独立行政法人	業務実績評価シート
-----------------	-----------

援を行った。 (第1.2.(2) 再掲) オ. 幅広い職務を経験させるため、 オ. 幅広い職務を経験させるため、 オ. 他の関係機関との人事交流について、平成20事業年度に引き続き、職員	1	Т	
他の関係機関との人事交流に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図る。 他の関係機関との人事交流に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図る。 他の関係機関との人事交流に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図る。 ②人員に係る指標 新未の常動職員数については、期初の常動職員数については、期初の常動職員数については、中期計画期初の100%以内とする。 ②人事に関する指標 平成21年度未の常動職員数については、中期計画期初の100%以内とする。 ②人事に関する指標 平成21年度未の常動職員数については、中期計画期初の100%以内とする。 ②人事に関する指標 平成21年度未の常動職員数については、中期計画期初の常動職員数については、第1000000000000000000000000000000000000			野に入れた総合的な専門性の向上を図ることを目的として平成19事業年度から職員への大学院入学補助制度を活用し、平成21年4月から職員1名が入学し、現在受講中である。 v 職員の専門性向上の観点から、資金運用等の分野に関連する資格取得を推進するため、証券アナリスト資格取得通信教育講座受講料等について支援を行った。
期末の常勤職員数については、期 初の常勤職員数の100%以内と する。 (参考1) 期初の常勤職員数 81人 期末の常勤職員数 81人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 2,961百万円 ただし、上記の額は、退職手当及び 福利厚生費(法定福利費及び法定外福	他の関係機関との人事交流に取り組むことにより、業務運営能力	他の関係機関との人事交流に取り組むことにより、業務運営能力	の業務運営能力の向上を図る観点から、専門性を確保すること等に留意しつ つ、交流先、対象者、労働条件、期間等について検討を行った。 その結果、人事交流の一環として、平成20事業年度に引き続き、全国労 働者共済生活協同組合連合会(全労済)から研修生1名を受け入れた。
	期末の常勤職員数については、期初の常勤職員数の100%以内とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 81人 期末の常勤職員数 81人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 2,961百万円 ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福	平成21年度末の常勤職員数に ついては、中期計画期初の100%	平成21事業年度末の常勤職員数については、中期計画期初の常勤職員数

自己評価 A
職員の専門性の向上を図り、組織運営の効率化を図りながら、平成2 1 事業年度末の常勤職員数については、中期計画期初の常勤職員数10 0 %以内とした。 また、独立行政法人整理合理化計画に基づき宿舎の存廃について検討 を進めた結果、現在保有する全ての宿舎を売却することについて結論を 得ることができた。 なお、結論を得るまでの過程において、入居者の生活面に与える影響 が大きいこと、職員採用時に宿舎の入居を要件にしていたこと、独立行 政法人の中でも先駆けて宿舎を廃止するといった点等はあったが、職員
1 事業年度末の常勤職員数については、中期計画期初の常勤職員数 1 0 0 %以内とした。
0%以内とした。 また、独立行政法人整理合理化計画に基づき宿舎の存廃について検討を進めた結果、現在保有する全ての宿舎を売却することについて結論を得ることができた。 なお、結論を得るまでの過程において、入居者の生活面に与える影響が大きいこと、職員採用時に宿舎の入居を要件にしていたこと、独立行政法人の中でも先駆けて宿舎を廃止するといった点等はあったが、職員・平成22年度~23年度中に着手が行われる見込みであり、評価でき
また、独立行政法人整理合理化計画に基づき宿舎の存廃について検討を進めた結果、現在保有する全ての宿舎を売却することについて結論を得ることができた。 なお、結論を得るまでの過程において、入居者の生活面に与える影響が大きいこと、職員採用時に宿舎の入居を要件にしていたこと、独立行政法人の中でも先駆けて宿舎を廃止するといった点等はあったが、職員・平成22年度~23年度中に着手が行われる見込みであり、評価でき
を進めた結果、現在保有する全ての宿舎を売却することについて結論を 得ることができた。 なお、結論を得るまでの過程において、入居者の生活面に与える影響 が大きいこと、職員採用時に宿舎の入居を要件にしていたこと、独立行 政法人の中でも先駆けて宿舎を廃止するといった点等はあったが、職員 ・平成22年度~23年度中に着手が行われる見込みであり、評価でき
なお、結論を得るまでの過程において、入居者の生活面に与える影響 ・ 入居職員等に対する丁寧な説明を行うなど、着実な施設(宿舎)の売が大きいこと、職員採用時に宿舎の入居を要件にしていたこと、独立行 切に努めた。 ・ 平成22年度~23年度中に着手が行われる見込みであり、評価でき
が大きいこと、職員採用時に宿舎の入居を要件にしていたこと、独立行 却に努めた。 政法人の中でも先駆けて宿舎を廃止するといった点等はあったが、職員 ・平成22年度~23年度中に着手が行われる見込みであり、評価でき
政法人の中でも先駆けて宿舎を廃止するといった点等はあったが、職員 ・平成22年度~23年度中に着手が行われる見込みであり、評価でき
The country of the control of the co
及び職員組合に対し、時間をかけて丁寧に説明をしてきた結果、理解を る。
得ることができた。 ・施設の売却に関して十分な努力がなされている。
宿舎の売却については、第2期中期目標期間中において、所要の手続・宿舎売却等について適切な対応が行われている。
きを完了するよう努めることとした(第2期中期計画に記載)。 ・努力が認められる。
・計画に即した運用が行われている。
・特段の評価する項目は見当たらない。 【 評価の視点 】
の主たる事務所の移転に関し、関係行政機関及の運用支託機関等との運 (移転時期は、平成20年9月の政市改正により延期された。) 最を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないようにする
とめの措置を講じたか。
)「第1業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」 【 評価項目1~5で評価 】
において評価。
)期末の常勤職員数について、期初の常勤職員数の100%以内となっ 実績:○
こか。
○ 平成21事業年度末の常勤職員数については、中期計画期初の常勤
職員数100%以内となった。 (業務実績第8.4.(3)②(P.104)参照)
(未務夫祖弟 6. 4. (5) ② (P. I U 4) 参照)
)国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員 実績:―
ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱 【国家公務員の再就職者のポスト見直し 】
ビポストの廃止等は適切に行われたか。
l ν _o
○ 監事ポストについて、厚生労働省において公募が行われ、平成22
年4月より民間出身者の監事が就任した。
)独立行政法人職員の軍能職者の北人供弗式ストの目声しな図ってい、「実法・
)独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図ってい 実績: — 「職員の再就職者の非人件費ポストの見直し」
っか。

年金積立金管理運用独立行政法人 業務実績評価シート